

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月19日
【会社名】	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
【代表者の役職氏名】	デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター (Deputy Group Finance Director) マーク・マーソン (Mark Merson)
【本店の所在の場所】	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 平 川 修
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 小 林 英 治 同 田 中 貴 大
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	有価証券信託受益証券
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	申込期間(平成28年7月29日から平成29年7月31日まで) 各本受益権(以下で定義する。)ごとに、1,000億円を上 限とする。 * なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書 を提出することによって更新される。
【安定操作に関する事項】	該当なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」又は「当行」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「ポンド」又は「 <input type="text"/> 」	英国の通貨であるスターリング・ポンド
「ペンス」又は「p」	英国の通貨であるペンス
「\$」、「ドル」又は「米ドル」	アメリカ合衆国ドル
「ユーロ」又は「 <input type="text"/>	欧州連合の通貨であるユーロ

注) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合又は文脈上別異に解される場合を除き、各本受益権に係る上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約(以下「基本契約」という。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」という。)並びに上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」という。)(以下、基本契約、信託契約条項及び個別契約を総称して「信託契約」という場合がある。)に定める意味を有する。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

銘柄

	銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
1	iPath [®] 商品指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] トータル・リターン指数連動債
2	iPath [®] 貴金属指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] 貴金属指数トータル・リターン連動債
3	iPath [®] 産業用金属指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] 産業用メタル指数 トータル・リターン連動債
4	iPath [®] エネルギー指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] エネルギー指数トータル・リターン連動債
5	iPath [®] 農産物指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] 農産物指数トータル・リターン連動債
6	iPath [®] 穀物指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] 穀物指数トータル・リターン連動債
7	iPath [®] ソフト農産物指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] ソフト・コモディティ商品指数 トータル・リターン連動債
8	iPath [®] 畜産物指数連動 受益証券発行信託	2040年満期iPath [®] S&P GSCI [®] 畜産物商品指数トータル・リターン連動債

注1： 以下、第1乃至第8の受益証券発行信託に係る受益権を個別に又は総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別に又は総称して「本信託」という。

注2： 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第1乃至第8の受託有価証券を個別に又は総称して「本外国指標連動証券」という。

注3： 本書の提出会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、第1乃至第8の本受益権に係る有価証券届出書を、平成27年7月21日に、関東財務局長に提出している。

発行価額の総額

各本受益権について、1,000億円を上限とする。

なお、各本受益権は、第1の受託有価証券に係るものについては平成23年8月23日に、第2乃至第8の受託有価証券に係るものについては平成23年9月6日に、東京証券取引所にそれぞれ上場された。

発行価格

各本受益権について、1口あたり、申込受付日(以下で定義する。)付の本外国指標連動証券1口あたりの償還価額(以下で定義する。)に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日(銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。以下別段の定めのない限り同じとする。)の午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Currency頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)(以下「発行価格」という。)とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

本書において、「申込受付日」とは、(i)申込みを受け付けた日の午前10時までに本信託の委託者であるパークレイズ証券株式会社(以下かかる地位において「委託者」という。)が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、(ii)申込みを受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌営業日(後記の申込不可日を除く。)とする。

申込単位は、各本受益権について50,000口以上1口単位とする。

申込手数料は、1口あたり、上記発行価格に販売会社であるパークレイズ証券株式会社(以下かかる地位において「販売会社」という。)が独自に定める率を乗じた額とする。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれる。

詳細は、販売会社まで問い合わせされたい。

利率

利息は付されない。

申込期間

申込期間：平成28年7月29日から平成29年7月31日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

なお、委託者は、次の期日又は期間(以下「申込不可日」という場合がある。)における各本受益権の申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日
- (2) 当該日及びその翌営業日が、ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 当該日及びその翌営業日が、各本外国指標連動証券の関連する決済システム(クリアストリーム・フランクフルト、クリアストリーム・ルクセンブルグ及びユーロクリア)が決済指図の受理及び実行のために稼動している日以外の日
- (4) 各本外国指標連動証券に係る本商品営業日(以下で定義する。)以外の日
- (5) 本信託の計算期日前の一定期間であって、受託者が本信託の決算事務の都合上各本受益権の取得申込みの受付を停止する必要があると判断する期間
- (6) 英国において発行会社の仮年次決算(Preliminary Results)又は未監査中間決算(Interim Results)が公表される等、金融商品取引法に基づく日本語による開示が行われる必要があつて、それが行われるまでの期間
- (7) その他類似の理由により、本外国指標連動証券の購入又はその信託設定が困難である日
- (8) 後記「申込取扱場所」(2)記載の事由が生じている日

申込証拠金

該当事項なし。

申込取扱場所

販売会社であるパークレイズ証券株式会社において申込みの取扱いを行う。その他の申込取扱場所(販売会社)については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

<照会先>

パークレイズ証券株式会社

東京都港区六本木6丁目10番1号

(1) 申込みの方法

販売会社所定の方法で申し込むものとする。

(2) その他申込み等に関する事項

販売会社は、以下に該当する場合には、本受益権の申込みの受付を停止すること又はすでに受け付けた申込みの受付を取り消すことができる。その場合、販売会社、委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「受託者」という。)又はカストディアン(以下「カストディアン」という。)のいずれも、当該受付の停止又は取消しにより投資家に生じた損害について責任を負わない。

以下のいずれかの事由により本受益権又は本外国指標連動証券の適正な条件での取得が困難な場合又は遅延する場合

- ・ 国内外の商品市場等及び金融商品取引所等における取引の停止、遅延
- ・ 決済機能の停止、遅延
- ・ 外国為替取引の停止、遅延
- ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと販売会社が合理的に判断したこと

天災地変又は政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他販売会社、委託者、受託者又はカストディアンの支配を超えた事由により、本受益権又は本外国指標連動証券の適正な条件での調達又は取得が困難な場合又は遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る発行価額の総額は、販売会社を通じて、申込受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日(以下本項において「払込期日」という。)に、委託者の指定する口座に払い込まれる。

但し、投資家は、申込みをした販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとする。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金を支払う必要がある場合がある。

権利の内容

各本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりである。

分配金

原則として、信託期間中の分配金はない。

転換請求権(解約による信託財産等の交付)

受益者は、保有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本外国指標連動証券の交付を受けることはできない。これに代わる換金手段として、下記の委託者に対する買取請求権の他、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものである。

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、その有する本受益権の全部又は一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。但し、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄について50,000口以上1口単位(受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は本金融商品取引所にあらかじめ開示したうえで、当該口数を変更することがある。)とする。

委託者は、受益者より上記の請求(以下「委託者買取請求」という。)が行われた場合、委託者買取請求受付日(以下で定義する。)に当該委託者買取請求を受け付ける。委託者買取請求に基づく委託者による本受益権の買取価額は、本受益権1口あたり、委託者買取請求受付日付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Curncy頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)とする。委託者買取請求に係る手続(委託者買取請求が完了する日数を含み、以下「委託者買取請求手続」という。)及び委託者買取請求において受益者が負担すべき手数料(以下「委託者買取請求手数料」という。)については、委託者が別途定める。

本書において、「委託者買取請求受付日」とは、(i)委託者買取請求を受け付けた日の午前10時までに委託者が受理した委託者買取請求については、当該委託者買取請求を受け付けた日をいい、(ii)委託者買取請求を受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した委託者買取請求については、当該委託者買取請求を受け付けた日の翌営業日(後記の買取請求不可日を除く。)とする。

なお、委託者は、次の期日又は期間(以下「買取請求不可日」という場合がある。)における各本受益権の委託者買取請求については、原則として、当該委託者買取請求の受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日
- (2) ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 各本外国指標連動証券に係る本商品営業日以外の日

以上にかかわらず、委託者は、以下に掲げる事由に該当する場合には、委託者買取請求の受付を停止すること又は委託者買取請求を受け付けた後における委託者買取手続を中断若しくは中止することができる。

- (1) 本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額が算出されない場合
- (2) 委託者買取請求手数料及び委託者買取請求手数料に係る消費税等の相当額の入金、委託者において確認できない場合
- (3) 委託者買取手続において委託者による受益者を確認する手続が完了しない場合
- (4) 本金融商品取引所における本受益権若しくは本外国指標連動証券上場証券取引所における本外国指標連動証券の取引の停止、清算又は決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるため委託者買取手続が実施できない場合

委託者が委託者買取請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った委託者買取請求のうち、当該受付停止前に行った委託者買取請求を撤回することができる。受益者がその委託者買取請求を撤回しない場合には、当該委託者買取請求は、当該受付停止を解除した後の最初の営業日に受け付けたものとみなす。

受益者は、委託者買取請求を行った場合には、上記の場合を除き、当該委託者買取請求を撤回、取消又は中断することはできない。

信託変更に係る異議申述権及び本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができる。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、その保有する本受益権について、受託者に取得することを請求できる。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりである。

- (1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるとき又はやむを得ない事情が発生したとき(適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときを含む。)は、委託者の同意を得て(かかる同意は不合理に拒絶されない。)、その裁量により、信託契約条項の内容を変更することができる。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者及び受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を本受益権が上場されている金融商品取引所で開示するが、信託法第149条第2項に定める通知は行わない。
- (2) 但し、本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更(但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の受益権の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に限る。かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとする。)(以下「重要な信託の変更」という。)がなされる場合及びかかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の受益権の商品としての同一性を失わせることとなる変更(以下「非軽微な信託の変更」という。)がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容及び変更について異議ある受益者は一定の期間(但し、1ヶ月以上とする。)内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、又は知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができる。

- ・ 受益者に関する事項
- ・ 受益権に関する事項
- ・ 指標価格に関する事項
- ・ 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項
- ・ 信託期間、その延長及び信託期間中の解約に関する事項
- ・ 計算期間に関する事項
- ・ 受託者の受ける信託報酬(但し、第一管理信託報酬(信託契約の定義による。))を除く。)その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期に関する事項
- ・ 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
- ・ 信託の元本の追加に関する事項

- ・ 受益権の買取請求に関する事項
 - ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項
- (3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者(但し、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。)は、受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権1口あたり、受託者取得請求受付日(以下で定義する。)付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Curncy頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)で取得することを請求することができる。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではない。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記一定の期間内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を当該期間の最終日の翌営業日(同日が後記の取得請求不可日である場合には、その直後の取得請求不可日ではない営業日)付の本外国指標連動証券の1口あたりの償還価額に受益権付与率を乗じ、当該償還価額が算出された日の翌営業日午前10時のドル円換算TTM(仲値)レート(ブルームバーグCSBSUSD TMUQ Curncy頁による。)により円換算して算定される価額(小数点以下は切り上げる。)で取得することを請求することができる。

本書において、「受託者取得請求受付日」とは、(i) 受託者取得請求を受け付けた日の午前10時までに受託者が受理した受託者取得請求については、当該受託者取得請求を受け付けた日をいい、(ii) 受託者取得請求を受け付けた日の午前10時より後に受託者が受理した受託者取得請求については、当該受託者取得請求を受け付けた日の翌営業日(後記の取得請求不可日を除く。)とする。

なお、受託者は、次の期日又は期間(以下「取得請求不可日」という場合がある。)における各本受益権の受託者取得請求については、原則として、当該受託者取得請求の受付を停止する。

- (1) 営業日以外の日
- (2) ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日
- (3) 各本外国指標連動証券に係る本商品営業日以外の日

受益者決議手続実施請求権

総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができる。具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

< 照会先 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有する。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできない。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者又は受益者のいずれも本信託を終了させることはできない。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全て又は一部償還されたとき(繰上償還を含むが、本外国指標連動証券の要項に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。)
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本外国指標連動証券につき、本外国指標連動証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等(英国等の法令等を含む。)又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。

- (5) 個別契約の当事者(受託者を除く。)が信託契約条項又は個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (6) 受託者の辞任若しくは解任又は解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令又は免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (8) 委託者又は発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用又は信託報酬が信託契約条項及び個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 前各号に定める場合以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断し、信託の終了につき第40条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下を参照されたい。

本受益権の取得日

申込みが行われた各本受益権は、申込受付日の3営業日後又は委託者の指定するそれ以降の日において、当該投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第127条の2第1項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。)

(2) 本受益権の譲渡

受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等(振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。)に振替の申請をするものとする。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少及び譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとする。但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含む。)に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとする。

なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

取得格付

各本受益権に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又はかかる信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

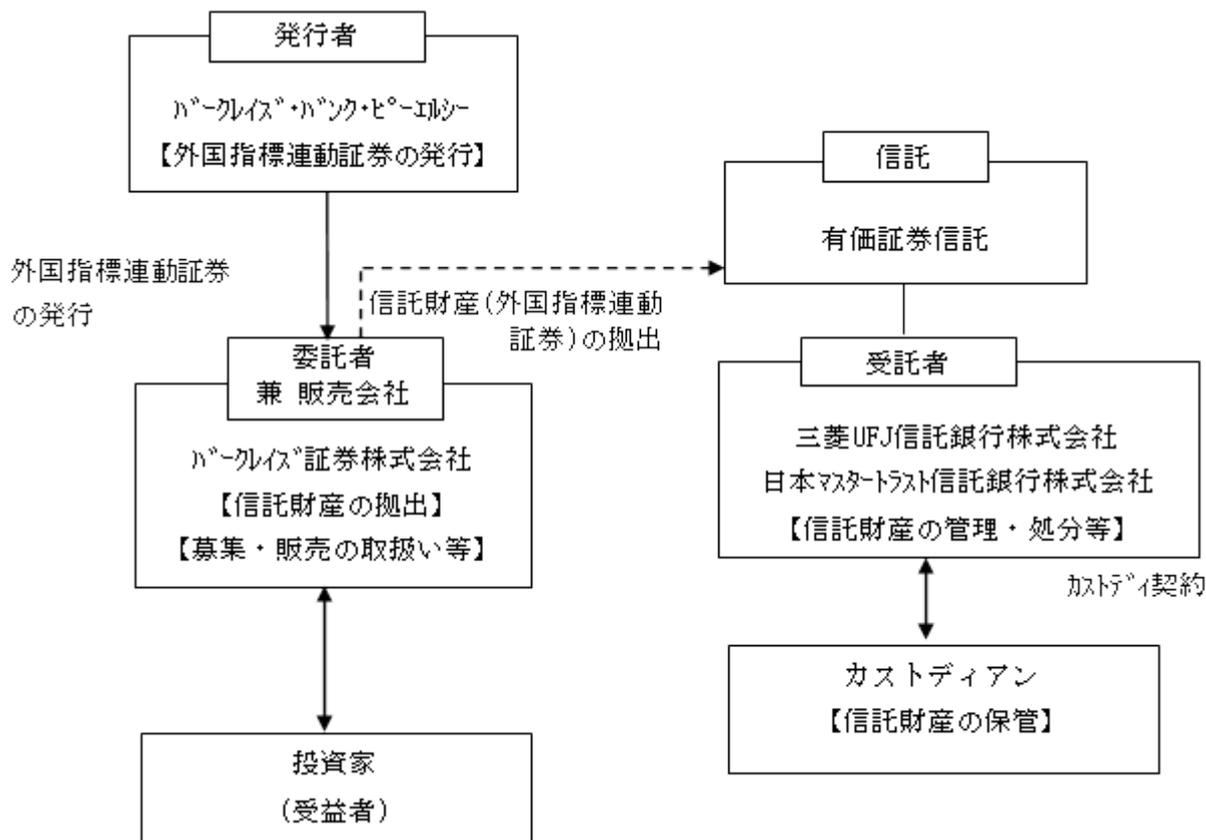
信託の終了に係る信託契約の変更予定

発行会社は、各本受益権に関し、「非軽微な信託の変更」として、当該信託の終了に係る信託契約の変更を予定している。当該信託契約の変更が決定された場合、平成28年8月25日付で当該信託契約の変更を実施し、平成28年9月26日を上場廃止日、平成28年9月28日を信託終了日として、信託の終了を行う予定である。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定及び追加信託により拠出した本外国指標連動証券を管理及び処分し、委託者は当初受益者として本受益権を取得する。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。金融商品取引法第2条第5項及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本外国指標連動証券の発行者(パークレイズ・バンク・ピーエルシー)が本受益権の発行者である。



表示される権利に係る有価証券の内容

本外国指標連動証券の要項の概要

以下は、本外国指標連動証券に適用される要項(以下「**本要項**」という。)の概要である。

本外国指標連動証券は、証書(以下「**本証書**」という。)として発行されるものであり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(本外国指標連動証券の発行体としての地位においては以下「**発行会社**」といい、その他の地位においては以下「**当行**」という。)により発行される優先、無担保、非劣後、ゼロクーポン、商品指数連動型の上場債(その収益(元本の返済及び追加額の支払を含む。))は、本書に規定するところにより本商品指数の価格を参照して計算される。)である。本外国指標連動証券は、発行会社及び一定の代理人等の間で2009年8月5日付けで締結され、2009年12月8日付け補足プログラム契約に基づき補足されたマスター代理人契約(発行日における変更及び/又は補足及び/又は修正再表示を含む。)(以下「**マスター代理人契約**」という。)に基づき発行される。

本要項は、マスター代理人契約の規定の概要を含み、マスター代理人契約の規定に従う。計算代理人、発行・支払代理人及びその時々における支払代理人(発行・支払代理人を含む。)は、以下それぞれ「**計算代理人**」、「**発行・支払代理人**」及び「**支払代理人**」と称される。本外国指標連動証券の発行に関して「**代理人**」とは、計算代理人、発行・支払代理人及びその他の支払代理人並びに本外国指標連動証券に関して随時任命されるその他の代理人をいう。

当初の代理人は、以下のとおりとする。

- (i) 当初の計算代理人は、当行とする。
- (ii) 当初の発行・支払代理人は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店)とする。

- (iii) 当初の支払代理人は、当初の発行・支払代理人及びザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルグ) エス・エー(以下「ルクセンブルグ代理人」という。)並びにザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン フランクフルト支店(以下「フランクフルト代理人」という。)とする。

本要項において代理人とは、上記の当初の代理人又は当該本外国指標連動証券に関して本要項及びマスター代理人契約に従って任命される当該代理人のその時における本後継者(直接・間接の別を問わない。)を指すものとする。

いずれのシリーズの本外国指標連動証券も本要項に従う。各シリーズは、同一の発行期日又は異なる発行期日にトランシェ(それぞれを以下「トランシェ」という。)で発行することができる。

1 様式、所有権及び譲渡

1.1 様式

(a) 本外国指標連動証券の様式

本外国指標連動証券は、無記名様式により発行される。本外国指標連動証券は、当初は包括無記名証券(以下「包括無記名証券」という。)により表章され、交換事由が生じた場合に限り確定様式の本外国指標連動証券(以下「確定無記名証券」という。)に交換することができ、包括無記名証券は、当該包括無記名証券に係る要項に従って確定無記名証券に交換される。交換事由が生じた場合、発行会社は、本要項第15項に従って迅速に本外国指標連動証券所持人に通知する。

1.2 額面

(a) 2040年満期*iPath*[®] S&P *GSCI*[®]トータル・リターン指数連動債

本証券の数：10,000,000枚を限度とする。

発行日現在の本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額：50.00米ドル

(b) 本書記載のその他の受託有価証券

本証券の数：4,000,000枚を限度とする。

発行日現在の本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額：50.00米ドル

1.3 所有権

(a) 概要

本外国指標連動証券の所有権は交付により移転する。本要項第1.4項(a)を条件として、発行会社及び関連する代理人は、(法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き)あらゆる本外国指標連動証券の所持人(以下で定義する。)を、あらゆる目的上(かかる本外国指標連動証券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる本外国指標連動証券に対する持分に関する通知、かかる本外国指標連動証券上(又はそれを表章する包括無記名証券上)の書き込み、又はかかる本外国指標連動証券の盗失若しくは紛失にかかわらず)その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わないものとする。

本要項において「本外国指標連動証券所持人」及び「所持人」とは、本外国指標連動証券の持参人をいう。

1.4 譲渡

(a) 本外国指標連動証券の譲渡

一定の例外を条件として、本外国指標連動証券は、交付により移転する。

2 地位

本外国指標連動証券は、発行会社の無担保及び非劣後の債務であり、本外国指標連動証券間において同順位である。本外国指標連動証券に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他すべての現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本外国指標連動証券は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府機関によっても保証されていない。

3 利息

本外国指標連動証券には利息を付さない。

4 本外国指標連動証券の償還

本要項第4項に基づき償還される本外国指標連動証券は、本要項第6項に従って決済されるものとする。

4.1 償還

本要項第4項に従い期限前に償還されるか又は本要項第21項に従い買入消却される場合を除き、各本外国指標連動証券は、本要項第8.2項を条件として、償還日に最終償還金額ですべて償還される。

4.2 発行会社の選択による早期償還

発行会社は、本外国指標連動証券所持人に対し20営業日前までに(かかる期間を以下「**発行会社通知期間**」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「**任意早期償還通知**」という。)を行った上で(但し、かかる通知は発行会社任意行使期間内に、本要項第15項に従い行われなければならない。)、本要項第6項、第7項及び第8項に従って、任意償還日に任意償還金額により当該シリーズ全部(一部は不可)の本外国指標連動証券の一部又は全部を償還することができる。任意早期償還通知には、当該任意早期償還通知に基づき償還されるものとするシリーズ及び当該シリーズの本外国指標連動証券(以下「**任意早期償還証券**」という。)の数を記載するものとする。疑義を避けるために付言すれば、当該発行会社通知期間の最終日が償還日と同日である場合には、当該シリーズの本外国指標連動証券は、本要項第4.2項に従って償還されるものとする。

あるシリーズの本外国指標連動証券の全部ではなく一部について発行会社の選択権が行使される場合において、当該本外国指標連動証券が振替証券であるときは、本外国指標連動証券に関する関連決済システムの口座名義人の権利は、関連決済システムの標準的な手続き及び関連規則により規律される。

4.3 追加的障害事由の発生に伴う早期償還又は調整

追加的障害事由が発生した場合、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量により以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本外国指標連動証券に及ぼす経済的効果を考慮するため、また該当する本外国指標連動証券を保有することによる本外国指標連動証券所持人に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本外国指標連動証券に関するその他の規定に対して適切な調整を行うことの可否を計算代理人が判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社は、かかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な措置をとるものとする。発行会社は、調整の性質及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第15項に従いかかる調整について本外国指標連動証券所持人に通知するものとする。発行会社は、かかる調整を実施するために本外国指標連動証券所持人の同意又は承諾を得ることを要しないものとする。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本外国指標連動証券を保有することによる本外国指標連動証券所持人に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨を発行会社に通知するものとし、いかなる調整も行われぬものとする。計算代理人、発行会社及びその他の当事者はいずれも、本要項第4.3項(a)に基づき計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整若しくはなされなかった潜在的調整につき所持人、本外国指標連動証券所持人又はその他の者に対して責任を負わないものとする。
- (b) 本要項第16項に従い本外国指標連動証券所持人に対し10営業日前までに(かかる期間を以下「**早期償還通知期間**」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「**早期償還通知**」という。)を行った上で、本要項第6項、第7項及び第8項に従って、早期償還日に早期償還金額により当該シリーズ全部(一部は不可)の本外国指標連動証券(以下「**早期償還証券**」という。)をすべて償還すること。早期償還通知には、当該早期償還通知に基づき償還されるものとするシリーズ及び当該シリーズの本外国指標連動証券(以下「**早期償還証券**」という。)の数を記載するものとする。疑義を避けるために付言すれば、当該早期償還通知期間の最終日が償還日と同日である場合には、当該シリーズの本外国指標連動証券は、本要項第4.3項(b)に従って償還されるものとする。

4.4 本外国指標連動証券所持人の選択による早期償還

本外国指標連動証券の所持人が有効な本外国指標連動証券所持人任意行使通知を発行会社に対して行った場合には、発行会社は、本要項第5項、第6項、第7項及び第8項並びに下記の行使条件に従って、当該本外国指標連動証券所持人任意行使通知に係る各本外国指標連動証券の全部(一部は不可)を、本外国指標連動証券所持人任意償還日に本外国指標連動証券所持人任意償還金額で償還するものとする。

本要項において「**本外国指標連動証券所持人任意行使通知**」とは、大要支払代理人から入手可能な様式であり、最低本外国指標連動証券所持人行使金額以上で償還される本外国指標連動証券の数に関して交付される取消不能の通知書面をいう。本外国指標連動証券所持人任意行使通知は、(i)当該通知が行わ

れる日(当該通知が本外国指標連動証券所持人任意行使日のロンドン時間正午前に行われる場合)か、(ii)当該通知が行われる日の翌本外国指標連動証券所持人任意行使日(もしあれば。)(本外国指標連動証券所持人任意行使日のロンドン時間正午後に行われるか又は本外国指標連動証券所持人任意行使日でない日に行われる場合)に効力が生ずるとみなされる。

本項の相反する規定にかかわらず、かかる選択権を行使するために、本外国指標連動証券所持人は、支払代理人の指定事務取扱店舗において、当該本外国指標連動証券及び適式に作成された本外国指標連動証券所持人任意行使通知を支払代理人に預託しなければならない。そのように預託された本外国指標連動証券及び行使された選択権は、(マスター代理人契約に規定する場合を除き)発行会社の事前の同意なく撤回することはできない。

疑義を避けるために付言すれば、本外国指標連動証券所持人任意償還日が償還日と同日である場合には、本外国指標連動証券は本要項第4.4項に従って償還されるものとする。

5 関連商品価格の決定、商品市場障害事由及び諸調整

5.1 関連商品価格の決定

計算代理人は、各暦日について償還価額、日次指数係数及び日次手数料を計算する。日次指数係数の計算にあたり、計算代理人は、関係する参照商品価格を参照して各値付日に関する本商品指数の関連商品価格を決定する。

5.2 公表価格の訂正

ある日に公表又は発表された価格で当該日に関する関連商品価格を決定するために計算代理人により使用されたか又は使用されるものがその後に訂正される場合において、当該公表又は発表を担当する者により当初の公表又は発表後30暦日以内に当該訂正が公表又は発表されるときは、計算代理人は、その単独の裁量により、当該訂正後の価格を用いて当該日の関連商品価格を再計算することができる。計算代理人は、かかる訂正、改定後の関連商品価格及び当初の関連商品価格に基づきある金額(以下「**実際支払金額**」という。)が本外国指標連動証券所持人に支払われた場合には訂正後の関連商品価格に基づき本外国指標連動証券所持人に支払われるべきであった金額(以下「**調整後支払金額**」という。)を発行会社に通知するものとする。調整後支払金額の通知があった場合、発行会社は、実際支払金額の支払いを受けた者に対して追加額を支払う(調整後支払金額が実際支払金額を上回る場合)か、かかる者から金員を取り戻す(調整後支払金額が実際支払金額を下回る場合)ために必要又は適当であると判断する措置を講ずることができる(但し、これらを行う義務を負わないものとする)。上記にかかわらず、発行会社は、いかなる状況であれ、関連決済システムから金員を取り戻す義務を負わないものとする。計算代理人は、本要項に基づきいかなる決定を行う義務も負わないものとし、本要項第5.2項に基づき行われたか又は行われなかった決定につきいかなる者に対しても責任を負わないものとする。

上記にかかわらず、計算代理人が、その単独の裁量により、ある日に公表又は発表された価格で当該日に関する関連商品価格を決定するために計算代理人により使用されたか又は使用されるものがその後に訂正される可能性があるとして判断した場合には、計算代理人は、その単独の裁量により、当該日に関する関連商品価格の決定又は計算を先送りし、その代わりに訂正の可能性について発行会社に通知することができる。計算代理人が関連商品価格の訂正の可能性を発行会社に通知した場合、発行会社は、当該関連商品価格を参照して金額が決定又は計算される支払いを、計算代理人が訂正後の関連商品価格を決定又は計算するまで行わないものとし、かかる支払の期日は、訂正後の関連商品価格の決定又は計算と同程度先送りされるものとする。

5.3 商品市場障害事由及び市場障害事由時の代替

計算代理人が、商品市場障害事由が発生し、値付日(それ以外の場合は、通常当該値付日の価格が価格ソースによって公表されると思われる日)に継続していると単独で判断した場合には、当該値付日の関連商品価格は、関連商品価格を提供する最初に適用される市場障害事由時の代替に従い、計算代理人により決定される。

- (a) 「商品市場障害事由」とは、ある本商品指数に関して下記事由のいずれかが発生することを意味する。
- (i) 該当する取引所又は別の価格情報源が、(a)参照商品価格の最終決済価格、又は(b)参照商品価格に含まれる先物契約の終値の発表又は公表を一時的に又は恒久的に行わないこと
 - (ii) 参照商品価格に含まれる一又は複数の先物契約の取引の重大な制限、停止又は障害
 - (iii) 参照商品価格に含まれる先物契約の終値が「**値幅制限**」の場合。値幅制限とは、その日の当該契約の終値が、前日の終値から当該取引所の適用規則により認められる最大幅で増減したことをいう。
 - (iv) 計算代理人が、その単独の裁量により、対象となる関連ヘッジ取引を解消する発行会社又はその関連会社の能力を著しく妨げると判断した場合には、かかるその他の事由(疑義を避け

るために付言すれば、参照商品価格に含まれる先物契約が取引される取引所の閉鎖又は早期閉鎖(予定されたものか予定されていないものを問わない。)を含む。)

- (b) 「市場障害事由時の代替」とは、値付日である日に商品市場障害事由が発生し、又は存在しているときに、特定の参照商品価格に関して関連商品価格を決定する代替基準にすることができるソース又は方法をいう。市場障害事由時の代替とは、以下のとおりである。
- (i) 商品市場障害事由の影響を受けない参照商品価格に含まれる各先物契約に関して、関連商品価格は、該当決定日における当該各契約の終値に基づく。
- (ii) 商品市場障害事由の影響を受ける参照商品価格に含まれる各先物商品に関して、関連商品価格は、商品市場障害事由が当該先物契約に関して発生しない該当決定日の翌日における当該各契約の終値に基づく。
- (iii) 下記(iv)に従うことを条件として、計算代理人は、その時点で有効な関連商品価格の計算方法を用いて、前記()及び(ii)において決定される終値により、関連商品価格を決定するものとする。
- (iv) 参照商品価格に含まれる一又は二以上の先物商品に関する商品市場障害事由が連続5取引実施日にわたり引き続き存在する場合には(適用決定日の翌日(当日を含む。))から起算する。)、計算代理人は、誠実にかつ商業的に合理的な方法で関連商品価格を決定するものとする。

5.4 本商品指数の調整

本商品指数に関して、

- (a) 本商品指数が恒久的に取り消される場合又は参照商品価格が当該本商品指数のスポンサー又はその関連会社(以下「**スポンサー**」と総称する。))により計算・公表されていないが、(i)計算代理人が承諾する後任のスポンサー(以下「**後任スポンサー**」という。))により計算・公表されている場合、又は(ii)計算代理人の判断により関連商品価格の計算に用いられているものと同じ又は事実上同様の計算式及び計算方法を用いる後継指数(以下「**後継指数**」という。))と差し替えられる場合には、関連商品価格は、後任スポンサーによりそのように計算・公表された価格又は当該後継指数(場合による。))とみなされる。
- (b) (i)スポンサーが関連商品価格の計算式若しくは計算方法の重大変更を行ったか、別の方法で当該本商品指数の重大変更を行った(構成商品及び加重の変更並びにその他の通常事由の場合に当該商品価格を維持するための当該計算式又は計算方法に定める修正を除く。)、(ii)スポンサーが本商品指数を恒久的に取り消した、又は(iii)スポンサーが連続3取引実施日にわたり本商品指数を計算・公表せず、計算代理人が後任スポンサー又は後継指数が存在しないと判断した場合には(かかる(i)、(ii)及び(iii)の事由を以下「**指数調整事由**」と総称する。)、計算代理人は、当該指数の公表水準(該当する水準がある場合)の代わりに、当該指数調整事由の前に最後に有効であった本商品指数の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の当該本商品指数の水準を用いて(但し、当該指数調整事由直前の当該本商品指数を構成していた先物契約(関連取引所に上場されなくなった先物契約を除く。))のみを用いる。)、関連商品価格を((i)の場合)自己の選択により計算することができ、また((ii)及び(iii)の場合)計算するものとする。

5.5 支払日又は決済日の調整

商品市場障害事由又は指数調整事由の発生による先送り又は延期に伴い、予定支払日又は予定決済日に支払われるべき金額を決定するための関連商品価格が入手できない場合、その支払日又は決済日は、「市場障害事由時の代替」規定又は「本商品指数の調整」規定による関連商品価格の決定後2営業日目まで先送り又は延期される。

6 決済

本要項第4.2項及び第8.2項に従って、本外国指標連動証券は、資産の現物引渡しによらず、現金で決済されるものとする。

7 計算及び公表

7.1 計算

本要項により要求される計算上、(a)その計算による百分比はすべて、必要があれば、1パーセントの100,000分の1に四捨五入するものとし(2分の1以上は切り上げ)、(b)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入するものとし(0.000005以上は切り上げ)、(c)支払期限が到来したすべての通貨による金額は、その通貨の単位に四捨五入(0.000005以上は切り上げ)するものとする。但し、日本円については、円未満

を切り捨てるものとする。ここで、「単位」とは、当該通貨が使用される国の法定通貨として利用できる当該通貨の最低金額をいう。

7.2 決済に関する金額の決定・公表

発行・支払代理人又は計算代理人(該当する場合)が本外国指標連動証券に関していずれかの金利若しくは金額を計算し、クォーテーションを入手し、又は決定若しくはその他の計算をする必要がある日において実務上可及的速やかに、当該代理人は、当該金利若しくは金額を計算し、当該クォーテーションを入手し、又は当該決定若しくはその他の計算(場合による。)を行い、計算又は決定後、可及的速やかに(但し、いかなる場合であっても当該決定の4営業日後より後であってはならない。)、発行会社、各支払代理人、本外国指標連動証券所持人、それらの情報を受領した場合に支払い、引渡し又はさらなる計算若しくは決定を行う本外国指標連動証券に関するその他の代理人、また、本外国指標連動証券がある証券取引所に上場されており当該取引所又はその他の関連当局の規則が要求する場合には当該取引所又はその他の関連当局に対して当該金利、金額、決定又は計算を通知するものとする。

7.3 営業日調整

営業日調整に従った調整の対象となることが規定されている日が当該調整がなければ営業日でない日にあたる場合、かかる日は、営業日である翌日に延期されるものとする(以下「翌営業日調整」という。)

8 支払

8.1 確定無記名証券

確定無記名証券に関する元本の支払は、下記を条件として、米国外の支払代理人の事務取扱店舗において当該確定無記名証券を発行・支払代理人に呈示及び提出(支払われるべき金額の一部支払の場合には、裏書)することと引換えに、非米国受益者に関する証明を条件として(該当する場合)口座開設銀行宛てに振り出された当該通貨建てで支払われる小切手により、又は所持人の選択により口座開設銀行にある当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合には、非居住口座とする。)への振込みにより行われる。

確定無記名証券の所持人は、本要項第8.1項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる証券につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

あるシリーズの確定無記名証券について行われる各支払の記録は、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって当該確定無記名証券につき作成され、かかる記録は、その支払が行われたことの一応の証拠とする。

上記にかかわらず、本外国指標連動証券が米ドル建てである場合において、(i)発行会社が米国外に指定事務取扱店舗を有する支払代理人は支払期日に上記の方法で本外国指標連動証券に関する金員の支払いを行うことができると合理的に期待して当該支払代理人を任命しており、(ii)かかるすべての事務取扱店舗での当該金員の全額の支払いが違法であるか又はかかる金員の授受に関する為替規制その他同様の制限により実質的に妨げられているものの、(iii)発行会社の単独の判断ではかかる支払は発行会社にとって税務上の悪影響を伴うことなく米国法により許容されるときは、かかる本外国指標連動証券に関する支払は、上記と同じ方法によりニューヨーク市にある支払代理人の指定事務取扱店舗において行うことができる。

8.2 租税及び決済費用

本外国指標連動証券の償還時における支払はすべて、適用ある租税及び決済費用並びに本要項の定めるところにより支払われるべきその他の金員の控除が適用されるか、又は当該本外国指標連動証券所持人によるこれらの支払を条件とする。発行会社は、(i)かかる適用ある租税、決済費用及び支払われるべきその他の金員並びに(ii)本外国指標連動証券所持人によるかかる金員の支払方法を本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知するものとする。

8.3 支払日

本外国指標連動証券に関する支払期日が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる本外国指標連動証券の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有しない。

8.4 法令に従った支払

本外国指標連動証券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、適用ある法律、規則及び指令(但し、本要項第11項の規定を妨げない。)に従う。

9 債務不履行事由

本外国指標連動証券の所持人は、以下のいずれかの事由が発生し継続している場合には、かかる本外国指標連動証券が早期償還金額にて償還される旨、また、直ちに償還されることになる旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗において通知することができる。

- (a) 発行会社が本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損なうかかる本外国指標連動証券の条項に違反した場合で、治癒が必要な当該シリーズの当該時点における発行済みの本外国指標連動証券の元本金額合計又は総数の少なくとも10分の1を保有する本外国指標連動証券所持人から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に当該違反が治癒されない場合、又は
- (b) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(本外国指標連動証券所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)

10 代理人

10.1 代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、本外国指標連動証券所持人若しくは所持人に対して又は本外国指標連動証券所持人若しくは代理人との間でいかなる義務も負わず、代理又は信託の関係を有しない。発行会社は、いつでも発行・支払代理人、その他の支払代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又はその他の支払代理人を任命する権利を留保する。但し、発行会社は常に、(i)発行・支払代理人1名、(ii)本要項により要求される場合には1名又は複数の計算代理人、(iii)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(iv)本外国指標連動証券が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(v)EC理事会指令(2003/48/EC)又は2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令を施行する法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に送付される。

10.2 マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損うものでないと発行会社が単独で判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認するものとする。

かかる変更は本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする。但し、かかる通知が送付又は受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

10.3 計算及び決定に対する責任

発行・支払代理人及び計算代理人(該当する場合)は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて(明白な誤りの場合を除く。)最終であり、発行会社、代理人及び本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。

11 課税

本外国指標連動証券所持人は、本外国指標連動証券の所有、譲渡、売却若しくは償還及び/又は本外国指標連動証券に関するその他の支払(該当する場合)に起因するか又はこれらに関連して支払うべきすべての租税を支払わなければならない。発行会社は、かかる租税につき責任を負わず、かかる租税を支払う義務を負わない。

本外国指標連動証券に関する支払はすべて、銀行設立法域(又は課税権を有する銀行設立法域の当局若しくはは政治的下部組織)により、若しくは当該銀行設立法域のために又は当該銀行設立法域内で賦課、徴収又は源泉徴収されるあらゆる性質の現在又は将来の租税なしに、また、かかる租税に関する源泉徴収又は控除を行うことなく行われるものとする。但し、発行会社が法律上かかる租税の源泉徴収又は控除を行うことを要求される場合はこの限りではなく、この場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で当該所持人が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければ当該所持人が受領したそれぞれの金額と等しくするために必要な追加額(以下「追加額」という。)を支払うものとする。上記にかかわらず、以下の場合、本外国指標連動証券に関して追加額は支払われないものとする。

- (a) 単に本外国指標連動証券を保有するという事実以外に銀行設立法域と関係を有することによりかかる本外国指標連動証券について租税の支払義務を負う所持人又は当該所持人に代わる第三者に対して。

- (b) 法令上の要件を遵守するか若しくは第三者に遵守させることにより、又は非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を本外国指標連動証券が支払を受けるために呈示される場所の税務当局に対して行うか第三者に行わせることにより、かかる控除又は源泉徴収を適法に回避しうる(但しかかる回避を行っていない)所持人又は当該所持人に代わる第三者に対して。
- (c) 当該日から30日を過ぎてから支払のために呈示された場合。但し、所持人が当該本外国指標連動証券にかかる30日間の最終日に当該支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (d) かかる源泉徴収又は控除が個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令(2003/48/EC)若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるために導入される法律に従って行う必要がある場合。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該本外国指標連動証券を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた所持人により、或いはかかる所持人の代理人により支払を受けるために呈示された場合。
- (f) 本外国指標連動証券の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる所持人が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する税務当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

発行会社による又は発行会社のための本外国指標連動証券に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合は「**発行会社課税事由**」となる。

12 消滅時効

本外国指標連動証券に関する支払についての発行会社に対する請求権は、当該請求権に関して当該日から10年以内(元本の場合)に行使されない限り時効となり、無効となるものとする。

13 本外国指標連動証券の交換

いずれかのシリーズに関する本外国指標連動証券が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる本外国指標連動証券は、適用される一切の法律、規則及び関連証券取引所その他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人又は交換のために発行会社により随時指定される(当該指定に関する通知は本外国指標連動証券所持人に交付される。)ことのあるその他の支払代理人の指定事務取扱店舗において、いずれの場合も交換に関して発生する手数料、費用及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償等の条件に従って、交換することができる。本外国指標連動証券が毀損又は汚損した場合には、代わりの本外国指標連動証券が発行される前に当該本外国指標連動証券を提出しなければならない。

14 非合法性又は実行不可能

発行会社が本外国指標連動証券に基づく絶対的又は偶発的な債務の履行が理由の如何を問わず全部又は一部非合法になったか、又は物理的に実行不可能になったと判断したする場合、発行会社は、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知して本外国指標連動証券を消却することができる。

発行会社が本外国指標連動証券を消却する場合、発行会社は、適用される法律により許容される限りにおいて、各本外国指標連動証券所持人の保有する各当該本外国指標連動証券について当該本外国指標連動証券所持人に金員を支払う。かかるこの金員は、かかる非合法性又は実行不可能にかかわらず、当該本外国指標連動証券の早期償還金額から、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により決定する対象となる関連ヘッジ取引の解消につき発行会社及び/又はその関連会社に生ずる費用を控除したものとする。支払は、本要項第8.2項を条件とし、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする方法で行われる。

15 通知

15.1 本外国指標連動証券所持人に対する通知

本外国指標連動証券所持人に対するあらゆる通知は、以下の場合に適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞(「フィナンシャル・タイムズ」となる予定)において公告された場合、及び/又は
- (b) 本外国指標連動証券が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は、関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。

- (c) 振替証券の場合には、上記で要求されている公告又は郵送に代えて、本外国指標連動証券所持人に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、本要項第15.1項(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守するものとする。この場合、(その後の公告にかかわらず、)関連決済システムに対して送信された日において通知がなされたものとみなされる。

本要項第15.1項(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に有効に行われるものとする。かかる通知は、かかる公告が行われる日に行われたものとみなされ、二度以上又は異なる日に公告される場合には、上記の公告が行われる最初の日に行われたものとみなされる。

15.2 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本外国指標連動証券について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に当該それぞれの者に関して規定された住所に宛てて、又は本要項第15項に従って本外国指標連動証券所持人に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付しなければならない。

15.3 通知の有効性

本外国指標連動証券所持人が行う通知が有効であり及び/又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、(i)振替証券については、関連決済システムにより、(ii)その他の本外国指標連動証券については、発行・支払代理人と相談の上で当該支払代理人によりなされ、確定的であり、発行会社、代理人及び当該本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。

有効でない、完全でない及び/又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム(該当する場合)が別途合意しない限り、遡及的に無効とみなされる。本規定は、通知を行う者が新たな又は訂正された通知を行うための権利を損なわないものとする。

支払代理人は、かかる通知が有効でない、完全でない又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した本外国指標連動証券所持人に通知するべく、迅速に一切の合理的な努力を尽くすものとする。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人(場合による。)のいずれも、通知が有効でない、完全でない又は適切な様式でない旨の本外国指標連動証券所持人に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わないものとする。

16 代替

発行会社としての当行は、いつでも、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、iPath® S&P GSCI®プログラムの下で自身が発行した当該時点で発行済みの本外国指標連動証券について発行者として行為する他の組織(当行の絶対的な裁量で発行会社としての当行に代わるものとする。)(以下「**当行の新発行会社**」という。))と入れ替わることができるものとする。但し、(i)当行の新発行会社の長期の無担保、非劣後、及び無保証の債務の格付が、かかる代替が効力を生じる日付時点でパークレイズ・バンク・ピーエルシーの長期の格付と同等以上であるか、若しくは当行の新発行会社が他の国際的に認められている格付機関から同等の長期格付を取得していること、及び(ii)かかる代替を行うことにより本要項第9項に定める債務不履行事由が発生しないことを条件とする。

かかる代替があった場合、本要項における発行会社としての当行とは、当行の新発行会社を指すものと解釈されるものとする。かかる代替は、本要項第15項に従って当該時点で発行済みの各シリーズの本外国指標連動証券所持人に対して迅速に通知されるものとする。かかる代替の権利に関して、発行会社としての当行は、本外国指標連動証券所持人が目的の如何を問わず特定の領域に居住又は在住しているか、その他の点で特定の領域と関係しているかその管轄に服することに起因してかかる権利の行使が個々の本外国指標連動証券所持人に及ぼす影響を考慮する義務を負わないものとし、本外国指標連動証券所持人は、かかる代替がかかる本外国指標連動証券所持人に及ぼした課税上の結果に関して、発行会社としての当行又は当行の新発行会社に対して補償又は支払を請求する権利を有しないものとする。

17 準拠法

- (a) 本外国指標連動証券及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本外国指標連動証券及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続(以下「**法的手続**」という。)はかかる裁判所に提起されるものとする。

18 可分性

本外国指標連動証券の本要項に定める一又は複数の規定が無効であり、又は今後無効になったとしても、残りの規定の有効性は何ら影響を受けないものとする。

19 変更及び集会

19.1 社債要項の変更

発行会社は、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、本要項及び/又は本外国指標連動証券に対して、発行会社の単独の判断では本外国指標連動証券所持人の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは銀行設立法域における強制的な法律の規定を遵守するための変更、又は本要項若しくは本外国指標連動証券に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更は本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとし、本要項第15項に従ってその後可及的速やかに本外国指標連動証券所持人に通知されるものとする。かかる通知を送付又は受領しなかったとしても、かかる変更の有効性に影響しない。

19.2 本外国指標連動証券所持人集会

(a) 確定無記名証券

マスター代理人契約には、特別決議(マスター代理人契約に定義される。)による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、本外国指標連動証券所持人の利益に影響する事項を審議するための本外国指標連動証券所持人集会の招集に関する規定が含まれている。本外国指標連動証券所持人には、少なくとも21日(通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。)前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付されるものとする。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本外国指標連動証券の数の10パーセント以上を保有する本外国指標連動証券所持人が招集することができる。本外国指標連動証券所持人集会の定足数(特別決議(以下で定義する。)を可決するための集会の場合を除く。)は、その集会の議事に(i)本外国指標連動証券の満期又は償還の日の変更、(ii)本外国指標連動証券の数の減少又は相殺、(iii)決済金額の計算方法又は計算基準の変更(本要項に規定する場合を除く。)、(iv)本外国指標連動証券の支払通貨又は表示通貨の変更、(v)本外国指標連動証券所持人集会において必要な定足数又は特別決議を可決するために必要な過半数に関する規定の変更等の議案の審議を含む場合(この場合の定足数は、当該時点において発行済みの数の75パーセント以上(延会については、当該時点において発行済みの数の25パーセント以上)を保有又は代表する2名以上の者とする。)を除き、保有又は代表される本外国指標連動証券の数の完全な過半数を保有又は代表する2名以上の者とする。マスター代理人契約は、発行済みの数の90パーセント以上の所持人により又は当該所持人に代わり署名された書面決議は、あらゆる目的上、適式に招集され開催された本外国指標連動証券所持人集会において可決された特別決議と同程度に有効とする旨を規定している。かかる書面決議は、一又は複数の本外国指標連動証券所持人により又はかかる本外国指標連動証券所持人の代わりに署名された一通の文書又は同一様式の複数の文書に含めることができる。

適式に招集された集会において本外国指標連動証券所持人が当該集会で投じた票の少なくとも75パーセントの多数により可決された場合の決議を「特別決議」(以下「特別決議」という。)とする。本外国指標連動証券所持人集会において可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての本外国指標連動証券所持人に対して拘束力を有するものとする。満場一致で可決される場合、決議は書面で可決することができる。

20 追加の発行

発行会社は、随時その自由裁量で、本外国指標連動証券所持人の同意を得ることなく、本外国指標連動証券と同一条件を有するあらゆるシリーズの追加の本外国指標連動証券を設定及び発行することができるものとし(疑義を避けるために付言すれば、本要項において「発行日」とは、本外国指標連動証券の初回発行の日2010年2月23日を指すものとする。)、かかる本外国指標連動証券は統合され、当該本外国指標連動証券とともに一つのシリーズを構成するものとする。本要項において「本外国指標連動証券」とは、これに従って解釈されるものとする。

21 買入及び消却

発行会社及びその子会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格でも本外国指標連動証券を買入ることができる。

前記のとおり発行会社若しくはその子会社により又は発行会社若しくはその子会社に代わって買入れが行われた本外国指標連動証券はすべて、かかる各本外国指標連動証券を発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができる(但し、これを行うことを要しない。)。そのように提出された場合、かかる本

外国指標連動証券は直ちに消却されるものとする。前記のとおり消却のために提出された本外国指標連動証券は、再発行又は再販売することはできず、かかる本外国指標連動証券に関する発行会社の義務は免除されるものとする。

22 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本外国指標連動証券の条件を実施する権利を有しないものとする。

23 定義

「**口座開設銀行**」とは、ある特定の通貨建ての支払に関して、当該通貨の主な金融センター(決済通貨がオーストラリアドル又はニュージーランドドルである場合には、シドニー又はオークランドとする。)にある銀行又は当該支払がユーロ建ての場合には銀行がTARGETシステムを利用することができる都市にある銀行をいう。

「**追加的障害事由**」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券に関して、法の変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加、発行会社課税事由のうちの一つ又は複数を用いる。

「**関連会社**」とは、ある主体に関して、当該主体により直接若しくは間接に支配される主体、当該主体を直接若しくは間接に支配する主体又は当該主体と直接若しくは間接に共通の支配下にある主体をいう。この関係上、「**支配**」とは、ある主体の議決権の過半数を有することをいう。

「**銀行設立法域**」とは、いずれの時においても、当行又は本要項第16項に従い当行に代わる当行の新発行会社の設立法域をいう。

「**営業日**」とは、本要項において、以下のいずれにも該当する日をいう。

- (a) ロンドンにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土曜日及び日曜日以外の日。
- (b) 振替証券に関しては、関連決済システムに係る決済システム営業日。
- (c) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センター(ロンドン以外の場合)において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。
- (d) ユーロで支払われる金額に関しては、TARGET営業日。

「**営業日調整**」とは、本要項第7.3項に定める営業日調整をいう。

「**本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額**」とは、50.00米ドルをいう。

「**CDI**」又は「**CREST預託受益権**」とは、CRESTシステムを通じて発行、保有、決済及び譲渡される電子化された預託受益権であって、当該本外国指標連動証券に係る受益権を表章するものをいう。

「**法の変更**」とは、取引日以降、(a)適用される法律、規則、規制、命令、決定若しくは手続き(税法並びに該当する規制当局、税務当局及び/又は取引所の規則、規制、命令、決定若しくは手続きを含むがこれらに限らない。)の採択、公表若しくは変更により、又は(b)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引機関を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の制定若しくは解釈の公表若しくは変更(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量により(i)発行会社及び/又はその関連会社が本外国指標連動証券に関するヘッジ・ポジション又は当該本外国指標連動証券に関する有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に係る契約を保有、取得、売買若しくは処分することが違法となった(若しくは違法となる)か、又は(ii)発行会社若しくはその関連会社が(a)当該本外国指標連動証券に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することとなる(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の自身の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、又は(b)本外国指標連動証券に関するヘッジ・ポジション又は当該本外国指標連動証券に関する有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に係る契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解消若しくは処分を行う上で負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「**決済システム営業日**」とは、関連決済システムについて、かかる関連決済システムが決済指図の受理及び実行のために稼動している日をいう。

「**クリアストリーム・フランクフルト**」とは、クリアストリーム・バンキング・アーゲー・フランクフルト・アムライン又はその後継者をいう。

「**クリアストリーム・ルクセンブルグ**」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム又はその後継者をいう。

「**クリアストリーム規則**」とは、クリアストリームの管理規則並びにクリアストリーム・ルクセンブルグ又はクリアストリーム・フランクフルト(場合による。)の参加者に対する指示書(いずれも随時変更、補足又は修正されたものを含む。)をいう。

「**本商品営業日**」とは、関連価格ソースがその日について価格を公表した(又は商品市場障害事由が発生していなければ公表していたと思われる)日をいう。

「**本商品指数**」とは、一又は複数の商品又は商品先物(該当する場合)で構成される以下の本外国指標連動証券に係る指数をいう。

銘柄	指数
2040年満期iPath® S&P GSCI®トータル・リターン指数連動債	S&P GSCI®トータル・リターン指数
2040年満期iPath® S&P GSCI®貴金属指数トータル・リターン連動債	S&P GSCI® 貴金属指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®産業用メタル指数トータル・リターン連動債	S&P GSCI®産業用メタル指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®エネルギー指数トータル・リターン連動債	S&P GSCI® エネルギー指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®農産物指数トータル・リターン連動債	S&P GSCI® 農産物指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®穀物指数トータル・リターン連動債	S&P GSCI® 穀物指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®ソフト・コモディティ商品指数 トータル・リターン連動債	S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数 トータル・リターン
2040年満期iPath® S&P GSCI®畜産物商品指数 トータル・リターン連動債	S&P GSCI® 畜産物商品指数 トータル・リターン

「**参照商品価格**」とは、以下をいう。

S&P GSCI®トータル・リターン指数：値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI®トータル・リターン指数に関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI®貴金属指数

トータル・リターン：

値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI®貴金属指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI®産業用メタル指数

トータル・リターン：

値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI®産業用メタル指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI®エネルギー指数

トータル・リターン：

値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI®エネルギー指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI®農産物指数

トータル・リターン：

値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI®農産物指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI[®]穀物指数

トータル・リターン： 値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI[®]穀物指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI[®]ソフト・コモディティ

商品指数トータル・リターン： 値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI[®]ソフト・コモディティ商品指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

S&P GSCI[®]畜産物商品指数

トータル・リターン： 値付日における価格は、米ドルで表示され、スタンダード・アンド・プアーズ又はその後継者により公表され、価格ソースで入手可能なS&P GSCI[®]畜産物商品指数トータル・リターンに関する同日の指定価格となる。

「CREST」とは、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランド・リミテッド(旧クレスト・カンパニー・リミテッド)をいう。

「CREST契約証書」とは、2001年6月25日付け包括契約証書(その後の修正、補足及び/又は修正再表示を含む。)をいう。

「CREST預託機関」とは、クレスト・デポジトリリー・リミテッドをいう。

「CRESTノミニー」とは、Crest Depositoryのノミニーとしてのクレスト・インターナショナル・ノミニー・リミテッドをいう。

「通貨」とは、ある国に関して、当該国の法定通貨をいう。

「Cルール」とは、米国財務省規則セクション1.163-5(c)(2)(i)(C)の要件をいう。

「Dルール」とは、米国財務省規則セクション1.163-5(c)(2)(i)(D)の要件をいう。

「日次手数料」とは、ストライク日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの各暦日に関して、計算代理人が以下の計算式に従って決定する本外国指標連動証券1枚当たりの金額をいう。

$$\text{日次手数料}_t = RV_{t-1} \times \text{指数係数}_t \times \frac{\text{年間手数料}}{365}$$

「年間手数料」とは、0.75パーセントを意味する。

「指数係数_t」とは、当該暦日の日次指数係数をいう。

「RV_{t-1}」とは、直前の暦日における償還価額をいう。但し、ストライク日における償還価額は、本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額(該当する場合)と同額であるとみなされる。

「日次指数係数」とは、以下をいう。

(i) 値付日でない各暦日については、1

(ii) 値付日である各暦日については、計算代理人が以下の計算式に従って決定する数値

$$\text{日次指数係数}_t = \frac{P_t}{P_{t-1}}$$

「P_t」とは、当該値付日における関連商品価格をいう。

「P_{t-1}」とは、当該値付日の直前の値付日における関連商品価格をいう。

「早期償還日」とは、当該早期償還通知期間の最終日をいう。

「早期償還金額」とは、(a)早期評価日金額の合計(早期評価日金額が1つだけ存在する場合には、当該早期評価日金額)を(b)発行会社からの早期償還通知に記載される早期償還証券の数で除したものの((i)当該早期償還証券の早期償還に関連して発行会社が(又は発行会社の代わりに)負担した(又は負担することが見込まれる)費用、損失及び経費(ヘッジ終了費用、ファンドブレーケージコスト(実際上か名目上かを問わない。))を含む(但しこれらに限らない。))、並びに(ii)追加的障害事由の発生に関連又は起因して発行会社及び/又はその関連会社が(又は発行会社及び/又はその関連会社に代わり)負担した(又は負担することが見込まれる)費用、損失

又は経費(実際上か名目上かを問わない。)を考慮した上で調整される。)に相当する、計算代理人が決定する本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額当たりの金額をいう。

「**早期評価日**」とは、発行会社はその単独の裁量により早期償還証券の一定数(発行会社はその単独の裁量により決定する。)が償還される日として決定する、当該早期償還通知期間におけるそれぞれの日をいう。疑義を避けるために付言すれば、かかる早期償還証券に関して2以上の早期評価日が存在する場合がある。

「**早期評価日金額**」とは、ある早期評価日並びに商品市場障害事由及び/又は指数調整事由の発生を条件として当該早期評価日に償還される早期償還証券の数に関して、当該早期評価日における償還価額に当該早期評価日に償還される早期償還証券の数を乗じたものに相当する決済通貨建ての金額をいう。

「**ユーロクリア**」とは、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ又はその後継者をいう。

「**ユーロクリア規則**」とは、ユーロクリアの使用に適用される条件及びユーロクリアの運用手順(随時変更、補足又は修正されるものを含む。)をいう。

「**交換事由**」とは、振替証券に関して、関連決済システムが連続14日間にわたり閉鎖(法定その他の休日による場合を除く。)されている旨が発行会社に通知されること又は発行会社が事業を永久に廃止する意向を公表するか実際に事業を廃止し、後継の決済システムが利用できないことを意味する。

「**最終償還金額**」とは、商品市場障害事由、指数調整事由及び/又は追加的障害事由の発生を条件として、最終評価日における償還価額に相当する決済通貨建ての本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額当たりの金額をいう。

「**最終評価日**」とは、2040年2月23日をいう。但し、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、最終評価日を(及び償還日を当該最終評価日の30年後よりも後でない日までの相応の期間)繰り延べることができる。また、最終評価日にかかる繰延べは、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に対して当該繰延べを事前に(少なくとも6カ月前)通知せずに実施しないものとする。

「**ヘッジ・ポジション**」とは、発行会社又はその関連会社が、本外国指標連動証券に関する発行会社の債務を個別に又はポートフォリオベースでヘッジするために行う、(i)有価証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約又は(ii)その他の商品若しくは取引(その表示方法を問わない。)の一つ又は複数の購入、売却、締結又は維持をいう。

「**ヘッジ障害**」とは、発行会社及び/又はその関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(a)当該シリーズの本外国指標連動証券に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができないか、又は(b)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができないことをいう。

「**ヘッジ費用増加**」とは、発行会社及び/又はその関連会社が(a)当該シリーズの本外国指標連動証券に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(b)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(発行日において存在する状況と比較して)著しく増加することになることをいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用増加とはみなされない。

「**iPath® S&P GSCI® 基本目論見書**」とは、当行のiPath® S&P GSCI® プログラムに関する2010年2月18日付け基本目論見書(追補基本目論見書(以下「追補基本目論見書」という。))により随時変更及び/又は補足される。)をいう。

「**iPath® S&P GSCI® プログラム**」とは、iPath® S&P GSCI® 基本目論見書に記載する本外国指標連動証券を発行するためのプログラムをいう。

「**発行会社任意行使期間**」とは、発行日(同日を除く。)から償還日の20営業日前の日(同日を除く。)までの期間をいう。

「**発行会社課税事由**」とは、本要項第11項に定める意味を有する。

「**最低本外国指標連動証券所持人行使金額**」とは、本外国指標連動証券50,000枚をいう。

「**任意償還日**」とは、コール・オプションに関して、当該発行会社通知期間の最終日をいう。

「**任意償還金額**」とは、(a)任意評価日金額の合計(任意評価日金額が1つだけ存在する場合には、当該任意評価日金額)を(b)発行会社からの任意償還通知に記載される任意償還証券の数で除したものの(当該任意償還証券の早期償還に関連して発行会社が(又は発行会社の代わりに)負担した(又は負担することが見込まれる)費用、損失及び経費(ヘッジ終了費用及びファンドブレイクコスト(実際上か名目上かを問わない。))を含む(但しこれらに限らない。))を考慮した上で調整される。)に相当する、計算代理人が決定する本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額当たりの金額をいう。

「任意評価日」とは、発行会社はその単独の裁量により任意早期償還証券の一定数(発行会社はその単独の裁量により決定する。)が償還される日として決定する、当該発行会社通知期間におけるそれぞれの日をいう。疑義を避けるために付言すれば、当該任意早期償還証券に関して2以上の任意評価日が存在する場合がある。

「任意評価日金額」とは、ある任意評価日並びに商品市場障害事由、指数調整事由及び/又は追加的障害事由の発生を条件として当該任意評価日に償還される任意早期償還証券の数に関して、当該任意評価日における償還価額に当該任意評価日に償還される任意早期償還証券の数を乗じたものに相当する決済通貨建ての金額をいう。

「支払日」とは、以下の日をいう。

- (a) (i) 呈示される場所、(ii) ロンドンにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。
- (b) 以下のいずれかに該当すること。
 - (i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日。
 - (ii) ユーロで支払われる金額に関しては、TARGETシステムが稼働している日。

「価格ソース」とは、参照商品価格に関して、以下のとおり指定価格(又は指定価格を計算する際の元となる価格)を掲載(又は報告)した発表(又はその他の参照元)をいう。

S&P GSCI®トータル・リターン指数:ブルームバーグ:SPGCC1TR

S&P GSCI®貴金属指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCPMTR

S&P GSCI®産業用メタル指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCINTR

S&P GSCI®エネルギー指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCENTR

S&P GSCI®農産物指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCAGTR

S&P GSCI®穀物指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCGRTR

S&P GSCI®ソフト・コモディティ商品指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCSFTR

S&P GSCI®畜産物商品指数トータル・リターン:ブルームバーグ:SPGCLVTR

「値付日」とは、ストライク日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの各本商品営業日をいう。

「主要基本目論見書(Principal Base Prospectus)」とは、当行のグローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラムに関する2009年8月5日付け基本目論見書(追補基本目論見書により随時変更及び/又は補足される。)をいう。

「法的手続」とは、本要項第17項に定められた意味を有する。

「プログラム」とは、マスター代理人契約(随時変更、補足又は修正されたものを含む。)に定義され、それにより設定され、企図されるグローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラムをいう。

「償還日」とは、ある本外国指標連動証券に関して、最終評価日の2営業日後(2040年2月27日)をいう。但し、発行会社は、その単独かつ絶対的な裁量により、償還日を当該償還日の30年後よりも後でない日に繰り延べることができる。また、償還日にかかる繰延べは、本要項第15項に従い本外国指標連動証券所持人に対して当該繰延べを事前に(少なくとも6カ月前)通知せずに実施しないものとする。

「償還価額」又は「 RV_t 」とは、ある暦日における本外国指標連動証券に関して、計算代理人が以下の計算式に従って決定する価額をいう。

$$RV_t = (RV_{t-1} \times \text{指数係数}_t) - \text{日次手数料}_t$$

「 RV_{t-1} 」とは、直前の暦日における償還価額をいう。但し、ストライク日における償還価額は、本外国指標連動証券1枚当たりの計算金額(該当する場合)と同額であるとみなされる。

「指数係数 $_t$ 」とは、当該暦日の日次指数係数をいう。

「日次手数料 $_t$ 」とは、当該暦日の日次手数料をいう。

「関連決済システム」とは、以下をいう。

- (a) 本外国指標連動証券に関しては、当該システムを通じて本外国指標連動証券に対する持分が保有される及び/又は当該システムにおける口座を通じて当該本外国指標連動証券の決済が行われる、ユーロクリア、クリアストリーム・フランクフルト及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合による。)
- (b) CDIに関しては、CREST。

「**関連商品価格**」とは、ある値付日に関して計算代理人により決定される、参照商品価格を参照して決定される当該値付日に関する本商品指数に係る価格(本要項に基づき調整される。)をいう。

「**該当日**」とは、ある本外国指標連動証券に関して、当該本外国指標連動証券に関する支払の初回期日又は(支払われるべき金額の額が不当に留保又は拒絶される場合には)未払金額の全額の支払が行われる日又は(これらの日より早い場合には)本要項に従って本外国指標連動証券の追加呈示が行われた場合に当該支払が行われる旨の通知が本外国指標連動証券所持人に対して適式に行われる日の5日後の日(支払がかかる呈示があった場合に実際に行われる場合に限る。)をいう。

「**関連規則**」とは、関連決済システムの本件規則をいう。

「**関連証券取引所**」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券についてかかる本外国指標連動証券が上場されているフランクフルト及びロンドン証券取引所をいう。

「**本件規則**」とは、クリアストリーム規則、ユーロクリア規則及び/又はCRESTマニュアルをいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意行使日**」とは、計算代理人がロンドン及びニューヨークにおいて営業している暦日をいうが、その日が本外国指標連動証券所持人プット・オプション日でないときは、本外国指標連動証券所持人プット・オプション日でもある計算代理人がロンドン及びニューヨークにおいて営業している翌暦日をいう。本外国指標連動証券所持人任意行使日は、本要項においては値付日とする。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還日**」とは、ある本外国指標連動証券所持人任意行使日に関して、当該本外国指標連動証券所持人任意行使日に関する本外国指標連動証券所持人任意償還金額の決定の2営業日後の日をいう。

「**本外国指標連動証券所持人任意償還金額**」とは、本外国指標連動証券所持人任意行使日に関して決定される償還価額を基に計算代理人により計算される償還金額に相当する本外国指標連動証券1枚当たりの金額をいう。

「**本外国指標連動証券所持人プット・オプション日**」とは、(i)値付日であり、(ii)本外国指標連動証券が上場されている市場(もしあれば。)において取引が一般に行われ、かつ、(iii)本指数が対象とする先物契約が取引される市場において取引が一般に行われる(いずれも計算代理人がその単独の裁量により決定する。)日をいう。

「**シリーズ**」とは、当初発行された本外国指標連動証券、及び当初発行された本外国指標連動証券と統合され、一つのシリーズを構成すると規定される追加発行の本外国指標連動証券を併せていう。

「**決済金額**」とは、任意償還金額、最終償還金額又は早期償還金額(該当する場合)をいう。

「**決済通貨**」とは、米ドルをいう。

「**決済費用**」とは、あるシリーズの本外国指標連動証券に関して、計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により決定する当該本外国指標連動証券の償還若しくは決済時に、償還若しくは決済に関して又は償還若しくは決済に関連して本外国指標連動証券所持人が本外国指標連動証券1枚ごとに支払うべき経費、料金及び費用又はその他の金額(租税に関するものを除く。)をいう。

「**指定価格**」とは、公式の決済価格をいう。

「**ストライク日**」とは、2010年2月23日をいう。

「**本後継者**」とは、ある代理人又は本外国指標連動証券について発行会社が随時任命することのあるその他の者若しくは追加的な者に関して、計算代理人(後継者が計算代理人に関係する場合には、発行会社)がその単独かつ絶対的な裁量によりかかる代理人又はその他の者の後継者として特定する者をいう。特定された本後継者に関する通知は、本要項第15項に従い、かかる特定後、実務的に可及的速やかに本外国指標連動証券所持人に対して行うものとする。

「**TARGET営業日**」とは、TARGETシステムが稼働している日をいう。

「**TARGETシステム**」とは、2007年11月19日に運用を開始した、単一の共通プラットフォームを利用する欧州自動即時グロス決済高速振替支払システム(以下「Target 2」という。)(当該システムが稼働しなくなった場合には、計算代理人が適切な代替システムであると判断するその他のシステム(該当するシステムがある場合))をいう。

「**租税**」とは、取引所税、取引高税、印紙税、印紙税留保税、及び/又はその他のあらゆる種類の負担すべき又は支払うべき税金、課徴金、賦課金若しくは行政手数料を含めた(但しこれらに限らない。)あらゆる税金、

課徴金、関税、徴収金、課金若しくは負担金で税金の性質を有するもの、又はそれらの税金についての源泉徴収又は控除をい、これらに係る利息及び罰金を含む。

「TEFRA」とは、1982年米国税均衡財政責任法及び同法に基づき公布された規則をいう。

「取引日」とは、2010年2月23日をいう。

「取引実施日」とは、本商品指数に関する市場障害事由時の代替及び本商品指数の調整に関する規定に関して、以下の日をいう。

- (i) 計算代理人がロンドン及びニューヨークにおいて営業を行う。
- (ii) 本商品指数に含まれるすべての先物契約に係る取引所が取引のために営業を行う。

本外国指標連動証券に係る租税の取扱い

1. 課税一般について

以下に記載された情報は、本外国指標連動証券に現在適用される税法及び実務慣行の完全な概要ではない。本外国指標連動証券に関する取引(購入、譲渡及び/又は償還を含む。)、本外国指標連動証券に対して支払われる利息又はプレミアムの発生又は受領及び本外国指標連動証券の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ投資家の税務上の居住地及び/又は地位によって異なり得る。したがって本外国指標連動証券の潜在的な投資家は、本外国指標連動証券に関する取引により生ずる税務上の取扱い、及び当該潜在的購入者が税務上の居住者とされる、又は納税義務を負う可能性のある法域における税務上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めべきである。とりわけ関係課税当局が本外国指標連動証券に基づく支払いをどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

次の概要は、本商品指数並びに原資産である商品及び/又は先物契約に関する支払いの税務上の取扱いについては考慮していない。また当該事項に適用される各租税規定は、以下の概要における記述と異なる(場合によっては大きく異なる)可能性がある。

本外国指標連動証券の買手及び/又は売手は、本外国指標連動証券の発行価格又は購入価格(異なる場合)のほか印紙税及びその他の課金の支払いを求められる可能性がある。

投資家は、本要項の第8.2項(租税及び決済費用)を参照のこと。

以下の項目で定義される用語は、関連する当該セクションとの関係でのみ定義された意味を有する。

2. 英国の課税について

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入関税庁(以下「HMRC」という。)の公表済みの実務慣例に基づく一般的な意見であり、英国の現行の法律及び実務慣例について、英国の特定の課税との関係に限って、発行会社が理解している事項を概説したものである。以下は網羅的な意見ではなく、本外国指標連動証券の実質的所有者のみに関係し、特別な規制の適用を受ける一定の税負担者(例えば、本外国指標連動証券の取引を継続している者、一定の機関投資家又は発行会社と関係性を有する者)の区分には適用されない。

英国以外の法域で課税される可能性のある投資家、又は税務上の地位に確信が持てない投資家は、各自で専門家の助言を求めべきである。

2.1 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払い

発行会社は、発行会社が2007年所得税法(以下「本件法」という。)の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本外国指標連動証券に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 認知された取引所に上場された有価証券に関する利息の支払い

本外国指標連動証券に、利息に対する権利が付されており、かつ、本外国指標連動証券が本件法の第1005条に定義された「認知された取引所」に上場している限りにおいて、本外国指標連動証券に関する支払いが、英国の課税上の源泉徴収又は控除なくして行われる可能性がある。ロンドン証券取引所は認知された取引所である。仮に本外国指標連動証券が、関連する認知された取引所において取引をすることが認められており、かつ(英国の場合には)オフィシャル・リストに含まれる場合、又は、(英国以外の認知された取引所が存在する国の場合には)欧州経済領域に属する国において一般的に適用される規定に相当する規定を遵守する形で公式に上場している場合、本外国指標連動証券はかかる要件を満たす可能性がある。

それゆえ、仮に、本外国指標連動証券が前記のとおり上場されている場合には、かかる本外国指標連動証券に関する利息は、発行会社が英国において銀行業を営むか否かにかかわらず、又は、利息

が発行会社の通常の業務の過程において支払われるか否かにかかわらず、英国の租税に関して源泉徴収又は控除なくして支払われることとなる。

(c) 一定の本外国指標連動証券所持人に対する利息の支払い

支払いが行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、本外国指標連動証券に関する支払いは、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく行われることがある。

- (i) 本外国指標連動証券につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払いに関して英国法人税の課税対象となっていること。
- (ii) 支払いが本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、HMRCが、(かかる利息の支払いが、支払いが行われる時点において「除外される支払い」に該当しないと同行が確信する合理的な根拠を有する場合において)税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(d) 本外国指標連動証券の満期が365暦日未満の場合

発行日から1年未満を満期日とする本外国指標連動証券で、かつ、1年又は数年を期間とする借入のために供する目的において発行されない本外国指標連動証券に関する利息もまた、英国の所得税上、源泉徴収されることなく支払いがなされる可能性がある。

(e) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定(上記のものとは異なるものとなる。)若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約によりHMRCから別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本外国指標連動証券の利息の支払いから英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約によりHMRCから別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払いが利息に該当しないものの、年次の支払い又は(現物決済が可能な本外国指標連動証券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本外国指標連動証券の支払いから英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(f) 解釈

上記の「利息」への言及は、英国税法上の解釈による「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本外国指標連動証券の償還額のうちプレミアム部分は、上記の源泉徴収税に関する規定が適用される利息の支払いに該当する可能性がある。特定の場合においては、これは割引額にて発行される本外国指標連動証券の割引額についてもあてはまる可能性がある。上記の記載は、その他の法律上有効な、又は本外国指標連動証券の要項若しくはその関連書類により規定される、「利息」又は「元本」の異なった定義を勘案したものではない。

2.2 報告要件

特定の状況においては、HMRCは情報を取得する権限を有する。HMRCが情報を取得できる者には、本外国指標連動証券から生じた支払いを受領する者(又はかかる支払いを受領する権利を有する者)、(別の者から受領した、又は別の者を代理して行われた)かかる支払いを行う者、利息の支払い若しくは貸記を行い又はこれらを仲介する者、その他の者を代理して本外国指標連動証券に関する取引(本外国指標連動証券の発行を含む。)を実行する者又はかかる取引の当事者となっている者、本外国指標連動証券に関する取引に関連する登録機関又は管理機関、及び本外国指標連動証券について登録又は記録された各所持人が含まれる。また、HMRCが取得できる情報には、本外国指標連動証券の実質所有者の詳細、本外国指標連動証券がその者のために保有されている者又は支払いがその者に対して行われる者(複数名存在する場合は、それぞれの持分)の詳細、本外国指標連動証券に関する取引に関連する情報及び書類、並びに(英国で受領又は保持される金員について支払われ又は貸記される利息に関しては)それに基づき利息の支払いが行われる本外国指標連動証券の固有情報が含まれる。

特定の状況においては、HMRCが上記の権限を用いて取得した情報が他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

2.3 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本外国指標連動証券の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税(以下「SDRT」という。)は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)のすべての条件が満たされる場合には、本外国指標連動証券の発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

- (i) 本外国指標連動証券が「免除される借入資本」(下記参照)に該当しないこと。
- (ii) 本外国指標連動証券が、資本税指令(理事会指令2008/7/EC)第5条(2)の範囲に含まれていないこと。
- (iii) 本外国指標連動証券が、預託証券の発行者又はクリアランス・サービス(又はそれらのノミニー)に対して発行されること。

本外国指標連動証券は、それが「借入資本」(1986年財政法第78条に定義)に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない(また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない)場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

- (i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。
- (ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。
- (iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。
- (iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本外国指標連動証券の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本外国指標連動証券に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本外国指標連動証券が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

- (i) かかる本外国指標連動証券を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。
- (ii) また、かかる本外国指標連動証券を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本外国指標連動証券の償還又は決済

本外国指標連動証券について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本外国指標連動証券の現物決済に対して0.5%の印紙税が課される可能性がある。かかる印紙税が課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

3. 欧州連合の課税について

3.1 提案されている金融取引税(以下「FTT」という。)

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア(以下「参加加盟国」という。)における共通のFTTに関する指令のための提案(以下「委員会提案」という。)を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会提案は範囲が非常に広いものであり、同提案が導入された場合、特定の状況においては、本外国指標連動証券に関する特定の取引(流通市場における取引を含む。)に適用される可能性がある。規制(EC)第1287/2006号第5条(c)に記載の発行市場取引に関しては、適用除外となる見込みである。

委員会提案では、FTTは特定の状況においては、参加加盟国の内外に所在する者に対して適用される可能性がある。一般に、少なくとも1名の当事者が金融機関であり、少なくとも1名の当事者が参加加盟国で設立されている場合に、本外国指標連動証券に関する特定の取引に適用されることとなる。金融機関は、(a)参加加盟国内で設立されている者と取引を行うことによって、又は(b)取引の対象となる金融商

品が参加加盟国で発行されている場合など、幅広い状況下において参加加盟国で「設立」されたものであると判断され、又は「設立」されているとみなされる可能性がある。

しかしながら、FTTに関する提案については、今後参加加盟国の間で協議が行われる予定であり、かかる税金の範囲及び導入については不明確である。前記以外のEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本外国指標連動証券の所持人になろうとする者は、FTTに関して各自専門家の助言を受けることを推奨される。

商品指数の概要

本書には、8種類の関連する商品指数にそれぞれ連動する本外国指標連動証券を原資産とする8種類の本受益権が含まれている。各本外国指標連動証券が連動する指数の特徴については、S&P GSCI®トータル・リターン指数については後記「(1)トータル・リターン指数の概要」を、それ以外の指数については後記「(1)トータル・リターン指数の概要」に加え「(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン」乃至「(8)S&P GSCI® 畜産物商品指数トータル・リターン」をそれぞれ参照されたい。

(1)トータル・リターン指数の概要

以下はS&P GSCI® 商品指数及びS&P GSCI®トータル・リターン指数(以下後者を「トータル・リターン指数」という。)の説明である。トータル・リターン指数の仕組、計算方法、構成銘柄の入替え及び過去のパフォーマンスを含む本書に記載されているトータル・リターン指数に関する情報のすべてについて、独立した検証は行っていない。投資家は、トータル・リターン指数及び同指数のスポンサーについて独自の調査を行うべきである。

S&P GSCI® 商品指数及びトータル・リターン指数に関する本書掲載の情報は、トータル・リターン指数のスポンサーの方針を反映する。S&P GSCI® 商品指数、トータル・リターン指数及びトータル・リターン指数のスポンサーの方針は、同スポンサーにより随時に変更される。トータル・リターン指数のスポンサーは、S&P GSCI® 商品指数及びトータル・リターン指数に対する著作権及び他のすべての権利を所有する。トータル・リターン指数のスポンサーは、本外国指標連動証券の募集にいかなる関与もしておらず、本外国指標連動証券の保有者としての投資家の利害を考慮する義務は一切ない。トータル・リターン指数のスポンサーは、トータル・リターン指数の公表を継続する義務は一切なく、公表を中止することができる。

トータル・リターン指数の最新の時価情報は、トータル・リターン指数のスポンサー及び多数の公開情報ソースから入手可能である。発行会社及びその関連会社は、トータル・リターン指数に関する公開情報の正確性、完全性についていかなる表明も行わない。また発行会社及びその関連会社は、トータル・リターン指数の計算、維持、公表、誤謬、欠落、又は障害に対するいかなる責任も負わない。

トータル・リターン指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。トータル・リターン指数の終値数値の過去の騰落傾向は、本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるトータル・リターン指数の騰落見込みを示すものではない。トータル・リターン指数の構成銘柄の価格の騰落予測は不可能であり、投資家はトータル・リターン指数の過去の数値を将来のパフォーマンスの目安に用いるべきではない。発行会社は、トータル・リターン指数又はその構成銘柄の将来のパフォーマンスにより投資家が本外国指標連動証券の元本金額を上回る金額を満期時若しくは償還時に受領する結果をもたらすと確約を投資家に与えることはできない。発行会社及び関連会社は、トータル・リターン指数のパフォーマンスについていかなる表明も行わない。

S&P GSCI® 商品指数

トータル・リターン指数はS&P GSCI® 商品指数の関連指数である。したがってS&P GSCI® 商品指数の積上げ方法に関する本項での開示は、トータル・リターン指数の積上げ方法にも関係する。次項「トータル・リターン指数」では、トータル・リターン指数のS&P GSCI® 商品指数との特徴的な相違について説明する。

1. イントロダクション

1.1 S&P GSCI商品指数の概要

世界において最も広範に追跡された商品指数として、S&P GSCI商品指数は商品価格を測定する先導的な手法として典型的に認識されている。歴史的に、S&P GSCI商品指数は、他のアセットクラスとの低い相関関係を有する強固なインフレ・プロテクションを一般的に提供してきた。S&P GSCI商品指数は、要求された基準を満たす実物商品に係る先物契約のみを含めることにより、流動性が組込まれている。さらに、世界の生産量ごとに、各インデックスにおける各商品を加重することや、先物の取引量を調整することで、投資可能な世界的な商品市場のデータを純粋に測定できるものとみなされるという目的を達成するよう、S&P GSCI商品指数は設計されている。S&P GSCI商品指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより計算及び管理されている。

1.2 S&P GSCI商品指数の算出方法

任意の日において、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定及び公表するS&P GSCI商品指数の構成及び数値は、確定的なものである。本書では、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがかかる構成を決定し、かかる数値を計算する際に使用する方法について説明する。しかしながら、S&P GSCI商品指数の算出方法又は一連の手のいずれも、S&P GSCI商品指数並びにその構成、加重比率及び計算に関する方法について生じる可能性のあるすべての状況及び事象を予想することはできない。したがって、S&P GSCI商品指数の運営に関連してなされる主観的な判断のうち、S&P GSCI商品指数の算出方法に適切に反映することができないものが多数存在する。本書中の規定の適用に関する解釈についての一切の疑義(市場の緊急事態又はその他の異常事態において行う必要があるあらゆる決定を含む。)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが指数委員会(又は必要に応

じて指数諮問パネル)と協議の上で解決する。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスはS&P GSCI商品指数を、流動性があり、取引可能で、商品への投資の主たるベンチマークとして機能する指数となるよう維持することに注力している。S&Pはまた、本書に記載の詳細なルールに基づくアプローチが、常に特定の市場の根底にある流動性及び状況を反映するわけではないこと(特に、市場のボラティリティが尋常ではない時期又は急速な技術的变化が生じている時期)を認識している。

したがってS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、特定の対象契約が本書に記載の適格基準を満たしていたとしても、かかる対象契約を組み入れることが商品市場のパフォーマンスのベンチマーク及び取引可能な指数としてのS&P GSCI商品指数の目的と一致しておらず、若しくはかかる目的を損なうものである場合、又はかかる対象契約をS&P GSCI商品指数に組み入れることがその他の点で市場参加者の最善の利益に合わないものである場合には、その対象契約をS&P GSCI商品指数から除外するべきであると決定する可能性がある。

さらに、S&P GSCI商品指数を計算するために使用する方法について、随時修正が必要になる可能性がある。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本書に記載の算出方法に対して、商品市場のパフォーマンスのベンチマークとしてのS&P GSCI商品指数の有用性及びS&P GSCI商品指数の取引可能性を維持し、高めるために自身が必要と考える変更又は改良を加える権利を留保する。またS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスはS&P GSCI商品指数について、市場の緊急事態又はその他の異常な市場の事象若しくは状況に対処するために自身が必要又は適切と考える措置を講じる権利も留保する。可能な場合にはいつでも、かかる変更又は措置について、その発効日前に公表が行われる。

本「S&P GSCI® 商品指数」の規定の一部は、説明文のみならず数式を用いて説明されている。これらの規定の説明文と、対応する数式との間で齟齬がある場合には、説明文の方が優先して適用される。

1.3 S&P GSCI商品指数及び関連指数

商品へのトータル・リターン投資のパフォーマンスを反映するため、S&P GSCI商品指数を元に、4つの別個でありかつ関連する指数が開発されてきた。すなわち、(1)S&P GSCI商品指数に組み入れられている契約の価格水準に基づく「S&P GSCIスポット指数」、(2)S&P GSCIスポット指数の収益、及び引渡しの接近に伴う期先の契約への仮想ポジションの「乗換え」による減価又は増価を組み入れた「S&P GSCIエクセス・リターン指数(S&P GSCI ER)」、(3)S&P GSCI ERの収益、及びS&P GSCI商品指数に組み入れられる商品に関する契約の全額担保付仮想ポジションから得られる利息を組み入れた「S&P GSCIトータル・リターン指数(S&P GSCI TR)」、並びに(4)シカゴ・マーカントイル取引所(CME)で取引されているS&P GSCI商品指数に関する先物契約の公正価値に関するベンチマークとして機能するよう意図された「S&P GSCI先物価格指数(S&P GSFPI)」である。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P GSCI商品指数の構成銘柄を反映した多数のサブ・インデックスの計算も行っている。これらのサブ・インデックスには、S&P GSEN(S&P GSCI商品指数のエネルギー関連の構成銘柄を反映したもの)、S&P GSNE(エネルギー以外のすべての構成銘柄)、S&P GSAG(農産物)、S&P GSLV(畜産物)、S&P GSIN(産業用メタル)及びS&P GSPM(貴金属)並びにその他のサブ・インデックスが含まれる。エクセス・リターン及びトータル・リターンの各サブ・インデックスは、これらの市場セクターのそれぞれについても計算及び公表されている。

ゴールドマン・サックスは当初、1991年にGSCI及び関連指数の公表を開始した。さらに、GSCIはそれより前には公表されていなかったものの、ゴールドマン・サックスが、1970年1月2日以降のGSCI及び関連指数の過去の数値も、その日以降の実際の価格と、当該計算期間中に有効だった選定基準、算出方法及び手続に基づいて(また、1991年より前のすべての計算期間については、1991年に採用された選定基準、算出方法及び手続に基づいて)計算している。GSCIは、GSCIの数値を経時的に比較することができるように、1970年1月2日の数値を100として標準化されている。1992年7月に、GSFPI(後のS&P GSFPI)に関する先物契約及びかかる先物契約に関するオプション取引がCMEで取引されるようになった。2007年2月には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスがかかる指数を取得した。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P GSCI商品指数、S&P GSFPI、S&P GSCI ER及びS&P GSCI TR、並びに各サブ・インデックスの数値を、各営業日において継続的に計算及び公表し、かかる数値は15秒毎に更新される。さらに、多数のデータベンダーが、S&P GSCI商品指数の相場を公表している。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、各S&P GSCI営業日の午後4時15分頃(東部標準時)に、各指数及びサブ・インデックスの公式の日次決済価格を公表している。また、CMEで取引されているS&P GSFPIに関する先物契約、及びかかる先物契約に関するオプション取引の相場は、CMEが継続的に公表しており、多数のデータベンダーを通じて入手可能である。

1.4 指数委員会

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P GSCI商品指数の日々の管理・運営の監督のために指数委員会を設置しており、同委員会は、各指数の分析手法と計算のすべてについて責任を負う。同委員会は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの社員であり専門知識を有する常勤メンバーで構成される。同委員会は、会議の都度、指数の構成銘柄に影響を及ぼしうる問題、指数の構成を市場と比較したデータ、指数への追加候補として検討されている商品、及び市場の重要事象について検討を行う。また指数委員会は、商品選定ルール及びその他の事項について定めた指数の方針を改訂することができる。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、指数の変更及びそれに関連する事項に関する情報が市場を動かす可能性を持っており、重要であると考えている。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

本「S&P GSCI® 商品指数」において、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが行った算出方法に関する決定に言及している場合はすべて、指数委員会が行った決定を指している。

品質保証、専門的判断、本「S&P GSCI® 商品指数」に関する内部的レビュー、情報の序列階層、計算及び評価に関する障害、取引所の予期しない閉鎖、誤りの訂正に関する情報については、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイト(www.spdji.com)に設置された、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品指数に関する方針及び実践に係る書類から参照可能である。

1.5 商品指数諮問パネル

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P GSCI商品指数の運営面での支援を行う機関として、商品指数諮問パネルを設置している。同パネルは、年に一度の会合のほか、指数委員会の要請によりその他の時期にも会合を行う。同パネルの主な目的は、とりわけS&P GSCI商品指数の計算、商品先物市場のパフォーマンスの尺度としてのS&P GSCI商品指数の有効性、及びS&P GSCI商品指数の構成又は算出方法の変更の必要性などについて指数委員会に助言することである。同パネルは、あくまでも助言及び諮問の立場で機能し、S&P GSCI商品指数の構成、計算及び運営に関するすべての決定は、指数委員会が行う。同パネルの一部のメンバーは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの顧客の関係者であることを妨げない。また同パネルの一部のメンバーは、S&P GSCI商品指数に組み入れられる対象契約、S&P GSCI商品指数に関する先物契約、又はS&P GSCI商品指数に連動するデリバティブ商品のいずれかの取引を通じて、その時々においてS&P GSCI商品指数に連動する投資を有する事業体の関係者であることを妨げない。

1.6 定義

本「S&P GSCI® 商品指数」において、以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有する。

「アクティブな契約」とは、関連する取引所によって定義又は特定された(かかる定義又は特定がない場合には、当該産業において一般的な慣習又はプラクティスにより定義された)、指定契約及び契約期日に関して流動的であり、かつ、活発に取引がなされている対象契約をいう。

「年次計算期間」とは、S&P GSCI商品指数の構成の決定に係るS&P GSCI年度の直前の暦年の8月31日に終了する12ヶ月間をいう。但し、各年におけるS&P GSCI商品指数の構成及び加重比率の決定時にすべての必要データが合理的に入手可能でない場合には、年次計算期間は、かかるデータが入手可能な期間としてS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する直近の12ヶ月間をいう。

「年次観察期間」とは、各年次計算期間について、当該年次計算期間及びその直前の2つの12ヶ月間で構成される、3期間の各12ヶ月をいう。

「平均契約参照価格(ACRP)」とは、各年次観察期間及び特定の対象契約について、日次契約参照価格を入手することが可能な年次観察期間中の各月の最終日における直近契約期日の日次契約参照価格の平均をいう。

「対象契約」とは、関連取引所において又は関連取引所を経由して取引される契約で、引渡可能な商品の物理的な引渡しについて定めているか、又は引渡可能な商品の価格に基づいているものをいう。本「S&P GSCI® 商品指数」における「対象契約」という語には、原資産である商品又はかかる商品に関する契約について、その限月、場所又はその他の条件若しくは特徴の相違により生じるスプレッド、差異又はその他の関係に基づく契約は含まれない。

「契約営業日」とは、(i)指定契約期日が取引される又は指定契約期日の取引が経由される関連取引所が3時間以上営業することが予定されており、(ii)当該契約期日が(i)に記載される時間中に取引可能(取引可能の意味は関連取引所の規則若しくは方針に定義されるか、又は定義されていない場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが定義する意味を有する。)であり、かつ(iii)当該契約期日の日次契約参照価格が関連取引所により公表されている日をいう。(i)乃至(iii)に定める状況が存在する限り、当該契約期日が取引される関連取引所の早期営業終了、又は当該契約期日の早期取引終了は、いずれかの日を契約営業日とすることに影響を与えない。

「契約日次リターン(CDR)」とは、任意のS&P GSCI営業日において、当該日の取得ドル加重合計値を、直前のS&P GSCI営業日の投資ドル加重合計値で除して算定される数値をいう。この数値は、S&P GSCIのドル加重合計値の変動率として表示される。

「契約期日」とは、対象契約が取引される又は対象契約の取引が経由される関連取引所により、その日若しくは期間中に又はそれらの後に、対象契約が失効するか、又は引渡し若しくは決済がなされるものとして指定された日又は期間をいう。契約期日は特定の限月であってもよいが、特定の限月である必要はない。

「契約生産量加重値(CPW)」とは、各指定契約について、世界の生産量及び取引量に基づいて、下記 IIIの規則に従って計算される数値をいう。但し、S&P GSCI商品指数の構成を計算する際、将来の指数構成の一部である対象契約のCPWは、かかる将来の指数構成に基づく一定の手続きを経て決定される。最終的なCPWは、総桁数が7桁になるよう四捨五入される。

「契約ロール・ウェイト(CRW)」とは、ロール期間中以外の任意のS&P GSCI営業日におけるS&P GSCI商品指数の計算について、また各指定契約期日について、かかる指定契約期日が直近契約期日であれば係数1.0、その他のすべての指定契約期日については0をいう。ロール期間中、直近契約期日又はロール契約期日に関する契約ロール・ウェイトは、直近契約期日のうちロール契約期日への乗換えが行われた部分に基づいて一定の手続に従って決定される、1.0、0.8、0.6、0.4、0.2又は0のいずれかをいい、その他のすべての指定契約期日については0をいう。

「日次契約参照価格(DCRP)」とは、各契約期日及び契約営業日について、関係する現金市場又は店頭取引市場において、当該対象契約に係る取引のベンチマークとして参加者が一般的に利用する当該対象契約の価格(米ドル建て)をいう。日次契約参照価格は、(i)当該関連取引所若しくは関連する決済機関によりそのメンバー若しくは参加者の委託証拠金に関する義務(もしあれば)を決定するために使用されている価格、又は(ii)一般に当該対象契約の参照価格、終値若しくは決済価格として参照されている価格であってもよいが、かかる価格である必要はない。関連取引所が特定の契約期日について日次決済価格を公表した場合には、当該決済価格がこの定義に記載の基準を満たしていないとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが判断しない限り、かかる決済価格が一般に、当該契約期日に関する日次契約参照価格となる。対象契約の日次契約参照価格は、関連取引所が決定・公表したものであっても、1社又は複数の第三者が決定・公表したものであってもよい。

「指定契約」とは、下記IIに記載の適格基準に基づき、任意のS&P GSCI期間にS&P GSCI商品指数に組み入れられている特定の対象契約をいう。本「S&P GSCI® 商品指数」で使用されている「指定契約」という語はすべて、当該対象契約に関するすべての指定契約期日を含むものとみなされる。

「指定契約期日」とは、S&P GSCI商品指数に組み入れるようS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが指定した指定契約に関する契約期日をいう。

「ドル加重値」とは、任意のS&P GSCI営業日において、各指定契約並びにその直近契約期日及びロール契約期日について、(i)当該対象契約のCPW、(ii)当該日における該当する契約期日に関する日次契約参照価格、及び(iii)該当する契約期日の契約ロール・ウェイトの積をいう。

「FIA報告書」とは、米国先物業協会が公表する取引量月報及び国際報告書をいう。

「直近契約期日」とは、任意のS&P GSCI営業日におけるS&P GSCI商品指数の計算に関連して、(計算が行われる日又は期間の後)最初に利用可能な指定契約期日をいう。但し、当該指定契約期日に係るロール期間が完了していないことを条件とする。かかるロール期間の完了後は、ロール契約期日であった指定契約期日が直近契約期日となる。前記にかかわらず、最終取引日とその月の第11のS&P GSCI営業日以前に到来する指定契約については、直近契約期日とは(計算が行われる日又は期間の後)2番目に利用可能な指定契約期日をいう。

「中間計算期間」とは、各月次観察日について、当該月次観察日となる予定である日の直前の月の末日に終了する3ヵ月間をいう。

「投資サポートレベル(ISL)」とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが、S&P GSCI商品指数に関連する投資への総投資残高の水準(見積値)に基づき、関連する指定契約の流動性によりサポートされる必要があると指数諮問パネルと協議の上で合理的に考える、S&P GSCI商品指数及び関連指数への投資額(米ドル建て)の目標をいう。投資サポートレベルは通常、かかる投資の実際の水準を反映するものではなく、通常、類似指数に投資されていたと推定される金額、及び向こう12ヶ月間にS&P GSCI商品指数又は関連指数若しくは類似指数に投資されることが合理的に予想される金額が含まれる。前文の「類似指数」とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが指数諮問パネルと協議の上で、S&P GSCI商品指数が利用されているのと実質的に同様の取引目的及び投資目的を達成するために市場参加者が合理的に利用できると判断する実物商品(又はかかる商品に関する先物契約その他のデリバティブ商品)の指数をいう。ISLは現在、1,800億米ドルに設定されている。

「月次観察日」とは、下記III.6に従って必要とされる計算及び決定を行うために必要なデータが入手可能であるとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが判断する各暦月(翌S&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数の構成が決定される月を除く。)の最も早い日をいう。当該日がS&P GSCI営業日でない場合は、翌S&P GSCI営業日をいう。かかるデータが同月の末日までに入手可能ではないとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが判断した場合、月次観察日は変更される可能性がある。

「標準化定数(NC)」とは、長期にわたる本指数の継続性を確保し、様々な時点において本指数の数値同士を比較できるようにするために任意のS&P GSCI営業日においてS&P GSCI指数の数値を計算する際に使用される、一定の方法で決定される除数をいう。

「全取引可能期間(OTW)」とは、各対象契約について、当該対象契約の取引を行うことが可能な期間をいう。

「ドル加重比率」とは、指定契約について、対象契約のドル加重値を関連指数のドル加重合計値(TDW)にて除したものをいう。

「TQT比率」とは、各指定契約について、当該対象契約の取引総量(TQT)を、同じS&P GSCI商品の全ての指定契約の取引総量の合計で除した数字をいう。もし、同じS&P GSCI商品の指定契約が1つしかない場合には、TQT比率は1である。

「参照ドル加重値」とは、各対象契約について、(i)当該対象契約のCPWを、(ii)該当する平均契約参照価格で乗じた積をいう。

「参照ドル加重比率」とは、各対象契約について、(i)当該対象契約の参照ドル加重値と(ii)すべての指定契約の参照ドル加重値の合計との商(但し、S&P GSCI商品指数の構成を計算する際、将来の指数構成の一部である対象契約の参照ドル加重比率は、かかる将来の指数構成に基づいて決定される。)をいう。

「関連契約」とは、各対象契約(第1の対象契約)について、同一又は異なる関連取引所で取引される別の対象契約(第2の対象契約)であり、第1の対象契約の最終決済価格に基づいて第2の対象契約の期日又は満期における最終決済について規定しているものをいう。第2の対象契約は、(i)第2の対象契約のTDVTが300億米ドル以上であり、かつ(ii)当該計算期間における第2の対象契約のTQTが、当該計算期間における第1の対象契約のTQTの25%以上である場合に限り、関連契約であるとみなされる。

「ロール契約期日」とは、任意のS&P GSCI営業日において、各指定契約及びS&P GSCI商品指数の計算について、計算が行われる月の翌月の最初のS&P GSCI営業日において直近契約期日となる契約期日をいう。

「ロール期間」とは、各指定契約について、各暦月の第5のS&P GSCI営業日から第9のS&P GSCI営業日までの5日間のS&P GSCI営業日をいう。各指定契約について、かかるS&P GSCI営業日において一定の状況が存在する場合には、ロール期間は一定の手続に従って調整される。

「S&P GSCI商品指数」とは、「S&P GSCI商品指数」という商標名で知られるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品指数をいう。

「S&P GSCI営業日」とは、NYSEユーロネクストの休日及び取引時間のスケジュールにより決定される、各指数が計算される日をいう。このスケジュールと異なる場合には、事前に顧客に通知される。

「S&P GSCI CME先物契約」とは、CMEにおいて取引のために上場されているS&P GSFPIに関する先物契約をいう。

「S&P GSCI商品」とは、物理的な特徴、取引、生産、利用又は価格設定等の要素に基づいて、1つの商品を構成するのに十分に関係しているとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが判断し、かつ、それに関して1つ又は複数の対象契約が存在する商品又は商品のグループをいう。

「S&P GSCI ER」とは、1970年1月2日時点の基準数値を100として指数化された、契約日次リターンの増加分を示すS&P GSCIエクセス・リターン指数をいう。

「S&P GSCI期間」とは、新CPW(下記III.4に記載の手続に従って決定される。)が最初に有効となる暦月の第5のS&P GSCI営業日から翌S&P GSCI期間の初日の直前のS&P GSCI営業日までの期間をいう。

「S&P GSCI決済時間」とは、各S&P GSCI営業日において、その日のS&P GSCI商品指数の計算が行われる時間をいう。S&P GSCI決済時間は現在、午後3時30分から午後6時00分(東部標準時)までの間である。

「S&P GSCIスポット指数」とは、指定契約の価格水準及びかかる各対象契約のCPWを反映しており、一定の方法で計算される指数をいう。

「S&P GSCI TR」とは、S&P GSCI ERのリターン及び米財務省短期証券利回りを組み入れたS&P GSCIトータル・リターン指数をいう。

「S&P GSCI年度」とは、各暦年の第5のS&P GSCI営業日から翌暦年の第4のS&P GSCI営業日までの期間をいう。

「S&P GSFPI」とは、S&P GSCI CME先物契約の公正価値のベンチマークとして機能するS&P GSCI先物価格指数をいう。

「ドル取引総額(TDVT)」とは、任意の対象契約について、年次観察期間又は中間計算期間に関して、かかる期間における当該対象契約のTQT(年換算)を、かかる期間における当該対象契約の平均契約参照価格で乗じた金額をいう。

「S&P GSCIのドル加重合計値(TDW)」とは、任意のS&P GSCI営業日において、すべての指定契約のドル加重値の合計値をいう。

「投資ドル加重合計値(TDWI)」とは、任意のS&P GSCI営業日において、直前のS&P GSCI営業日におけるS&P GSCIのドル加重合計値をいう。

「取得ドル加重合計値(TDWO)」とは、任意のS&P GSCI営業日において、直前のS&P GSCI営業日におけるS&P GSCI商品指数への投資により取得された金額をいう。任意のS&P GSCI営業日に関して、TDWOは、直前のS&P GSCI営業日において有効なCPW及び契約ロール・ウェイト並びに計算が行われるS&P GSCI営業日においてS&P GSCI商品指数を計算するために使用される日次契約参照価格を用いて、当該日のS&P GSCIのドル加重合計値として計算される。

「取引総量(TQT)」とは、各対象契約について、物理的な単位で表示される、当該年次計算期間又は中間計算期間中にかかる対象契約について取引された総量(年換算)をいう。

「関連取引所」とは、特定の契約が取引される又は特定の契約の取引が経由される、取引所、機関又はプラットフォームをいう。関連取引所は、米国商品取引所法並びに同法に基づき公布された規則及び規制に定義される、契約市場、適用除外電子取引機関、デリバティブ取引執行機関、適用除外取引所又は外国取引所であってもよいが、それらである必要はない。

「取引量倍数(TVM)」とは、各対象契約について、(i)(a)当該対象契約のTQTと、(b)(x)S&P GSCI商品指数に組み入れられる各対象契約又は将来の指数のCPWと(y)対応する平均契約参照価格との積の合計値との積を、(ii)(a)当該S&P GSCI年度に関する投資サポートレベルと(b)かかる対象契約のCPWとの積、で除して得られる商をいう。数式で表すと以下のとおりとなる。

$$TVM_c = \frac{TQT_c * \sum_k (CPW_k * ACRP_k)}{ISL * CPW_c}$$

代数計算を用いると、以下に相当する。

$$TVM_c = \frac{TDVT_c}{RPDW_c * ISL}$$

「米財務省短期証券レート(TBARd-1)」とは、各S&P GSCI営業日「d」において、かかるS&P GSCI営業日「d」の前の週次入札日のうち直近の日において <http://www.treasurydirect.gov/instit/instit.htm?upcoming> 上で米国財務省のトレジャリー・ダイレクト・サービスにより報告される、米国財務省短期証券の91日物ディスカウント・レートをいう。

「米財務省短期証券利回り」とは、一定の手続に従って、(i)米財務省短期証券レート、(ii)1年360日、及び(iii)91日間、に基づいて計算される1日当たりの利回りをいう。

「最低TVM水準(TVMRL)」とは、下記III.4及びIII.5に記載される手続に従って、関連するS&P GSCI商品の各指定契約に関してCRWの計算の結果として達成されるTVMの最小値をいう。最低TVM水準は、全ての指定契約において同一であり、現在は50に設定されている。

「TVM基準値(TVMT)」とは、任意のS&P GSCI商品に関するすべての指定契約について、かかる対象契約のTVMがその水準を下回った場合に、下記III.4に記載の手続に従ってCPWの再計算が必要となる、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが指定したTVM水準をいう。TVM基準値は現在、30に設定されている。

「TVMアップパーレベル(TVMUL)」とは、任意のS&P GSCI商品に関して、かかる商品に関するすべての指定契約のTVMの平均がその水準を上回った場合に、下記III.5(b)に記載の手続に従ってS&P GSCI商品指数からの1つ又は複数の指定契約の除外が必要となる、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが指定したTVM水準をいう。TVMアップパーレベルは現在、決定が行われる時点においてS&P GSCI商品指数に組み入れられていない対象契約については200に、決定が行われる時点においてS&P GSCI商品指数に組み入れられている対象契約については400に設定されている。決定が行われる時点は、月次観察日であっても、各年のS&P GSCI商品指数の構成の決定時であってもよい。

「世界平均生産量(WPA)」とは、世界生産量を5で除することによって得られるS&P GSCI商品の世界生産量の年間の平均をいう。

「世界生産量(WPQ)」とは、WPQ期間中に生産されたS&P GSCI商品の総生産量をいう(但し下記III.に規定された調整に服する。)

「WPQ期間」とは、S&P GSCI商品の世界生産量に関する期間であり、S&P GSCIの構成が決定される際に合理的に正確かつ信頼できるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより決定される情報源から全てのS&P GSCI商品の世界生産量に係るデータが利用可能な直近の5年間をいう。2016年のS&P GSCIのWPQ期間は2008年から2012年の5年間である。

11. S&P GSCI商品指数に組み入れるための対象契約の特定

11.1 特定プロセスの概要

任意のS&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数に組み入れられる対象契約は、複数の適格基準を満たさなければならない。まず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが適格性に関する一般的な基準を満たす契約を特定する(下記II.2)。次に、対象契約の取引量及び加重値に関する要件が適用され(下記III.3及びIII.4)、対象契約の数が決定される(下記III.5)、これは適格な対象契約のリストを絞り込む働きをする。この時点で当該S&P GSCI年度の指定契約のリストが完成し、プロセスは本「S&P GSCI® 商品指数」の次項に記載する生産量加重値の決定に移る。

11.2 一般的な適格要件

任意のS&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数に組み入れられる対象契約の決定にあたり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、まず、下記の一般的な適格基準を満たす対象契約を特定する。この基準は、S&P GSCI商品指

数の計算を容易にする特徴(例えばドル単位)を持った対象契約を特定することのみを意図したものであり、商品市場のパフォーマンスのベンチマーク及び取引可能な指数としてのS&P GSCI商品指数の一般的な目的に合致している。このプロセスは、一般に、S&P GSCI商品指数への組入れが適格となり得る対象契約の実質的なリストを作成するものである。当該リストは、下記のより具体的な基準の適用を通じて絞り込まれる。一般的な適格基準を満たす対象契約の決定に用いられる情報源は、下記11.7において特定される。

一般的な適格基準は、以下のとおりである。

11.2(a) 金融商品でないこと S&P GSCI商品指数への組入れが適格となるためには、対象契約は実物商品を基礎としていなければならない。金融商品(例えば有価証券、通貨、金利等)を基礎とすることはできない。特定の商品に関する対象契約は、その条件により、当該商品が実物商品と認識されるために必要となる現物の引渡しを要しない。

S&P GSCI商品指数は、実物商品市場のパフォーマンスを測定し、世界経済における一般的な価格変動と関連すること等を目的としている。実物商品を基礎とする対象契約への制限及び金融商品を基礎とする対象契約の排除は、適格な商品を、世界経済における生産又は販売プロセスの対象となっており、かつ、物価水準及びインフレに直接の影響を及ぼす商品を基礎とする対象契約に制限する働きをする。

11.2(b) 対象契約の一定の特徴 対象契約がS&P GSCI商品指数への組入れについて適格となるためには、以下の基準を満たさなければならない。すなわち、(i)当該対象契約は、将来の特定の期日若しくは期間を有するか、又は将来の特定の時期における若しくは特定の期間内における引渡し若しくは決済をその他の方法で定めていなければならない、(ii)当該対象契約は、その期日又は引渡し若しくは決済のために指定されるその他の日若しくは期間の少なくとも5ヶ月前にはいずれの時点においても取引可能でなければならない、また、(iii)当該対象契約が取引される関連取引所は、次の3ロール期間中に行われる乗換えにいずれの時点においても関係するS&P GSCI商品指数に含まれる契約期日の組合せの間において、受注窓口を通じたスプレッド取引の執行を市場参加者に認めなければならない。

上記の要件は、関連取引所、特に一定の電子プラットフォームにおいて又はこれを経由して随時取引される商品の中には特定の限月といった先物契約の従来の特徴を示さない可能性のあるものも存在するという事実を反映している。契約期日を暦月で表示する必要はないものの、S&P GSCI商品指数及びその基礎をなす算出方法は、引渡し又は決済のための特定の日又は期間の存在を前提としている。契約市場、適用除外電子取引機関、デリバティブ取引執行機関、適用除外取引所及び外国取引所(これらの用語は米国商品取引所法並びに同法に基づき公布された規則及び規制に定義されている。)において取引される対象契約は一般に上記の要件を満たすと仮定されている(但し、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが当該対象契約は上記の基準を満たしていない旨を決定した場合はこの限りでない。)。対象契約がその期日の少なくとも5ヶ月前に取引可能でなければならないという要件は、対象契約の期日が間近であることにより取引条件が影響を受け得る引渡し又は決済のために設定される時期よりも前に対象契約に関する真の取引市場が存在するようにすることを目指したものである。スプレッド取引の執行に関する上記の最後の要件は、S&P GSCI商品指数に組み入れられた契約のより効率的な乗換えを市場参加者に認めることを意図したものである。

11.2(c) 単位及び地理に関する要件 S&P GSCI商品指数への組入れが適格となるためには、対象契約は米ドル建てでなければならない、かつ、当該年次計算期間又は中間計算期間において経済協力開発機構(OECD)の加盟国である国に主たる事務所又は営業所を有する関連取引所において又はこれを経由して取引されなければならない。

米ドル以外の通貨建ての契約に対応するには通貨換算等やその他非常に多くの調整を行う必要があることから、対象契約は米ドル建てでなければならないという要件は、S&P GSCI商品指数の計算及び一貫性を促進するものである。対象契約はOECD加盟国の関連取引所において又はこれを経由して取引されなければならないという要件は、S&P GSCI商品指数が先進工業国に関連取引所のある商品に制限されることを保証するものである。

11.2(d) 日次契約参照価格の入手可能性

i. 対象契約がS&P GSCI商品指数への組入れにつき適格となるためには、組入れ予定日前の少なくとも2年間において当該対象契約の日次契約参照価格が一般に継続的に入手可能でなければならない。適切な状況では、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、より短い期間で十分であること又は当該対象契約の過去の日次契約参照価格は類似の対象契約又は関連する対象契約の日次契約参照価格から導出し得ることを決定することができる。

ii. 特定の対象契約がS&P GSCI商品指数に組み入れられる時点以降は、当該対象契約の日次契約参照価格は、各契約営業日の午前10時00分(東部標準時)から午後4時00分(東部標準時)までの間に、当該対象契約が取引される又は当該対象契約の取引が経由される関連取引所により公表されなければならない、同一の契約営業日に当該関連取引所又は認められた第三者データベンダーを経由して当該関連取引所のすべての会員又は参加者(及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス)が一般に入手し得る状態にされなければならない。かかる公表には、決定がなされる日から5ヶ月以上先の少なくとも1つの契約期日及び当該5ヶ月間におけるすべての契約期日の日次契約参照価格を常に含まなければならない。

対象契約に少なくとも2年間の継続的な価格推移が確保されていなければならないという要件は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるS&P GSCI商品指数の計算を可能にするために必要な価格の信頼性及び入手可

能性を確実にすることを意図したものである。また、S&P GSCI商品指数を継続的に計算するためには、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより、各契約営業日のS&P GSCI決済時間の前に、各指定契約について一定の契約期日の日次契約参照価格が入手できなければならない。この要件は、公表されており、かつ、当該関連取引所の会員又は参加者(及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス)が一般に容易に入手可能な価格を基にしてS&P GSCI商品指数の値が確実に計算できることを保証することを意図したものである。

11.2(e) 取引量データの入手可能性 対象契約がS&P GSCI商品指数への組入れにつき適格となるためには、決定がなされる日の直前の少なくとも3ヶ月間において、当該対象契約に関する取引量データが下記11.7(b)記載の基準を満たす情報源から入手可能でなければならない。

11.2(f) 関連取引所に関するその他の要件 対象契約が取引される又は対象契約の取引が経由される関連取引所は、以下に記載された事項を行わなければならない。

i. 任意の時点における当該市場の水準の合理的に信頼できる指標を提供するために十分な方法と頻度により、その会員又は参加者(及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス)が価格を一般に入手し得る状態にすること。

ii. 下記 11.6記載の月ごとの決定を行うために少なくともS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが要求する頻度によりS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが信頼できる取引量情報を入手し得る状態にすること。

iii. 複数の参加者又は価格提供者からのビッド及びオファーを受けること(すなわち、当該関連取引所はシングル・ディーラー・プラットフォームであってはならない。)

iv. 相当に広範な参加者がアクセスできること。かかるアクセスは、(a)清算業務を合理的に利用可能にしており、取引相手方に関する与信判断を排除する関連取引所又は(b)第三者との取引の仲介を行う意向であり、当該第三者が当該関連取引所で提示される価格に基づき取引を行えるようにするブローカー又はディーラーのネットワークにより提供することができる。

これらの要件は、関連取引所に関する一定の最低基準を設けることを意図したものである。一定の商品の取引がほとんど規制されていないか、又は従来の取引所とは異なる水準若しくは種類の規制を受ける電子プラットフォームに移行される場合には、これらの基準は、十分かつ信頼できるデータ、特に競争プロセスで形成された価格データが入手可能である対象契約のみをS&P GSCI商品指数が組み入れるようにする働きをする。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが別段の決定をする場合を除き、契約市場及び外国取引所(これらの用語は米国商品取引所法並びに同法に基づき公布された規則及び規制に定義されている。)は一般に上記の要件を満たすと仮定されている。

11.2(g) 対象契約の取引時間に関する要件 S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、対象契約の全取引可能期間はS&P GSCI商品指数全体の取引可能性を担保するには不十分であると判断した場合には、その他の点において組入れに関する基準及び条件を満たす当該対象契約をS&P GSCI商品指数から除外することができる。

この要件は、すべての指定契約を少なくとも最小限の期間にわたり取引可能とすることによりS&P GSCI商品指数の取引可能性を担保し、これを高めることを意図したものである。

11.3 ドル取引総額に関する要件

S&P GSCI商品指数は、対象契約の市場が生み出す価格が信頼できる競争力のある価格を表すものであることを保証するために、積極的に取引される対象契約に制限される。したがって、上記11.2に定める一般的な適格要件を満たす対象契約は、S&P GSCI商品指数に組み入れられる前に下記の取引量要件も満たさなければならない。

S&P GSCI商品指数に追加されるためには、決定が行われる時点(月次観察日又は毎年行われるS&P GSCI商品指数の構成の決定の時点のいずれかである場合がある。)において、S&P GSCI商品指数に組み入れられていない対象契約であって、当該時点においてS&P GSCI商品指数に反映されていない商品に基づくものは、当該年次計算期間又は中間計算期間において少なくとも150億米ドルの年率換算ベースのドル取引総額を有しなければならない。

S&P GSCI商品指数に継続して組み入れられるためには、決定が行われる時点において既にS&P GSCI商品指数内にある対象契約であって、当該S&P GSCI商品を基礎とする唯一の指定契約であるものは、当該年次計算期間又は中間計算期間において少なくとも50億米ドル、また、3つの年次観察期間のうちの少なくとも1つにおいて少なくとも100億米ドルの年率換算ベースのドル取引総額を有しなければならない。

S&P GSCI商品指数に追加されるためには、決定が行われる時点においてS&P GSCI商品指数内に存在しない対象契約であって、当該時点において既にS&P GSCI商品指数内にS&P GSCI商品を基礎とする一又は複数の指定契約が存在する場合の当該S&P GSCI商品に基づくものは、当該年次計算期間又は中間計算期間において少なくとも300億米ドルの年率換算ベースのドル取引総額を有しなければならない。

S&P GSCI商品指数に継続して組み入れられるためには、決定が行われる時点において既にS&P GSCI商品指数内にある対象契約であって、当該時点において既にS&P GSCI商品指数内にS&P GSCI商品を基礎とする一又は複数の指定契約が存在する場合の当該S&P GSCI商品に基づくものは、当該年次計算期間又は中間計算期間において

少なくとも100億米ドル、また、3つの年次観察期間のうちの少なくとも1つにおいて少なくとも200億米ドルの年率換算ベースのドル取引総額を有しなければならない。

これらの関係上、特定の対象契約がS&P GSCI商品指数に組み入れられているか否かの決定にあたっては、本「S&P GSCI® 商品指数」に定める手続に従って決定されたが、まだ効力が生じていないS&P GSCI商品指数の構成の変更は、既に実施されたものとみなす。

本「S&P GSCI® 商品指数」の規定にかかわらず、対象契約のドル取引総額(TDVT)及び取引総量(TQT)は、当該対象契約の当該取引量及び関連契約の取引量に基づき計算される。本「S&P GSCI® 商品指数」に記載する定義に対するその他の変更で必要なものは、当該TDVT及びTQTの計算上は実施されたものとみなされる。

ドル取引総額は、商品が対象契約に係る取引の対象となっている度合いを測定するものである。ドル値を用いたこうした特徴の分析は、契約の規模といった契約に依存した特徴から解放されることから、すべての対象契約の結果を比較することを可能にする。したがって、TDVTに関する最小限の要件は、当該商品に関する十分な取引活動を示さない対象契約を排除することによりS&P GSCI商品指数の取引可能性を一層高める。

11.4 参照ドル加重比率に関する要件

上記の取引量に関する要件に加えて、S&P GSCI商品指数に組み入れられるためには、対象契約は最小限の参照ドル加重比率を有しなければならない。

S&P GSCI商品指数に継続して組み入れられるためには、決定が行われる時点において対象契約は少なくとも0.10%の参照ドル加重比率を有しなければならない。

S&P GSCI商品指数に追加されるためには、決定が行われる時点において対象契約は少なくとも1.00%の参照ドル加重比率を有しなければならない。

特定の対象契約がS&P GSCI商品指数に組み入れられているか否かの決定にあたっては、本「S&P GSCI® 商品指数」に定める手続に従って決定されたものの、まだ効力が生じていない本指数の構成の変更は、既に実施されたものとみなす。

参照ドル加重比率は、上記の手続に従って決定されるS&P GSCI商品指数の予定される構成に基づき計算される。適用のある参照ドル加重比率に関する要件を満たさない対象契約は、かかる予定される構成から除外され、残りの対象契約のCPWは、予定されるS&P GSCI商品指数が適用のある参照ドル加重比率に関する要件を満たす対象契約のみを含むこととなるまで下記11.4に定める手続に従って再計算される。この規定は、S&P GSCI商品指数の僅少な割合を構成する対象契約を排除し、小規模なポジションの維持及び乗換えをトレーダーに要求することによりS&P GSCI商品指数の取引可能性を高めることを目指したものである。

11.5 対象契約の数の決定

11.5(a) 商品グループの決定 S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本「S&P GSCI® 商品指数」に記載する方法及び手続の関係上、1つのS&P GSCI商品を構成するために、どの商品が物理的な特徴、取引、生産、利用又は価格設定等の要素に基づき十分に関係しているかを随時決定する。

11.5(b) 同一のS&P GSCI商品を基礎とする対象契約及び複数のS&P GSCI商品の間における対象契約の選択 同一のS&P GSCI商品を基礎とする2以上の対象契約が上記の適格基準を満たす場合には、当該対象契約は、それぞれのTQTの順序でS&P GSCI商品指数に組み入れられる(TQTが最大の対象契約がまず組み入れられる。)。かかる組入れにより当該対象契約のTVMがTVMアップーレベルを超える場合には、それ以上の対象契約は組み入れられない。

前段落に定める手続に基づき複数のS&P GSCI商品について追加の対象契約が同時に組み入れられる可能性がある場合には、決定が行われる時点においてTVMが最低のS&P GSCI商品に対して当該手続がまず適用される。その他の適格基準を条件として、当該商品を基礎とするTQTが最大の対象契約が組み入れられる。S&P GSCI商品を基礎とする追加の対象契約の組入れを行う前に、すべてのS&P GSCI商品のTVMが再計算される。そして、その時点でTVMが最小のS&P GSCI商品を基礎とする対象契約について上記の選定手続が繰り返される。

本「S&P GSCI® 商品指数」の上記の規定又はその他の規定にかかわらず、対象契約のTVM及びTVMに関するその他すべての測定値は、当該対象契約の当該取引量及び関連契約の取引量に基づき計算される。本「S&P GSCI® 商品指数」に記載する定義に対するその他の変更で当該計算を行うために必要なものは、当該TVMの計算上は実施されたものとみなされる。

上記にかかわらず、第1の対象契約と関連契約との間においては、当該計算期間におけるTQTが大きい対象契約のみがS&P GSCI商品指数に組み入れられる。

上記のとおり、各商品グループ内において追加の対象契約が追加される順序は、当該対象契約のTQTに基づく。特定のS&P GSCI商品を基礎とする対象契約が、当該商品に起因するS&P GSCI商品指数の部分を担保するための十分な流動性(TVMにより測定される。)を有している場合には、当該商品を基礎とするそれ以上の指定契約は不要である。但し、当該商品のTVMが相対的に低い場合には、追加の対象契約を指定契約として組み入れ

ることが必要ないし適当となることがある。これは、広範な対象契約において当該S&P GSCI商品に起因する流動性を拡大し、S&P GSCI商品指数の取引可能性を高める働きをする。但し、追加の対象契約の追加により当該S&P GSCI商品のTVMがTVMアップーレベルを超える場合には、追加の対象契約は追加されない。そうした状況では、当該S&P GSCI商品のそれ以上の流動性は不要である。

11.6 S&P GSCI商品指数の構成の年度内における変動

下記11.6で詳述するように、GSCIの構成は、いずれのS&P GSCI年度においても四半期ごとに見直される。月次観察日における指定契約のTVMが当該S&P GSCI年度のTVM基準値を下回る場合には、当該対象契約の基礎となるS&P GSCI商品に関するS&P GSCI商品指数の構成が再決定される。

11.7 情報源

以下は、上記11.2(b)ないし11.2(g)に定める要件に基づくS&P GSCI商品指数への組入れのための対象契約の適格性を決定するために用いられる情報源である。特定のS&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数の決定に関して下記の情報源が利用できない場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが適当と考えられる代替的な情報源を特定することとなり、当該S&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数の構成は当該代替的な情報源に基づくこととなる。また、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、以下に特定される一又は複数の情報源が明白な誤りを含んでいると信ずる場合には、必要な情報を得るために代替的な情報源を利用することができる。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが利用する当該代替的な情報源は、翌S&P GSCI年度のS&P GSCI商品指数の構成が公表される時点で公開される。

11.7(a) 一般的な適格要件 上記11.2に定める一般的な適格要件を満たす商品の特定は、当該年次計算期間又は中間計算期間に関して、また、決定が行われる日に入手可能な米国先物業協会が発行するFutures and Options Fact Bookの最新版において公表されるFIA報告書に基づく。特定の関連取引所がOECD加盟国に主たる営業所又は事業所を有するか否かに関する決定は、決定が行われる日に入手可能なOECDが公表する最新のデータに基づく。

11.7(b) 対象契約の取引量及び流動性に関する要件 特定の対象契約が上記の取引量及び流動性に関する要件を満たすか否かを決定するために、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、FIA報告書に含まれるデータをはじめとした合理的に信頼できると信ずる入手可能な情報源を利用することができる。明白な誤りがある場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、当該データの補完及び訂正を行うことができる。

特定の対象契約はS&P GSCI商品指数への組入れが適格であるか否かを決定するために用いられる取引量データは、当該年次計算期間又は中間計算期間のデータである。但し、取引が12ヶ月に満たない対象契約については、当該対象契約が取引されている期間のデータ(当該データは年率換算される。)に基づき決定が行われる。

ある対象契約に関する取引量データは、当該年次計算期間又は中間計算期間内に取引されていた当該対象契約のすべての契約期日の取引量に基づき計算される。

11.7(c) 特殊な状況における調整 S&P GSCI商品指数を計算するための取引量データの適用にあたり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、当該S&P GSCI商品に関する固有の要素又は独特の要素を考慮するために合理的に必要であると信ずる調整を行うことができる。

対象契約生産量加重値の計算

1 対象契約生産量加重値の概要

S&P GSCI商品指数は、適格な対象契約を流動性が十分にある商品に限定することにより指数の取引可能性を維持しつつ、世界経済に対する各構成商品の相対的重要性を反映するように設計された生産量加重値指数である。指定契約リストを決定するほかに、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P GSCI商品指数に組み入れられる各指定契約の量、すなわち対象契約生産量加重値(CPW)を確定する。指定契約のCPWの計算は、次の4段階のプロセスを経る。(1)各S&P GSCI商品の世界生産量(WPQ)の算定(下記 .2)、(2)WPQ期間中の各S&P GSCI商品の世界平均生産量(WPA)の算定(下記 .3)、(3)対象契約の関連TQT比率に基づくCPWの計算(下記 .4)、及び(4)CPWに対する一定の調整(下記 .5及び .6)。WPQ、WPA及びCPWを導出する情報源の選定手続は、下記 .7に記述している。

2 世界生産量

.2(a) WPQの算定 各S&P GSCI商品のWPQは(別途の定めがある場合を除き)WPQ期間中の当該S&P GSCI商品の全世界生産量に等しい。

5年間のWPQ期間(及びWPAを算定するための当該5年間の平均)を用いるのは、特定商品の生産について異常な年度の影響を軽減することが狙いである。例えば、ある商品が世界のある地域で主に生産されている場合において当該地域がある年度にハリケーン又は地震に被災した結果、生産水準が減少したとすると、当該年度の生産の数値を用いることは当該商品の世界経済に対する重要性を正確に反映することにはならない。またある年度の商品の生産量は、一般的な生産循環、需給サイクル又は世界の景況に応じて通常時より多いことも少ないこともあり得る。5年間の生産水準を測定することにより、このような異常年度は概して平準化される。

WPQ期間の定義ではWPQ期間の終了と当該年次計算期間の終了との間に約1年半のタイムラグを置いている。タイムラグを置くのは、世界の生産統計がしばしば不完全で当初公表後に改定されがちであることによる。WPQ期間にタイムラグを置くことにより正確性及び信頼性は総じて高まる。

WPQ期間は、相当程度に正確で信頼するに足りるとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが判断する情報源から世界の生産量データ一式がすべてのS&P GSCI商品について入手可能な直近の5年間と定義される。この方法の意図するところは、すべてのS&P GSCI商品に同一のWPQ期間が確実に適用されることであり、期間の違いによる一時的なずれを考慮せずに生産数値間の比較が可能になる。

.2(b) 畜産物生産量 枝肉の重量で表示される蓄牛の年間生産量は、下記 .7に従って選択した情報源に基づき、ある年度の蓄牛の生産量に、当該年度の蓄牛生体重の蓄牛枝肉重量に対する比率(ALW/ADW)を乗ずることにより等量の生牛量に換算される。

また蓄牛及び豚の生産量は、全世界生産量データではなく、下記 .7に従って選定した情報源から導出した世界産業生産高データに基づいている。

.2(c) 地域生産量データ あるS&P GSCI商品が生産、利用、価格設定、輸送状況又はその他の要因から第一義的に地域商品である場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、当該S&P GSCI商品のWPQを世界の生産量ではなく地域の生産量に基づいて決定することができる。現在、天然ガスが地域(北米)の生産量に基づきWPQが決定される唯一のS&P GSCI商品である。

天然ガスのような一部商品は、当該商品を世界のある場所から他の場所に輸送する際に発生する膨大な費用のために、若しくは他の理由により、第一義的に地域商品である。このような場合、当該商品のWPQを世界の生産量データに基づき決定することは適切ではなからう。このため本「S&P GSCI® 商品指数」のS&P GSCI商品の用語の定義には、物理的な特徴、取引、生産、利用又は価格設定等の要素を基礎に単一の商品を構成するに足りるほど十分な関係性を有するとS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する商品グループを当該S&P GSCI商品に含めている。あるS&P GSCI商品が地域商品である場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、地域の生産量データに基づき当該商品のWPQを決定することができる。

.3 世界平均生産量

各S&P GSCI商品のWPAは、WPQ期間中の当該WPQを5で除したものに等しい。WPAは要するに5年間のWPQに基づくS&P GSCI商品の平均年間生産量である。

.4 対象契約生産量加重値

特定のS&P GSCI商品を基礎とする各指定契約のCPWを計算するに際しては、当該商品のWPAは流動性の最も高い指定契約に配分される。

各指定契約については、CPWは()当該契約のTQT比率に()基礎となるS&P GSCI商品のWPA(計算上必要な換算を実施した後のWPA)を乗じ、()1,000,000で除したものに等しい。但し、ある特定のS&P GSCI商品を基礎とする指定契約についてのCPWの計算結果において当該契約のTVMが最低TVM水準を下回った場合には、かかる契約のすべてについてそのTVMが最低TVM水準に等しくなるまでCPWは引き下げられる。該当する各契約のTVMを最低TVM水準に置き、当該契約のCPWをしかるべく引き下げるにより上記は達成される。この調整手続きの意図するところは、各指定契約のCPWが確実にS&P GSCI商品指数の取引活動を支えるに十分な水準となる一方で不釣り合いに高い水準にならないようにすることである。CPWの決定値は7つの桁数の精度に四捨五入される。新しいCPWは一定の乗換え手続に従い、各S&P GSCI期間の開始時に実施される。

.5 CPWの調整手続

上述の場合に指定契約のCPWの調整のために次の手続が取られる。

1. 加重値の再計算を行なう必要のある全指定契約の集合「A」を決定する。集合Aに要素がない場合には調整は不要である。

2. 次式によりAのすべての指定契約についてCPWを計算する。

$$CPW_i = \frac{\text{Percentage TQT}_i * WPA_i}{1,000,000}$$

3. Aのすべての契約のTVMを再計算し、次の部分集合に分割する。

AL = {最低TVM水準を下回るTVMの契約}の部分集合

AE = {最低TVM水準と同じTVMの契約}の部分集合

AH = {最低TVM水準を上回るTVMの契約}の部分集合

4. ALに要素がない場合には調整は不要である。

5. AHの各契約については、上記のステップ2で特定されたCPWのままとする。

6. AL及びAEのすべての契約のCPWについて各一次方程式を解く。

$$TQT_i * \sum_{k \in C} (CPW_k * ACRP_k) = ISL * CPW_i * TVMRL$$

(ここでCは予定される指数を構成する全指数の集団を指す。)

7. これ以上の調整が不要となるまで上記のステップ3から6を繰り返す。

.6 指数構成の月次見直し

各月次観察日にS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、各指定契約のTVMを関連する中間計算期間の取引量データに基づき計算する。当該観測日においてある指定契約のTVMがTVM基準値を下回る場合は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、以下の原則に従い当該契約の基礎となるS&P GSCI商品についてS&P GSCI商品指数の構成を調整する(他のS&P GSCI商品については何れも調整しない。)

- 適格基準に基づき、かつ上記 .1に定める制限に従って、該当商品を基礎とし当該観測日時点ですべての適格な対象契約が、従前にS&P GSCI商品指数に含まれていたか否かを問わず、特定される。
- このように特定されたすべての対象契約のCPWが上記 .4及び上記 .5に定める手続に従って決定される。但し、当該各契約のTQT比率は、該当するS&P GSCI商品を基礎とするすべての対象契約についての取引量データが入手可能となる該当の中間計算期間の取引量データに基づき決定される。
- 上記調整後の新たなS&P GSCI期間の開始時にS&P GSCI商品指数は一定の手続に従って再正規化される。

各S&P GSCI年度を通してS&P GSCI商品指数の流動性と取引可能性を維持するために、本項目では、特定のS&P GSCI商品の流動性が著しく低下した場合に当該商品を基礎とする指定契約の間で、年度途中においてCPWの配分を見直し、再割り当てする仕組みを設けている。このような再割り当ての結果、同一のS&P GSCI商品を基礎とする新たな対象契約がS&P GSCI商品指数に組み入れられる場合もあれば、従来S&P GSCI商品指数に組み入れられていた指定契約が外される場合もある。かかる目的のために各指定契約の流動性は、取引量係数(TVM)で測定される。TVMは各月次観察日に計算され、見直される。

上記の手続に従ってS&P GSCI商品指数の構成が変更された場合(指定契約の相対的加重値に関する変更を含む。)、当該変更の実施方法は、マーケット状況及びその他の関連要因に基づきS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定し、合理的に可及的速やかに公表する(当該変更が実施される少なくとも3週間前であることが期待される。)

.7 情報源

.7(a) CPW算定のための情報源 S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、ある特定のS&P GSCI期間のCPWの算定に用いる情報源を決定する。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、通常、直前のS&P GSCI年度のCPWを算定した時と同じ情報源を用いる。当該情報源が合理的に利用可能でない場合、又は必要な情報を含まない場合、あるいはS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが当該情報源に含まれる情報が不正確であるか、信頼できないか、又は明らかな誤りを含んでいると決定した場合は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、代わりの情報源を特定する。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、ある特定のS&P GSCI期間のCPWの算定に用いる情報源を、可能な限り、S&P GSCI商品指数の構成及び当該期間のCPWの計算結果の発表時に公表する。

.7(b) 換算係数の情報源 上記 .2に言及した換算を実行するために用いる計数(WPQに使用される測定単位を該当の対象契約の測定単位に換算するために必要)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが選定した公開の情報源から導出している。

.7(c) 上記 .2(b)に記述した調整を行なうために用いる係数(蓄牛生体重の蓄牛枝肉重量への換算)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが選定した公開の情報源(米国農務省「農業統計」など)から導出している。

. 指定契約の期日

.1 S&P GSCI商品指数を計算するに際しての指定契約期日の使用

上述したようにS&P GSCIのドル加重合計値の算定は、実際の対象契約の価格に基づいてのみ可能である。定義により指定契約は、特定の期日又は特定の期間中における引渡し若しくは決済を必要とすることからS&P GSCI商品指数の価額を計算するに際して用いられる指定指数の適切な価格を特定するためにはS&P GSCI商品指数に組み入れられる指定契約期日を決定することが必要である。ある特定のS&P GSCI年度の指定契約期日の決定は、当該年度のS&P GSCI商品指数の構成が決定された時点または指定契約が追加された時点でS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが行なう。本「S&P GSCI® 商品指数」の本項目では、各指定契約の指定契約期日の決定手続について説明する。

.2 指定契約期日の決定

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、ある特定のS&P GSCI年度の各指定契約の指定契約期日を決定する。但し当該各指定契約期日はアクティブな契約に限られる。

ある特定の対象契約に関して、取引量が乏しくなる契約期日の例は過去に数多くあり、これらは通常インアクティブとみなされる。取引量が乏しくなるのは、おそらく原取引商品の需給の季節的循環又はその他生産、流通若しくは経済的要因が背景にある。インアクティブな契約は、取引は可能であるとしても、取引活動の水準の低さから正確かつ信頼性のある市場価格を示さない場合がある。このためS&P GSCI商品指数はアクティブな契約の価格だけに基づいて計算される。

ある契約期日が指定契約期日として決定されると、一定の手續に従い、ある特定のS&P GSCI年度の契約期日に基づきS&P GSCI商品指数が計算される。但し、S&P GSCI年度途中でS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが、指定契約期日として従来組み入れられていた契約期日がもはやアクティブな契約ではないと決定した場合には、当該指定契約期日は当該S&P GSCI年度の残りの期間についてS&P GSCI商品指数から削除される。逆に、年度途中で新しい対象契約がS&P GSCI商品指数に追加された場合には、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、関連するS&P GSCI年度の残りの期間についての当該契約に係る指定契約期日を決定することになる。

.3 指定契約期日取引の不成立

.3(a) 指定契約期日の削除 指定契約期日とされている契約期日を関連取引所が削除した場合、当該契約期日は削除が行われたS&P GSCI年度の残りの期間については、もはや指定契約期日ではなくなる。S&P GSCI商品指数は、関連するS&P GSCI年度の残りの期間については残りの指定契約期日に基づき計算される。

.3(b) 指定契約期日取引の延長 ある特定の指定契約の2つの連続する指定契約期日が、当該2つの連続する指定契約期日の最初の方の指定契約期日に関して一定の条件に従いロール期間の開始予定日に先立つ少なくとも6ヶ月の間、関連取引所における又はこれを經由する取引について利用可能ではなくなった場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、いかなる措置を講ずるべきかを決定する。かかる措置には、当該S&P GSCI年度の残りの期間について当該指定契約期日若しくは当該指定契約をS&P GSCI商品指数から削除する決定、又は特定の日付までに当該削除された指定取引期日が利用可能になった場合に当該契約期日若しくは指定契約をS&P GSCI商品指数に組み入れる決定を含む。

稀な状況であるが、ある関連取引所が特定商品を基礎とする指定契約を正式に削除又は置き換えないものの、次のS&P GSCI年度の指定契約期日が決定されるまでに特定期日の対象契約の利用可能時期を延長する可能性がある。上述の規定は、この種の稀な状況への対応を意図している。講じた措置はS&P GSCI商品指数の構成の変更の発効日より前に公表される。

例えば、ある特定の指定契約の指定契約期日が7月限月を含む場合において、各関連取引所が当該年度について7月限月契約期日を削除したが、8月限月契約期日が取引に利用可能となった場合、S&P GSCI商品指数は、一定の手續に従ったロール期間手續に従うことを条件に8月限月契約期日に基づいて計算される。但し、上記 .2(d)に明示されるように、8月限月契約期日が取引に十分に早期に利用可能となっていることが条件である。

.4 対象契約の入れ替え

ある特定の指定契約についてのすべての契約期日の取引が終了した場合、または関連する取引所がある指定契約について爾後は契約期日が利用可能ではなくなる旨を発表した場合は、当該S&P GSCI商品を基礎とする適格な入れ替わりの対象契約をS&P GSCI商品指数に組み入れることができる。かかる入れ替えは、実行可能な限りにおいて次の月次観察日に、上記 .6に定める手續に従って発効する。

別の対象契約がある指定契約に入れ替わり、上記で意図されている時期又は手續が実行可能ではない場合、S&P GSCI商品指数を入れ替わりの対象契約で計算し始める日付についての決定が行なわれる。この決定に際し、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、既存の対象契約と入れ替わりの対象契約の仕様の相違、契約期日およびその他の事項を含め様々な要因を考慮に入れる。要因によっては、既存の対象契約から入れ替わりの対象契約への移行を、数日にまたがり実施することが必要ないし望ましい場合がある。かかる移行は、各ロール期間中に行なわれるS&P GSCI商品指数の乗換えに類似した方法で実施される見込みである。

入れ替わりの対象契約がS&P GSCI商品指数に組み入れられる場合、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、既存の対象契約から入れ替わりの対象契約への移行の実施方法、並びに関連するS&P GSCI商品を基礎とする他の指定契約のCPW及び/又は正規化定数の再計算の有無について公表する。

現在24の先物契約がS&P GSCI® 商品指数への組入れ適格要件を充足している。

S&P GSCI® 商品指数に含まれている先物契約

関連取引所	商品(先物契約)	ティッカー(1)	2015	2016	2016	2015	2016	2016	2016
			先物契約生産 量加重値	先物契約生産 量加重値	先物契約平均 参照価格 (\$)	ドル加重比率 (2)	参照価格ド ル加重比率	取引総価額 (USD bn)	
CBT.....	小麦 (シカゴ)	W	19,929.26	20,181.8	5.2142	3.53%	3.53%	775	121.9
KBT.....	小麦 (カンザス)	KW	4,559.198	4,731.456	5.5377	0.86%	0.88%	193	121.9
CBT.....	トウモロコシ	C	32,907.26	33,563.3	3.7573	4.21%	4.23%	1,515.1	198.9
CBT.....	大豆	S	8,828.723	8,986.094	9.7858	2.94%	2.95%	2,684.8	505.6
ICE - US.....	コーヒー	KC	18,179.15	18,477.47	1.5135	0.94%	0.94%	434.9	257.5
ICE - US.....	砂糖 #11	SB	347,147	350,467.6	0.1355	1.60%	1.59%	482.4	168.3
ICE - US.....	ココア	CC	4.277231	4.49828	2,997.0833	0.44%	0.45%	215.8	265
ICE - US.....	綿 #2	CT	55,144.32	55,730.3	0.6341	1.19%	1.19%	210.7	98.7
CME.....	豚赤身肉	LH	84,970.17	87,671.93	0.7821	2.26%	2.30%	303	73.2
CME.....	生牛	LC	92,895.69	92,186.84	1.5473	4.89%	4.79%	793.7	92.1
CME.....	飼育牛	FC	16,537	21,383.2	2.1603	1.22%	1.55%	257	92.1
NYM/ICE.....	原油	CL	10,354.9	11,568.56	59.3700	20.91%	23.04%	13,525.6	326.1
NYM.....	灯油	HO	82,958.12	78,754.85	1.9707	5.56%	5.21%	3,056.5	326.1
NYM.....	ガソリン(RBOB)	RB	86,115.54	84,209.46	1.8783	5.50%	5.31%	3,114.9	326.1
ICE - UK.....	ブレント原油	LCO	9,618.998	9,256.426	65.7775	21.52%	20.43%	11,990.3	326.1
ICE - UK.....	軽油	LGO	341.2737	294.9689	588.2500	6.83%	5.82%	3,417	326.1
NYM/ICE.....	天然ガス	NG	31,092.93	31,615.91	3.0555	3.23%	3.24%	3,502	600.3
LME.....	アルミニウム	MAL	45.816	47.09	1,820.8542	2.84%	2.88%	2,836.5	547.8
LME.....	銅	MCU	18.66	19.1	6,008.1875	3.81%	3.85%	5,994.6	865
LME.....	標準鉛	MPB	1.442	1.516	13,711.2083	0.67%	0.70%	1,564.7	1,246.5
LME.....	ニッケル	MNI	9.17	9.484	1,885.9583	0.59%	0.60%	597.1	552.8
LME.....	亜鉛	MZN	12.08	12.38	2,124.3542	0.87%	0.88%	1,550.7	976.4
COMX.....	金	GC	79.41235	81.79151	1,182.4917	3.19%	3.24%	5,201.2	890.5
COMX.....	銀	SI	716.9617	752.9706	16.0373	0.39%	0.41%	1,104.4	1,514.4

(a) 注記:

- (1) ティッカーはロイター社のRICコードを指す。
- (2) 2015年の計算期間に用いた平均参照価格を使用。
- (3) 「bbl」はバレル(Barrels)を、「lbs」はポンド(Pounds)を、「bu」とはブッシェル(Bushel)を、「MMBtu」は100万英式熱量単位(Million British Thermal Units)を、「gal」とは米国ガロン(U.S. Gallons)を、「oz」とはトロイオンス(Troy Ounces)を、「MT」とはメトリックトン(Metric Tons)をそれぞれ指す。

次表はS&P GSCI® 商品指数に含まれる各サブ・セクターの1991年12月31日から2015年12月31日までの年末のドル加重比率の変動を示したものである。

S&P GSCI® 商品指数の構成推移

	エネルギー	産業用メタル	貴金属	農産物	畜産物
1991年12月31日.....	48.0%	5.9%	2.4%	21.1%	22.7%
1992年12月31日.....	48.9%	6.1%	2.4%	18.6%	24.0%
1993年12月31日.....	39.6%	6.3%	3.0%	24.7%	26.4%
1994年12月31日.....	48.8%	8.2%	2.6%	20.8%	19.6%
1995年12月31日.....	53.5%	7.9%	2.6%	25.3%	10.6%
1996年12月31日.....	61.5%	6.4%	2.4%	19.6%	10.1%
1997年12月31日.....	55.3%	7.2%	2.4%	24.0%	11.1%
1998年12月31日.....	46.9%	9.2%	3.8%	28.1%	12.0%
1999年12月31日.....	60.3%	8.5%	2.6%	18.1%	10.5%
2000年12月31日.....	66.8%	6.4%	2.0%	16.1%	8.7%
2001年12月31日.....	58.6%	7.8%	2.8%	19.6%	11.2%
2002年12月31日.....	67.3%	5.6%	2.5%	16.9%	7.7%
2003年12月31日.....	66.8%	7.4%	2.5%	17.0%	6.3%
2004年12月31日.....	71.1%	7.8%	2.2%	12.2%	6.6%
2005年12月31日.....	74.9%	6.8%	1.9%	10.9%	5.6%
2006年12月31日.....	68.4%	11.1%	2.5%	13.4%	4.7%
2007年12月31日.....	73.83%	7.08%	2.23%	13.28%	3.57%
2008年12月31日.....	74.70%	7.25%	2.01%	12.69%	3.35%
2009年12月31日.....	70.18%	8.22%	3.10%	14.38%	4.12%
2010年12月31日.....	69.75%	8.40%	3.16%	14.05%	4.63%
2011年12月30日.....	70.53%	6.61%	3.46%	14.71%	4.69%
2012年12月31日.....	68.96%	6.93%	3.58%	15.56%	4.96%
2013年12月31日.....	73.53%	6.48%	2.55%	12.29%	5.15%
2014年12月31日.....	71.96%	6.54%	2.70%	12.96%	5.84%
2015年12月31日.....	63.56%	8.79%	3.59%	15.70%	8.37%

著作権はザ・マグロウヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・プアーズにある。掲載許可取得済み。

トータル・リターン指数

先物契約の日次収益率

S&P GSCI® 商品指数は構成銘柄の価格水準に基礎を置いているが、トータル・リターン指数の計算は、先物契約の日次収益に基礎を置いている。先物契約の日次収益率とは、あるS&P GSCI® 商品指数営業日から翌S&P GSCI® 商品指数営業日の間のS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値の変化率として定義される。任意の日における先物契約の日次収益率は、当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値を当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日にS&P GSCI® 商品指数に投資して当該任意日に得られる金額を、当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値で除して求められる数値から1を差引いたものに等しい。

トータル・リターン指数の数値

トータル・リターン指数は、S&P GSCI® 商品指数の収益、引渡しの接近に伴う期先の先物契約への仮想ポジションの乗換えによる減価又は増価、及びS&P GSCI® 商品指数に含まれる商品先物契約の全額担保付仮想ポジションから得られる利息を組入れている。

任意のS&P GSCI® 商品指数営業日のトータル・リターン指数の数値は、(1)直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるトータル・リターン指数の数値に(2)先物契約の日次収益率と計算日の財務証券の利回りの合計に1を加えた数値を乗じ、(3)直前のS&P GSCI® 商品指数営業日以降の非S&P GSCI® 商品指数営業日について財務証券の利回りに1を加えた数値を乗じた積に等しい。財務証券の利回りは、特定の財務証券に等しい利率でのS&P GSCI® 商品指数への仮想投資からの収益である。

トータル・リターン指数の当初数値は1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。

過去のパフォーマンス

過去のパフォーマンスを掲げる次表は、本書に記述した選定基準及び算出方法に基づくが、トータル・リターン指数は、実際には1991年5月1日より前は計算も公表もされていない。したがって次表が示すのは、

- (a) 上述の選定基準及び算出方法に基づく1970年1月2日から1991年1月2日までの間のトータル・リターン指数の仮想ベースでのパフォーマンス状況、及び
- (b) 1992年1月2日以後のトータル・リターン指数のパフォーマンス実績である。

1970年1月2日	100.00
1971年1月4日	115.78
1972年1月3日	138.90
1973年1月2日	198.45
1974年1月2日	354.32
1975年1月2日	478.50
1976年1月2日	400.02
1977年1月3日	351.05
1978年1月3日	390.02
1979年1月2日	515.25
1980年1月2日	692.40
1981年1月2日	764.66
1982年1月4日	593.61
1983年1月3日	657.98
1984年1月3日	747.23
1985年1月3日	760.67
1986年1月2日	833.67
1987年1月2日	868.83
1988年1月4日	1,105.18

1989年1月3日	1,371.33
1990年1月2日	1,937.46
1991年1月2日	2,346.03
1992年1月2日	2,304.20
1993年1月4日	2,371.27
1994年1月3日	2,111.22
1995年1月3日	2,185.21
1996年1月2日	2,711.25
1997年1月2日	3,591.15
1998年1月2日	3,019.39
1999年1月4日	1,992.32
2000年1月3日	2,766.77
2001年1月2日	4,022.43
2002年1月2日	2,891.27
2003年1月2日	3,819.38
2004年1月2日	4,520.70
2005年1月3日	5,173.25
2006年1月3日	6,729.99
2007年1月2日	5,611.07
2008年1月2日	7,710.14
2009年1月2日	4,109.70
2010年1月4日	4,649.37
2011年1月3日	4,961.45
2012年1月3日	5,049.163
2013年1月2日	4,934.194
2014年1月3日	4,693.107
2015年1月2日	3,208.340
2016年1月4日	2,156.647

トータル・リターン指数の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの目安とみなされるべきではなく、本外国指標連動証券の満期時若しくは償還時にその元本金額と同額又はそれを上回る金額を保有者にもたらずほど十分にトータル・リターン指数の数値が増加する保証は一切ない。

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

トータル・リターン指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、SPGCCITR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 貴金属指数」という。)

S&P GSCI® 貴金属指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、貴金属商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 貴金属指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® 貴金属指数は、金及び銀から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 貴金属指数の構成

現在、S&P GSCI® 貴金属指数は、本商品指数に含まれている貴金属(金及び銀)に関係する2つの上場先物契約から構成される。

S&P GSCI® 貴金属指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
金	89.48%
銀	10.52%

S&P GSCI® 貴金属指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 貴金属指数については「SPGCPMTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® 貴金属指数の過去の終値水準

S&P GSCI® 貴金属指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® 貴金属指数の数値の過去の騰落推移は、貴金属指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® 貴金属指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® 貴金属指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® 貴金属指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® 貴金属指数の開始は1973年1月5日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日	396.367
1992年12月31日	379.465
1993年12月31日	453.841
1994年12月30日	448.542
1995年12月29日	457.288

1996年12月31日	438.861
1997年12月31日	377.301
1998年12月31日	374.647
1999年12月31日	389.238
2000年12月29日	384.404
2001年12月31日	386.418
2002年12月31日	476.417
2003年12月31日	569.536
2004年12月31日	601.694
2005年12月30日	713.796
2006年12月29日	885.687
2007年12月31日	1,133.144
2008年12月31日	1,138.603
2009年12月31日	1,424.013
2010年12月31日	1,914.765
2011年12月30日	2,041.676
2012年12月31日	2,168.468
2013年12月30日	1,542.361
2014年12月31日	1,460.710

2015年12月31日

1,298.872

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® 貴金属指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバークのティッカーである SPGCPMTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(3) S&P GSCI® 産業用メタル指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI®産業用メタル指数」という。)

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、産業用メタル商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® 産業用メタル指数は、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の構成

現在、S&P GSCI® 産業用メタル指数は、本商品指数に含まれている産業用メタルに係る5つの上場先物契約(アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛)から構成される。

S&P GSCI® 産業用メタル指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
銅	42.76%
アルミニウム	33.62%
ニッケル	6.17%
亜鉛	9.43%
鉛	8.02%

S&P GSCI® 産業用メタル指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 産業用メタル指数については「SPGCINTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の終値水準

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® 産業用メタル指数の数値の過去の騰落推移は、産業用メタル指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® 産業用メタル指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® 産業用メタル指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® 産業用メタル指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の開始は1977年1月7日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日	484.971
1992年12月31日	514.097

1993年12月31日	431.604
1994年12月30日	712.758
1995年12月29日	665.757
1996年12月31日	607.203
1997年12月31日	592.128
1998年12月31日	477.720
1999年12月31日	624.599
2000年12月29日	598.004
2001年12月31日	499.447
2002年12月31日	496.415
2003年12月31日	695.218
2004年12月31日	886.746
2005年12月30日	1,208.805
2006年12月29日	1,945.321
2007年12月31日	1,835.591
2008年12月31日	935.706
2009年12月31日	1,706.930
2010年12月31日	1,992.422
2011年12月30日	1,547.425
2012年12月31日	1,568.655

2013年12月30日 1,378.536

2014年12月31日 1,265.065

2015年12月31日 954.773

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーである SPGCINTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(4)S&P GSCI® エネルギー指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® エネルギー指数」という。)

S&P GSCI® エネルギー指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、エネルギー市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® エネルギー指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® エネルギー指数は、ブレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® エネルギー指数の構成

現在、S&P GSCI® エネルギー指数は、本商品指数に含まれているエネルギー関連商品に関係する6つの上場先物契約(ブレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン)から構成される。

S&P GSCI® エネルギー指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
原油	33.78%
ブレント原油	31.92%
RBOBガソリン	9.64%
軽油	10.05%
灯油	8.21%
天然ガス	6.40%

S&P GSCI® エネルギー指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® エネルギー指数については「SPGCENTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® エネルギー指数の過去の終値水準

S&P GSCI® エネルギー指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® エネルギー指数の数値の過去の騰落推移は、エネルギー指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® エネルギー指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® エネルギー指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® エネルギー指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® エネルギー指数の開始は1983年1月7日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日

440.485

1992年12月31日	445.052
1993年12月31日	295.070
1994年12月30日	317.188
1995年12月29日	406.724
1996年12月31日	677.491
1997年12月31日	520.375
1998年12月31日	276.728
1999年12月31日	532.385
2000年12月29日	998.418
2001年12月31日	594.646
2002年12月31日	896.165
2003年12月31日	1,116.359
2004年12月31日	1,407.662
2005年12月30日	1,846.678
2006年12月29日	1,352.021
2007年12月31日	1,918.783
2008年12月31日	913.723
2009年12月31日	1,016.214

2010年12月31日	1,035.590
2011年12月30日	1,085.875
2012年12月31日	1,071.048
2013年12月30日	1,133.106
2014年12月31日	629.964
2015年12月31日	368.289

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® エネルギー指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーである SPGCENTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(5)S&P GSCI® 農産物指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® 農産物指数」という。)

S&P GSCI® 農産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、農産物市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 農産物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® 農産物指数は、ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主に世界の生産量で加重して計算され、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 農産物指数の構成

現在、S&P GSCI® 農産物指数は、本商品指数に含まれている農産物商品に関係する8つの上場先物契約(ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦)から構成される。

S&P GSCI® 農産物指数に含まれている先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
小麦	21.58%
トウモロコシ	27.20%
大豆	17.58%
砂糖	12.19%
綿	8.04%
コーヒー	5.31%
カンザス小麦	4.92%
ココア	3.16%

S&P GSCI® 農産物指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 農産物指数については「SPGCAGTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® 農産物指数の過去の終値水準

S&P GSCI® 農産物指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® 農産物指数の数値の過去の騰落傾向は、農産物指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® 農産物指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® 農産物指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® 農産物指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® 農産物指数の開始は1969年12月31日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日	819.810
1992年12月31日	750.220
1993年12月31日	897.270
1994年12月30日	971.570
1995年12月29日	1,233.920
1996年12月31日	1,208.570
1997年12月31日	1,265.870
1998年12月31日	957.260
1999年12月31日	776.700
2000年12月29日	768.290
2001年12月31日	590.890
2002年12月31日	658.020
2003年12月31日	701.360
2004年12月30日	560.000
2005年12月31日	573.220
2006年12月29日	649.740
2007年12月31日	833.700
2008年12月31日	592.940

2009年12月31日	615.523
2010年12月31日	825.990
2011年12月30日	694.8677
2012年12月31日	739.753
2013年12月30日	608.1082
2014年12月31日	541.4736
2015年12月31日	450.0967

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® 農産物指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーである SPGCAGTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(6)S&P GSCI® 穀物指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® 穀物指数」という。)

S&P GSCI® 穀物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、穀物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 穀物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® 穀物指数は、トウモロコシ、カンザス小麦、大豆及びシカゴ小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 穀物指数の構成

現在、S&P GSCI® 穀物指数は、本商品指数に含まれている穀物に係る4つの上場先物契約(トウモロコシ、カンザス小麦、大豆及びシカゴ小麦)から構成される。

S&P GSCI® 穀物指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
トウモロコシ	38.16%
カンザス小麦	6.90%
大豆	24.66%
シカゴ小麦	30.28%

S&P GSCI® 穀物指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 穀物指数については「SPGGRTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® 穀物指数の過去の終値水準

S&P GSCI® 穀物指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® 穀物指数の数値の過去の騰落推移は、穀物指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® 穀物指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® 穀物指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® 穀物指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® 穀物指数の開始は1969年12月31日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日	741.425
1992年12月31日	661.596

1993年12月31日	837.235
1994年12月30日	757.009
1995年12月29日	1,032.964
1996年12月31日	941.159
1997年12月31日	902.866
1998年12月31日	664.352
1999年12月31日	523.521
2000年12月29日	502.584
2001年12月31日	403.425
2002年12月31日	439.238
2003年12月31日	488.207
2004年12月31日	369.255
2005年12月30日	354.746
2006年12月29日	453.003
2007年12月31日	630.301
2008年12月31日	440.877
2009年12月31日	395.557
2010年12月31日	511.932
2011年12月30日	429.6544
2012年12月31日	499.3531

2013年12月30日	403.5048
2014年12月31日	362.5804
2015年12月31日	289.5085

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® 穀物指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーであるSPGCGRTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(7)S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数トータル・リターン**(以下「S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数」という。)**

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、ソフト・コモディティ市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、ココア、砂糖、コーヒー及び綿の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の構成

現在、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、本商品指数に含まれているソフト・コモディティに関係する4つの上場先物契約(ココア、砂糖、コーヒー及び綿)から構成される。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
ココア	11.03%
砂糖	42.47%
コーヒー	18.49%
綿	28.01%

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数については「SPGCSFTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の過去の終値水準

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の数値の過去の騰落推移は、ソフト・コモディティ指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の開始は2008年2月11日であり、2008年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

2008年12月31日	59.400
2009年12月31日	89.038

2010年12月31日	128.787
2011年12月30日	108.6773
2012年12月31日	88.5054
2013年12月30日	78.8923
2014年12月31日	67.0172
2015年12月31日	61.9735

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。



過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーであるSPGCSFTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

(8)S&P GSCI® 畜産物商品指数トータル・リターン**(以下「S&P GSCI®畜産物指数」という。)**

S&P GSCI® 畜産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、畜産物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 畜産物指数は、スタンダード・アンド・プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄(農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物)の一つである。S&P GSCI® 畜産物指数は、飼育牛、豚赤身肉及び生牛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算しており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 畜産物商品指数の構成

現在、S&P GSCI® 畜産物指数は、本商品指数に含まれている畜産物に関係する3つの上場先物契約(飼育牛、豚赤身肉及び生牛)から構成される。

S&P GSCI® 畜産物商品指数に含まれる先物契約の2015年12月31日現在の構成銘柄及び加重比率は次のとおりであった。

商品	加重比率
生牛	62.00%
豚赤身肉	24.79%
飼育牛	13.20%

S&P GSCI® 畜産物商品指数の計算及び公表

スタンダード・アンド・プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® の相場を公表している。

スタンダード・アンド・プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 畜産物指数については「SPGCLVTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

S&P GSCI® 畜産物指数の過去の終値水準

S&P GSCI® 畜産物指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。以下に示す期間中のS&P GSCI® 畜産物指数の数値の過去の騰落推移は、畜産物指数に係る本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるS&P GSCI® 畜産物指数の数値の騰落見込みを示すものではない。過去の水準はS&P GSCI® 畜産物指数の将来のパフォーマンスの目安とはならない。S&P GSCI® 畜産物指数又はその指数の構成銘柄の将来のパフォーマンスによって本外国指標連動証券の保有者にプラスの投資成果がもたらされる保証は一切ない。

S&P GSCI® 畜産物指数の開始は1970年1月5日であり、1991年12月31日から2015年12月31日の実際のパフォーマンスは次のとおりであった。

1991年12月31日	2,788.103
1992年12月31日	3,515.876
1993年12月31日	3,791.707
1994年12月30日	3,363.548

1995年12月29日	3,474.742
1996年12月31日	4,003.072
1997年12月31日	3,754.596
1998年12月31日	2,717.55
1999年12月31日	3,107.856
2000年12月29日	3,374.200
2001年12月31日	3,277.441
2002年12月31日	2,967.653
2003年12月31日	2,968.565
2004年12月31日	3,725.184
2005年12月30日	3,854.077
2006年12月29日	3,594.154
2007年12月31日	3,284.137
2008年12月31日	2,383.767
2009年12月31日	2,048.129
2010年12月31日	2,262.985
2011年12月30日	2,234.99
2012年12月31日	2,146.602
2013年12月30日	2,070.816
2014年12月31日	2,363.439

2015年12月31日

1,931.890

過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。**過去のパフォーマンスは将来の成果の目安とはならない。**

S&P GSCI® 畜産物指数の過去の詳細なパフォーマンスについては、ブルームバーグのティッカーである SPGCLVTR Index DES GO を参照することにより入手できる。

Standard & Poor's®及びS&P®は、スタンダード・プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エルエルシー（以下「S&P」という。）の登録商標である。Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エルエルシー（以下「ダウ・ジョーンズ」という。）の登録商標である。これらの登録商標は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー、S&P®、S&P GSCI®による仕様のためにライセンスされている。商品指数は、S&Pの商標であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー及びその関連会社にライセンスされており、発行会社の特定の目的の下での使用のためにサブライセンスされている。商品指数は、ゴールドマン・サックス及びその関連会社に所有され、推薦され、承認されているものではなく、これらの者と関連を持たない。

本外国指標連動証券は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス、ダウ・ジョーンズ、S&P、それぞれの関連会社又は第三者のライセンサー（「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」と総称する。）により、支持され、推薦され、販売され、又は推奨されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の所持人その他の公衆に対して、証券投資一般とりわけ本外国指標連動証券への投資の妥当性及び市場全般のパフォーマンスを追跡する関連する商品指数の能力に関し、明示又は黙示を問わず何ら表明又は保証を行うものではない。

商品指数に関する発行会社のS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスとの唯一の関係は、商品指数、一定の商標、サービスマーク及び/又はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品名に関するライセンスに係る関係である。

商品指数は、発行会社及び本外国指標連動証券を顧慮することなく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスにより決定され、構成銘柄が選ばれ、計算される。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、商品指数の決定、構成銘柄の選定、指数の計算にあたり、発行会社又は本外国指標連動証券の所持人のニーズを考慮する義務は一切ない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本外国指標連動証券の価格、数量、発行時期、発行数量及び販売数量の決定、あるいは本外国指標連動証券の現金換金時に用いる算式の決定又はその計算には、責任を負わず、関与もしていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは本外国指標連動証券の管理事務、マーケティング、売買について一切義務を負わない。商品指数を基礎とする投資商品が指数のパフォーマンスを正確に追跡する保証はなく、また、望ましい投資リターンを提供する保証もない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシー及びその関連会社は、投資助言者ではない。商品指数への有価証券の組み込みは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによる、かかる有価証券の購入、販売又は保有について推奨するものではなく、投資助言を構成するものとみなされない。上記にかかわらず、CMEグループ・インク及びその関連会社は、発行会社により現在発行されている本外国指標連動証券に関連性を有しない金融商品（かかる金融商品は本外国指標連動証券に類似又は競合する可能性がある）を、独立して発行及び/又はスポンサーになることができる。加えて、CMEグループ・インク及びその関連会社は、商品指数のパフォーマンスに関連付けられた金融商品を取引することができる。かかる取引活動が、商品指数及び本外国指標連動証券の価値に影響を与える可能性がある。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、商品指数若しくは当該商品指数に関連する情報又はその他の情報伝達（商品指数に関連する口頭、書面又は電子的方法による情報伝達を含むが、これらに限られない。）の十分生、正確性、適時性及び（又は）完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、商品指数における誤謬、欠落、又は遅延について何ら責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、発行会社、本外国指標連動証券の所持人、その他の個人又は法人に対して、商品指数又は商品指数に含まれるデータの使用、使用により得られる結果、特定の目的への適合性及び商品適格性に関し、明示又は黙示を問わず何ら保証を行うものではない。上記を制限することなく、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスはいかなる場合においても、その可能性について告知されていた場合においても、間接損害、特別損害、懲罰的損害及び結果的損害（逸失利益、取引損失、損失時間、営業上の信用の毀損）を含む損害に関して、たとえかかる損害の可能性についてアドバイスを受けていたとしても、契約上の責任、過失責任、無過失責任又はその他の責任であれ、いかなる責任も負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーであることを除

いて、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスと発行会社の間において、第三者に利益をもたらす契約や合意は存在しない。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

以下の「リスク要因」の項において、本外国指標連動証券について記載されたリスクは、本外国指標連動証券を原資産とする本受益権に関するリスクでもあることに留意されたい。

リスク要因

投資家は、これらの主要リスク(関係本商品指数に適用されるあらゆるリスクを含む。)について評価した場合のみ本受益権の原資産である本外国指標連動証券(以下、本「リスク要因」の項において、「本外国指標連動証券」という。)への投資を行うべきである。複数のリスク要因が同時的影響又は複合的影響を及ぼす可能性があり、かかる影響は予測不能である可能性がある。特に、各リスク要因の組合せにより、本外国指標連動証券の価値及び償還価額に及ぼしうる影響について保証を与えることはできない。ある要因の影響が、別の要因の影響によって相殺又は増幅される可能性がある。

以下のリスクは網羅的ではない。発行会社が現在認識していない、又は発行会社が現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確実性の中には、発行会社の事業、業務、財政状態若しくは将来の見通し又は本外国指標連動証券の価値及び償還価額に重大な影響を及ぼしうるものが存在する可能性がある。

投資家は、本外国指標連動証券が自身にとって適切であるか否かを判断するにあたり、以下のリスクに関する記載を慎重に検討するべきである。

リスクに関する注意

投資家が本外国指標連動証券への投資額の一部又は全部を喪失しうる状況が多数存在する。

本外国指標連動証券の条件には、満期時における額面金額又は発行価格に関する最低予定支払額の規定はない。原資産のパフォーマンスによっては、投資家は投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

本外国指標連動証券に基づき支払われるべき金額の支払いは、期限到来時に債務を履行する発行会社の能力に依存している。本外国指標連動証券は無担保の債務である。本外国指標連動証券は預金ではなく、また本外国指標連動証券は英国の金融サービス補償機構又はその他の預金保護保険制度により保護されていない。したがって、発行会社が破綻した場合、又はその他本外国指標連動証券に基づくその支払義務を履行することができない場合には、投資家は投資額の一部又は全部を喪失することとなる。

また、投資家は以下の状況においても投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

満期前の本外国指標連動証券の市場価格は、投資家が支払う購入価格を大幅に下回る可能性があり、その結果、投資家が予定満期日より前に本外国指標連動証券を売却した場合には、投資家が受け取る金額は当初の投資額を大幅に下回る可能性がある。

本外国指標連動証券は、一定の特別な状況においては予定満期日より前に償還される可能性があり、その場合、投資家に支払われる早期償還金額は、投資家が本外国指標連動証券について支払った金額を下回る可能性がある。

本外国指標連動証券の条件は、一定の状況においては発行会社又は計算代理人によって調整される可能性があり、その影響として投資家に支払われる金額が投資家の当初の投資額を下回る可能性がある。

本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響を及ぼしうる要因

1. 本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力及び本外国指標連動証券の状態に関連するリスク

発行会社は大手の国際的な金融サービス会社であるため、多種多様なリスク(これらのリスクは規模が大きく、その事業に内在するものであり、かつ期限到来時における本外国指標連動証券に基づく支払いその他の義務を履行する能力に影響を及ぼしうる。)に直面する。これらのリスクには、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーションリスク、風評リスク、法務・規制・コンプライアンス関連のリスク、訴訟及びその他の偶発債務、競合リスク、顧客、取引先及び取引相手の財務状態、経済上、財政上、政治上又は法律上の不利な展開、クロスボーダー及び外国為替に関するリスク、災害的事象、見積り及び評価に由来するリスク、並びに戦略に関するリスクが含まれる。

本外国指標連動証券は、発行会社の直接、無担保かつ非劣後の債務であり、そのそれぞれが同順位である。本外国指標連動証券は無担保債務であり、預金ではなく、英国の金融サービス補償機構又はその他の預金保護保険制度により保護されていない。したがって投資家は発行会社の信用力に関するリスクにさらされており、発行会社の信用力又は認識されている信用力(発行会社の信用格付の実際の変更又は予想されている変更により測定されるものであるか否かを問わない。)が悪化した場合、本外国指標連動証券の価値に不利に影響する可能性がある。

2. 銀行破綻処理に関する規制の枠組み

英国銀行法は、イングランド銀行(又は一定の状況においては英国財務省)が、英国における銀行の破綻処理を行うことを認める制度を規定している。以下の「(発行会社のような)当グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」の項を参照のこと。

3. (発行会社のような)当グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

このリスク要因は、英国の規制当局が有する、破綻している金融機関を救済するための措置を講じる権限に関連した現在のリスク及び影響の概要を示している。

「当グループ」とは、パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社をいう。銀行再建・破綻処理指令(「BRRD」)は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRD(ベイルイン・ツールを含む。)は、FCA及びPRAの関連規則の大多数とともに、英国において2015年1月に施行された。負債に関するベイルインの契約上の認識について定めたPRAの最終規則は、2016年1月1日に発効した。BRRDが定める大多数の要件(ベイルイン・ツールを含む。)は、2009年英国銀行法(「英国銀行法」)の修正によって施行された。ベイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、「英国の破綻処理当局は発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、投資家は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるような大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本外国指標連動証券の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行(又は一定の状況においては英国財務省)には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度(「SRR」)の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、(発行会社のような)英国の銀行又は投資会社及び「銀行グループ会社」の定義を満たすこれらの一定の関連会社(現時点で発行会社を含む。)(それぞれを該当する事業体という。)に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法(「FSMA」)における、(FSMAセクション55Bに定められる)特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRIは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c)英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d)ベイルイン・ツール(以下に説明する。)、及び(e)一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限(本外国指標連動証券の要項の変更を含む場合もある。)、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように(場合によっては遡及的効力をもって)英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

投資家は、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本外国指標連動証券の価値に重大な悪影響が及び、投資家が本外国指標連動証券に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、投資家は、英国破綻処理当局による破綻処理権限(ベイルイン・ツールを含む。)の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限を行使するための具体的な条件について規定しており、さらに、2015年5月に公表されたEBAのガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻すると思われるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国破綻処理当局が、発行会社及び/又は当グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、投資家に事前に通知する義務を負わない。そのため投資家は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、当グループ及び本外国指標連動証券に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる投資家の権利は、非常に制限される可能性がある。

投資家は、英国破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国破綻処理当局は発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、投資家は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本外国指標連動証券の所有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本外国指標連動証券に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本外国指標連動証券について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本外国指標連動証券が発行会社の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本外国指標連動証券の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令(CRD)IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段(いわゆる「清算価値保障」)が含まれている。

発行会社及び本外国指標連動証券に関するベイルイン・ツールの行使及び当該行使の提案は、投資家の権利、投資家の本外国指標連動証券に対する投資の価格又は価値、及び/又は発行会社の本外国指標連動証券に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、投資家が本外国指標連動証券に対するその投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、投資家が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、投資家が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金(及び保証された預金)は、発行会社が発行する有価証券よりも優先順位が高いため、かかる有価証券は、発行会社の(その他優先預金のような)その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の一つとして、英国の関連法令の改正が行われ(1986年英国倒産法を含む。)、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。(i)第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金(保証された預金)は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、(ii)第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金(その他優先預金)は、「通常の」優

先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令(2015年7月までに国内法として施行予定)は、法人預金(預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。)や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本外国指標連動証券の所持人を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン・ツールが英国破綻処理当局によって行使された場合、本外国指標連動証券は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

4. 信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げが、本外国指標連動証券の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社及び/又は本外国指標連動証券に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態(資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。)、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化(適用する格付方法の変更による場合を含む。)したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び/又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。特に、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチは、2015年に銀行の格付(発行会社及びパークレイズ・ピーエルシーを含む。)に適用される修正格付方法をそれぞれ公表し、その結果、発行会社の格付及びパークレイズ・ピーエルシーの格付に対して信用格付措置が取られた。発行会社又はパークレイズ・ピーエルシーの格付に対する格付方法や格付措置は、信用格付機関によって、将来さらに修正される可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社若しくは本外国指標連動証券の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合(あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合)、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本外国指標連動証券の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

本外国指標連動証券に関連する市場リスクを評価する上で重大な要因

5. 本外国指標連動証券の評価に関連するリスク

5.1 本外国指標連動証券の当初の時価は、本外国指標連動証券の発行価格又は当初購入価格を下回る可能性が高く、またそれらの価格を大幅に下回る可能性がある

本外国指標連動証券の時価は、本外国指標連動証券の発行価格を下回る可能性が高く、またかかる価格を大幅に下回る可能性がある。発行価格と当初の時価との差額は、特に以下の要因により生じる可能性がある。

- (a) 適用法により認められている場合には、本外国指標連動証券の発行及び販売に関連する手数料に関する金額。
- (b) 本外国指標連動証券の組成に関連して発行会社及びその子会社(以下併せて「当行グループ」又は「パークレイズ」という。)が稼得することを見込んでいる利益見積額。
- (c) パークレイズが本外国指標連動証券に基づくその債務をヘッジする際に負担する可能性がある費用見積額。

(d) パークレイズが本外国指標連動証券に関連して負担する可能性がある開発その他の費用。

上記(a)については、かかる拡売費、手数料及び報酬の金額に関する情報が開示されていない場合、請求すれば発行会社又は販売会社から入手することができる。

5.2 流通市場における本外国指標連動証券の価格は、本外国指標連動証券の当初発行価格を下回る可能性が高い

流通市場における本外国指標連動証券の価格は、(上記の要因4.1(本外国指標連動証券の当初の時価は、本外国指標連動証券の発行価格又は当初購入価格を下回る可能性が高く、またそれらの価格を大幅に下回る可能性がある)に記載のとおり)かかる価格が、特に、本外国指標連動証券の当初発行価格に計上される販売手数料、利益及びヘッジその他の費用によって減額される可能性が高いことから、本外国指標連動証券の当初発行価格を下回る可能性が高い。したがって、たとえ管理会社又はその他の者が流通市場取引において投資家から本外国指標連動証券を購入したいと考える価格があったとしても、それは当初発行価格を下回る可能性が高い。投資家が予定された償還日より前に本外国指標連動証券を売却した場合には、投資家は多額の損失を被るおそれがある。本外国指標連動証券の流通市場における価格に影響を及ぼしうるその他のリスク要因に関する情報については、次項のリスク要因を参照のこと。

5.3 償還前のいずれかの時点における本外国指標連動証券の価額及び相場価格(もしあれば)は、複数の要因を反映するものであり、予測不能である

一般に、本外国指標連動証券の時価は、当該時点における関係本商品指数のボラティリティ又は水準、金利の変化、発行会社の財務状態の変化(かかる変化が実際のものであるか認識されているものであるかを問わない。)及び信用格付の変化、本外国指標連動証券の需給状態、本外国指標連動証券の満期までの残存期間、並びに多数のその他の要因により左右されるものである。これらの要因のいくつかは相互に複雑に関係しているため、ある要因の影響が、別の要因の影響によって相殺又は増幅される可能性がある。

投資家が満期前に本外国指標連動証券を売却することができる価格(もしあれば)は、投資家の当初の投資額を大幅に下回る可能性がある。以下の項では、他のすべての条件が一定であったと仮定した場合に、特定の要因の変化によって本外国指標連動証券の時価がどのような影響を受けうるかを説明している。

関係本商品指数のパフォーマンス 満期前、又は関連する行使日若しくは行使期間前(該当するもの)の本外国指標連動証券の時価は、当初の水準と比較しての関係本商品指数の現在の水準に大きく左右される可能性が高い。投資家が、満期前の、売却時点における関係本商品指数の現在の水準が当初の水準と比較して上昇しているときに本外国指標連動証券を売却することを決定した場合であっても、最終水準が決定されるときまで水準は変動し続けることが見込まれるため、投資家は、その時点での水準に基づき、満期時に支払われることが見込まれる金額よりも大幅に少ない金額を受領することになる可能性がある。

本外国指標連動証券の価値及び償還価額は、関係本商品指数のパフォーマンスに依存する。原資産のパフォーマンスは時間の経過とともに予測不能な形で変動する可能性があり、これは金融上、政治上、軍事上又は経済上の事由、政府の行動、及び市場参加者の行動等の複数の要因に依存する可能性がある。これらの事由のいずれも、関係本商品指数の数値に不利な影響を及ぼし、これが本外国指標連動証券の価値及び償還価額に不利な影響を及ぼすおそれがある。

リスク要因8.「本商品指数に連動する本外国指標連動証券に関連するリスク」も参照のこと。

関係本商品指数のボラティリティ ボラティリティとは、市場の変動の規模及び頻度を説明するために使用される語である。関係本商品指数又はその構成銘柄のボラティリティ又はボラティリティの予想が変化した場合、本外国指標連動証券の時価は不利な影響を受けるおそれがある。

金利 本外国指標連動証券の時価は、金利の変化の影響を受ける可能性が高い。金利は経済にも影響を及ぼし、それにより関係本商品指数の水準(又はその構成銘柄の価額)に影響が及ぶ可能性があり、これによって本外国指標連動証券の時価に影響が及ぶこととなる。

本外国指標連動証券の需給状態 一般に、本外国指標連動証券の供給の増加及び/又は本外国指標連動証券に対する需要の減少は、本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。本外国指標連動証券の供給(ひいては本外国指標連動証券の時価)は、パークレイズが保有する在庫ポジションの影響を受ける可能性がある。

発行会社又は当行グループの財務状態、信用格付及び営業成績 発行会社若しくは当行グループの財務状態における実際の若しくは予想される変化、現在の信用格付又は営業成績は本外国指標連動証券の時価に多大な影響を及ぼしうる。近年、世界の金融システムが直面してきた非常に厳しい状況、並びにその結果生じた信用力の欠如、金融業界に対する信頼の欠如、金融市場におけるボラティリティの増大及び事業アクティビティの低下は、パークレイズの事業、財務状態、信用格付及び営業成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。しかしながら、本外国指標連動証券の償還価額は、本外国指標連動証券に基づく債務の支払い又は決済を行う発行会社の能力に加えて、(本商品指数の最終水準等の)複数の要因に依存しているため、発行会社の財務状態、信用格付又は営業成績が改善した場合であっても、本外国指標連動証券に基づき支払われる利益にプラスの影響がもたらされることは予期されていない。これらの信用格付は発行会社の信用力のみに関連するものであり、本外国指標連動証券の条件に基づき支払われる金額に影響し又はこれを増加させるものではなく、また本外国指標連動証券又は本商品指数に連動する投資に関連するリスクを示すものではない。格付は、本外国指標連動証券の購入、売却又は保有を推奨するものではなく、その格付を付与した格付機関によりいつでも保留、変更又は撤回される可能性がある。

本商品指数に影響又は関係する事由 関係本商品指数の水準に影響する、経済上、金融上、規制上、地理上、司法上、政治上及びその他の展開、並びにそれらの要因における実際の又は予想される変化もまた、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる。さらに、第三者による本商品指数又はその構成銘柄に関する投機的な取引は、本商品指数の水準を大幅に上下させる可能性があり、それにより関係本商品指数は、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる追加のボラティリティにさらされる可能性がある。

為替レート 本外国指標連動証券の条件によっては、本外国指標連動証券の表示通貨と、関係本商品指数の通貨(通貨が異なる場合)との間の為替レートの変動及びかかる為替レートのボラティリティが、本外国指標連動証券の時価に不利な影響を及ぼす可能性がある。

発行会社の買戻権 発行会社が本外国指標連動証券を償還することを選択できる期間中(また可能性として、それより前の期間)には、本外国指標連動証券の時価は一般に、本外国指標連動証券を償還することのできる価格を上回らない。

上記の一つ又は複数の要因の影響は、別の要因に起因する本外国指標連動証券の時価の変動の影響を相殺する可能性がある。

これらの要因は、投資家が流通市場取引において受領する時価を含め、本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうるものであり、かかる時価は、(i)パークレイズの価格決定モデルを参照して決定される本外国指標連動証券の価額と異なる場合があり、また(ii)発行価格を下回る場合がある。その結果、投

資家が予定満期日より前に本外国指標連動証券を売却した場合、投資家が受領する金額が当初の投資額を下回る可能性、あるいはゼロになる可能性さえ存在する。

6. 本外国指標連動証券の流動性に関連するリスク

6.1 本外国指標連動証券には、活発な取引市場が存在しない可能性がある

本外国指標連動証券については、発行時点で確立された取引市場が存在しない可能性があり、またかかる取引市場が今後も育たない可能性がある。また、仮に市場が育ったとしても、あまり流動性がなく、投資家が買手を見つけられないおそれがある。したがって投資家は本外国指標連動証券を売却できない可能性があり、あるいは売却できたとしても、当初購入価格を大幅に下回る価格でしか売却できない可能性がある。かかる価格は本外国指標連動証券の償還価額を正確に反映していない可能性がある。

発行会社は本外国指標連動証券を上場することも可能であるが、その場合でも、本外国指標連動証券が上場される事実をもって必ずしも流動性が大きくなるわけではない。本外国指標連動証券がいずれの取引所にも上場されず、又は売買されない場合、本外国指標連動証券の価格情報の入手はさらに困難になる可能性があり、本外国指標連動証券の売却はさらに困難になるおそれがある。

発行済み又は発行会社の関連会社以外の者が保有する本外国指標連動証券の数量は、本外国指標連動証券の早期償還により随時減少する可能性がある。したがって本外国指標連動証券の流動性は本外国指標連動証券の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

本外国指標連動証券の流通市場における流動性の不足は、本外国指標連動証券の時価に深刻な悪影響を及ぼす可能性があり、投資家が(i)本外国指標連動証券を流通市場で売却できないか、又は(ii)本外国指標連動証券に支払った当初価格を割り込む金額を受領することになるおそれもある。

6.2 本外国指標連動証券の追加の発行によって、流通市場における本外国指標連動証券の価格が低下するおそれがある

今後、本外国指標連動証券と同様の特徴を有する、又は本外国指標連動証券と同じ本商品指数に連動する証券又はオプションが発行会社又は他の発行体により追加的に発行された場合、発行市場又は流通市場において、かかる特徴を有する、又はかかる本商品指数に連動する証券の供給が増加し、本外国指標連動証券の流通市場における価格が低下するおそれがある。

6.3 超過発行

その発行、マーケット・メイキング及び/又は取引のアレンジメントの一環として、発行会社は第三者たる投資家が当初引受又は購入を行う予定の数量よりも多くの本外国指標連動証券を発行することができる。発行会社(又はその関連会社)は、将来の投資家の関心に応え、又はマーケット・メイキングの必要性に応じる目的でかかる本外国指標連動証券を保有することができる。したがって投資家は、本外国指標連動証券の発行規模を、当該証券の市場の興行き若しくは流動性、又は当該証券に対する需要を示すものとみなすべきではない。

7. 本外国指標連動証券の特徴に関連するリスク

7.1 本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる

適用される法律の変更、本外国指標連動証券に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響を及ぼす税務事由、本外国指標連動証券に基づく債務をヘッジする発行会社の能力に対する障害その他の重大な影響及び特定の商品指数の存在、継続、取引、評価、価格決定又は公表に関する一定の障害事由をはじめとした、本外国指標連動証券の条件又は本外国指標連動証券の償還に影響を及ぼす可能性のある発行会社固有の事由又は外的な事由(それぞれを以下「追加的障害事由」という。)が存在する。

追加的障害事由が生じた場合には、本外国指標連動証券の条件に基づき、

- (a) 計算代理人は、(投資家の同意なく)本外国指標連動証券の条件を調整することができ、
- (b) 発行会社は、予定された償還日の前に本外国指標連動証券を償還することを選択することができる(その後、発行会社は、各本外国指標連動証券の所持人に対し、当該本外国指標連動証券の早期償還金額相当額を支払うものとする。)

本外国指標連動証券の条件に対して行われる調整は、本外国指標連動証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、投資家が受領する早期償還金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがある。

また、本外国指標連動証券に基づく絶対的又は偶発的な債務の履行の全部又は一部が何らかの理由により違法又は物理的に不可能になったと発行会社が判断した場合には、発行会社は、本外国指標連動証券を消却することができる。かかる状況において、法律により許容される場合にはその限りで、発行会社は、各本外国指標連動証券の所持人に対し、当該本外国指標連動証券の早期償還金額相当額を支払うものとする。投資家は、かかる状況において発行会社から受領する金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがあることに留意すべきである。

7.2 発行会社の債務不履行事由により、投資家は投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある

発行会社による債務不履行事由が生じた場合(本外国指標連動証券に係る条項について治癒されない重大な違反が生じた場合又は発行会社が解散命令を受けた場合等)には、本外国指標連動証券の投資家は、その有する本外国指標連動証券を早期償還金額により即時償還するよう請求することを選択することができる。かかる状況において投資家が受領する金額はその当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロとなるおそれがある。

7.3 本外国指標連動証券の早期償還又は消却に関連する費用が存在する

本外国指標連動証券が予定された償還日の前に償還又は消却される場合(発行会社のコール・オプション又は本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使による場合を含む。)には、発行会社は、本外国指標連動証券の償還又は消却に関連して発行会社が負担したか又は発行会社の代わりに負担した(又は負担することが見込まれる)すべての費用、損失及び経費(もしあれば)(ヘッジ解約費用及び清算金を含む。)に係る金額を決済額の決定にあたり考慮し、決済額から控除する。かかる費用、損失及び経費は、償還又は消却時に本外国指標連動証券所持人が受領する金額を減少させ、決済額をゼロにまで減少させる可能性がある。発行会社は、自らをヘッジする義務を一切負わず、自らをある特定の方法でヘッジする義務を負わず、費用、損失及び経費が最小となるような(又は最小となると予想される)方法で自らをヘッジするよう要求されない。

7.4 発行会社は予定された償還日の前に本外国指標連動証券を償還できるオプション(以下「コール・オプション」という。)を有する

発行会社によるかかるコール・オプションの行使に伴い、投資家は、本外国指標連動証券の価値が将来増加することに対する自らの期待をもはや実現できなくなる。また、発行会社のコール・オプションの行使に伴う償還により受領する金額は期待を下回る可能性があり、本外国指標連動証券につき払い込まれた当初の価格を下回る可能性があり、ゼロとなる可能性がある。

本外国指標連動証券の時価が本外国指標連動証券の償還可能価格より大幅に高くなる見込みはないことから、発行会社のコール・オプションの特徴により本外国指標連動証券の時価が制限される可能性がある。

7.5 発行会社が本外国指標連動証券を償還できるオプションを行使した場合、投資家は、償還金額が複数の日付時点の本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算される場合がある点に注意すべきである

発行会社は、少なくとも20営業日前に本外国指標連動証券の所持人に通知した上で、本外国指標連動証券の一部又は全部を、その単独の裁量により、満期前に償還できる権利を有する。発行会社がかかるオプションを行使した場合、当該本外国指標連動証券の償還金額は、一つの日付時点の当該本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算されない場合がある。その代わりに、当該本外国指標連動証券の償還金額は、かかる発行会社通知期間中の複数の日付時点の当該本外国指標連動証券の償還価額に基づいて計算される可能性があり、発行会社はその単独の裁量により(a)かかる日付、及び(b)かかる日付において償還される有価証券の数量を決定する。これは、本外国指標連動証券の償還価額に不利な影響を及ぼす可能性がある。

7.6 本外国指標連動証券所持人が本外国指標連動証券所持人プット・オプションを行使できる時期及び当該本外国指標連動証券所持人プット・オプションの対象としなければならない本外国指標連動証券の最低数量又は本外国指標連動証券の最低額面金額合計(該当する場合)には制限がある

本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使にあたっては、投資家は、最終条件書に記載される本外国指標連動証券の最低数量又は最低額面金額合計以上の複数の本外国指標連動証券について当該オプションを行使しなければならない。投資家が保有する本外国指標連動証券の総数が本外国指標連動証券の最低数量又はその所定の整数を下回る場合には、投資家は、投資を実現するために、その有する本外国指標連動証券を売却するか又は本外国指標連動証券を追加購入しなければならない(それぞれの場合において取引費用を負担する。)

本外国指標連動証券所持人プット・オプションの行使に関連して、追加費用が生ずる可能性がある。

7.7 本外国指標連動証券の条件の変更は、本外国指標連動証券及び/のすべての投資家を拘束する

本外国指標連動証券の条件は、一定の状況(明白な誤りを訂正するためである場合又は変更が軽微ないし技術的なものである場合等)においては投資家の同意を得ることなく、また、その他一定の状況においては投資家の一定の多数の必要な同意を得た上で、発行会社がこれを変更することができる。本外国指標連動証券の条件は、投資家が該当事項について議決権を行使すべく会議を招集及び開催するための規定又は

かかる会議がない場合には書面による決議を採択するための規定を含む。かかる会議で採択された決議又は書面にて採択された決議は、すべての投資家(出席しなかった投資家又は議決権を行使しなかった投資家及び変更賛成しない投資家を含む。)を拘束する場合がある。

7.8 償還時の関係本商品指数の水準が、ストライク日時点の当初の関係本商品指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が日次手数料に伴い本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

ある日における本外国指標連動証券の償還額は、日次手数料(日々の運用手数料を反映した手数料である。)だけ減少する。この手数料は発行から償還まで毎日課せられる。日次手数料は、投資家が償還時に受領する償還金額を減少させる。

そのため、投資家が本外国指標連動証券の償還時において少なくとも投資元本を受領するには、関係本商品指数の数値が大幅に上昇する必要がある。関係本商品指数の数値が減少した場合又は日次手数料を相殺するに足りるほど上昇しない場合には、投資家は、当初の投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。

7.9 投資家の同意を得ることなく発行会社が別の会社に代替させられる可能性がある

発行会社は、本外国指標連動証券に基づく主たる債務者としての自身を、国際的に認められた格付機関から長期、無担保、非劣後かつ無保証の債務について同等以上の格付を取得している別の会社に代替させることができる。かかる代替の後、当初の発行会社は本外国指標連動証券に基づくすべての支払義務を免除され、投資家は本外国指標連動証券に基づく代替発行会社の信用リスクにさらされることとなる。かかる代替によって投資家が不利な税務上の影響を受けたとしても、投資家は当初の発行会社又は代替発行会社に対して請求権を有さない。発行会社の代替は、本外国指標連動証券の上場に影響を及ぼす可能性があり、とりわけ代替発行会社は、本外国指標連動証券が上場されている関係市場又は関係証券取引所における上場のための再申請を要する可能性がある。

7.10 本外国指標連動証券は外国為替リスクを有する可能性がある

投資家は、関係本商品指数のパフォーマンスだけでなく決済通貨のパフォーマンスの影響も受ける可能性があるが、これらは予測することができない。

外国為替相場は変動が大きく、国際外国為替市場における通貨の需給状態、関係国のインフレ率をはじめとした経済要因、各国間の金利差、景気予測、国際的な政治要因、通貨の交換性、関係通貨への金融投資の安全性、投機、政府や中央銀行が実施する措置等の様々な要因により決定される。かかる措置には、規制や税金の賦課、既存の通貨に代わる新たな通貨の発行、通貨の切り下げ又は再評価による為替相場又は為替の特徴の変更、為替相場及び一定の通貨の入手可能性に影響を及ぼしそうな一定の通貨の交換又は送金に関する為替規制の賦課を含むが、これらに限られない。

投資家の自国通貨と本外国指標連動証券に基づく支払いが行われる通貨との間の外国為替の変動は、本外国指標連動証券の償還又は売却による損益を自国通貨に換算しようとしている投資家に影響を及ぼす可能性があり、最終的には投資家の当初の投資額の一部又は全部の喪失を招く可能性がある。

7.11 本外国指標連動証券が振替決済型である場合のリスクが存在する

投資家が非実在化された形式及び/又は非証書形式で本外国指標連動証券を保有する場合(以下「振替決済型証券」という。)、投資家は振替決済型証券の法律上の所有者ではない。振替決済型証券に対する権利は、関連決済システムを介した保管及び預託リンクスを通じて保有される。これは、振替決済型証券の所有者は、かかる振替決済型証券についての権利を、仲介預託機関及びカストディアンを介して間接的方法でのみ行使できるということである。

7.12 CREST預託持分の形式で本外国指標連動証券を保有する場合のリスクが存在する

投資家がCREST預託持分(CDI)の形式で本外国指標連動証券を保有する場合、投資家は、かかるCDIが関連する本外国指標連動証券(以下「対象先本外国指標連動証券」という。)の法律上の所有者ではない。CDIは対象先本外国指標連動証券とは別個の法律証書であり、対象先本外国指標連動証券へのCRESTノミニーの持分に対する間接的持分を表象する。CDIはCREST預託機関により投資家に対して発行され、英国法に準拠する。

対象先本外国指標連動証券(当該対象先本外国指標連動証券に対する間接的持分を表象するCDIとは区別される。)は、カストディアンの口座で保有される。カストディアンは、関連決済システムを介して対象先本外国指標連動証券を保有する。対象先本外国指標連動証券に対する権利は、関連決済システムを介した保管及び預託リンクスを通じて保有される。対象先本外国指標連動証券又は対象先本外国指標連動証券への持分に対する法的権原は、対象先本外国指標連動証券が保有されている関連決済システムの規則によって決まる。

対象先本外国指標連動証券に関する権利は、CREST預託機関及びCRESTノミニー(これらの者は、上記の仲介預託機関及びカストディアンを介して間接的方法により権利を行使できる。)を介して間接的方法により行使する以外にCDIの所持人は行使することができない。したがって対象先本外国指標連動証券に関する権利の行使は、関連する仲介機関の現地法に服する。これらの取決めにより、関連する仲介機関が破

産又は清算した場合、特に決済システムにより保有されている対象先本外国指標連動証券が特別目的口座に保有されずに当該仲介機関の他の顧客のために同一口座で保有されている他の本外国指標連動証券と区分されない場合には、対象先本外国指標連動証券について本来行なわれたはずの支払いが削減又は減額される結果をもたらすおそれがある。

本外国指標連動証券所持人の票決を要する事項が生じた場合、発行会社は、CDIの所持人に対して、対象先本外国指標連動証券についてCRESTノミニの議決権を行使するようCREST預託機関に指示することを認めるための手続をとることができる。但し、発行会社がCDIの所持人のためにかかる票決に関する手続を導入できるという保証はない。

CDIの所持人はCREST契約証書の全規定並びにユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランド・リミテッドにより発行されたCRESTインターナショナル・マニュアル(2008年4月版)(その後の随時の修正、変更、改変、補足を含めて以下「CRESTマニュアル」という。)及びCRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスに適用されるCREST規則(CRESTマニュアルに含まれている。)が定めるか、又はこれらに準拠する全規定に拘束される。CDIの所持人はこれらの規定が課す義務のすべてを完全に遵守しなければならない。かかる義務には、(i)CDIの所持人から提供すべき損害賠償、保証、表明及び引受並びにCDIの発行者としてのCREST預託機関の責任に対する限定、並びに(ii)CRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスの利用に関連するCREST預託機関に対する手数料料金及び費用に関するものが含まれる。これらにはCREST契約証書に基づくサービスの提供についてCREST預託機関が課す手数料及び経費並びに対象先本外国指標連動証券をCRESTインターナショナル・セトルメント・リンクス・サービスを介して保有することに関連して支払いを要する(又は要することになる)可能性のある租税、税金、料金、費用又は経費が含まれる。

発行会社又はいずれの管理会社若しくは代理人も、投資家によるCDIへの投資の税務上の影響及び/又はCDIの取得、保有、譲渡若しくは処分の税務上の影響(投資家によるCDIの取得、保有、譲渡又は処分に対して印紙税、印紙税保留税、消費税、分離税、売上税、使用税、譲渡税、文書税、その他の類似の税金、関税又は課徴金がいかなる政府、関連する税務当局又は法域により賦課、徴収、源泉徴収、又は査定されるかどうかを含む(但し、これらに限らない。))について表明又は保証を一切行なわない。投資家には、「本外国指標連動証券に係る租税の取扱い」と題された項を熟読されたいが、CDIの各投資家に対する税務上の影響は異なる可能性がある。したがって投資家は、個別の影響(とりわけ、CREST内における非証書形式でのCDIの譲渡に関して英国印紙税保留税が課されるか否かという問題を含む。)について、各自の税務顧問に相談することを検討するべきである。

8. 本商品指数に連動する本外国指標連動証券に関連するリスク

8.1 関係本商品指数の過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示すものではない

本外国指標連動証券の発行時に入手可能な関係本商品指数の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来において生ずる可能性のある関係本商品指数の水準の範囲、かかる水準の動向や、かかる水準の変動を示すものとして判断してはならない。そうした過去のパフォーマンスに基づき将来における本外国指標連動証券の価値を予測することはできないため、投資家は、過去のパフォーマンスに基づき関係本商品指数の将来のパフォーマンス、ひいては本外国指標連動証券の償還価額を正確に予想できないリスクを認識するべきである。

8.2 投資家は本外国指標連動証券に関して利息の支払いを受けるものではなく、関係本商品指数に含まれる先物契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払いを受けない。

本外国指標連動証券への投資は関係本商品指数の構成銘柄又は関係本商品指数自体への直接的な投資と同等でなく、発行会社は投資家のために原資産を保有しない。投資家は、本外国指標連動証券の連動先である関係本商品指数に含まれる構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。本外国指標連動証券の支払いは現金で行われ、投資家は、関係本商品指数を構成する商品の引渡し、又は本外国指標連動証券の連動先である関係本商品指数に含まれる先物契約に関する金額の支払い若しくは交付を受ける権利を有さない。

投資家の本外国指標連動証券の償還価額は、投資家が関係本商品指数の構成銘柄を直接購入したとした場合よりも著しく低い可能性がある。

8.3 投資家は、関係本商品指数のスポンサー又は発行体に対していかなる求償権も有さない

本外国指標連動証券への投資は、関係本商品指数のスポンサー又は発行体(かかる本商品指数の水準、数値又は価格を決定又は公表する可能性のあるスポンサー及びその他の方法でかかる本商品指数の水準、数値又は価格に影響を及ぼす可能性のある発行体を含む。)に対する権利を投資家に付与するものではない。

8.4 本外国指標連動証券がヘッジ目的で購入される場合のリスクが存在する

関係本商品指数(又はその構成銘柄)への直接投資に関連する市場リスクをヘッジするために本外国指標連動証券を購入しようとしている投資家は、この方法で本外国指標連動証券を利用することの複雑さを認識すべきである。本外国指標連動証券の需給状態の変動及びその他の様々な要因のために、投資家は、本外国指標連動証券の価値が関係本商品指数の動きと相関しない可能性があるというリスクを認識すべきである。

8.5 商品及び関連する先物に関する市場取引の一時停止又は障害は、本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼしうる

商品市場は、様々な要因(市場における流動性の不足、投機家の参加、並びに政府の規制及び介入を含む。)による一時的な市場の歪み又はその他の障害の影響を受ける。加えて、米国の先物取引所及び一部の外国の先物取引所は、特定の先物契約の価格について、1営業日の間の変動幅を制限する規制を設けている。かかる制限は一般に、「1日の値幅制限」と呼ばれ、任意の日におけるかかる制限に基づく契約の最高価格又は最低価格は「リミット・プライス(制限価格)」と呼ばれる。特定の契約について、制限価格に達した場合、その限度を超える価格で取引を行うことはできず、あるいは一定期間、取引が制限される。制限価格は、特定の契約に関する取引を排除する作用、又は潜在的に不利な時期若しくは価格での契約の清算を余儀なくする作用を持つ。これらの状況は、関係本商品指数の水準、ひいては本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼしうる。

関係本商品指数の計算を行う際、(i)関連取引所若しくはその他の価格発表元が、参照価格に含まれている先物契約の決済価格若しくは終値を予定どおり公表しない場合、(ii)参照価格に含まれている先物契約の一つ若しくは複数につき、取引の重大な制限、一時停止若しくは障害が発生した場合、(iii)参照価格に含まれる先物契約の終値が「制限価格」である場合(これは、特定の日に於ける当該契約の終値が、前日の終値と比べて、適用される取引所規則の下で認められている最大幅にて上昇又は下落したことを意味する。)、又は(iv)関係する原ヘッジ取引を解消する発行会社若しくはそのいずれかの関連会社の能力を著しく阻害するようなその他の事由が発生した場合には、関係本商品指数のスポンサーは、障害フォールバック規定に従い、その合理的な判断により決済価格を決定することができる。さらに、本商品指数のスポンサーが本商品指数を算出する特定の日が、S&P GSCI[®]商品指数又はブルームバーグ商品指数SMに含まれる先物契約に関する取引施設が営業していない日であった場合には、本商品指数のスポンサーは、かかる取引施設が営業していた最後の日に於ける当該契約の決済価格を用いる。上記の状況は、関係本商品指数の水準、ひいては本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼす可能性がある。

8.6 本商品指数に含まれる商品の将来の価格が現在の価格とは異なるものとなった場合、償還又は行使において支払われる金額の減額につながるおそれがある 「バックワーデーション」又は「コンタンゴ」の効果

本商品指数は、実物商品に関する一つ又は複数の先物契約で構成されている。実物商品及び商品指数に関する先物契約は、規制された先物取引所で取引されており、実物商品、並びに実物商品及び商品指数に関するその他のデリバティブは、店頭取引市場、並びに各種の物理的及び電子的な取引施設及び市場で取引されている。上場先物契約は、定められた限月中、固定価格で特定の種類及び数量の商品又は金融商品の売買を行うことを定めたものである。商品の指数に関する先物契約では、当該契約の決済又は清算時点における当該指数の水準に基づいて現金の授受を行うことが定められている。先物契約では、現金決済が行われる特定された決済月、又は商品若しくは金融商品の売手による引渡し(当該者のポジションは「ショート」として言及される。)及び買手による取得(当該者のポジションは「ロング」として言及される。)が行われる特定された決済月が定められている。

商品の先物契約では通常、対象となる商品の引渡しのために特定の日付が定められている。本商品指数を構成する上場先物契約の満期(限月)が近づくと、それらは期先の満期の同様の契約に入れ替えられる。したがって、例えば8月に買い付けられ、保有されている先物契約で、限月が10月に設定されているとする。時間が経過するにつれ、10月に満期を迎える契約は11月限の契約に入れ換えられることになる。このプロセスは「ローリング(乗換え)」と呼ばれている。これらの契約に関する市場が(その他の要因は考慮しないとして)「バックワーデーション(逆鞘)」(期近限月よりも、期先限月の方が契約の価格が低い状況をいう。)の状態にある場合、10月限の契約の売却は、11月限の契約の価格よりも高い価格で行われることとなり、これにより「ローリング収益(乗換えに伴う収益)」が生じる。潜在的なローリング収益が実際に実現するか否かは、契約の売却時点において、関連する直物価格が商品先物契約の解約価格と比較してどの水準にあるかに左右される。本商品指数に含まれる契約の多くは過去において、継続的な逆鞘の期間を示してきたが、逆鞘が常に発生しない可能性が高い。さらに、本商品指数に反映されている商品の一部は、過去に「コンタンゴ(順鞘)」市場において取引されてきたものである。順鞘市場とは、期近限月よりも、期先限月の方が契約の価格が高い市場をいう。商品市場に逆鞘の状況が存在しないことによって「ローリング収益」がマイナスになる可能性があり、これは本外国指標連動証券の連動先である関係本商品指数の水準に不利な影響を及ぼし、投資家が償還又は行使時に受領する支払いを減少させる可能性がある。

8.7 法令の変更は本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる

関係本商品指数の水準は、一つ又は複数の政府、政府機関若しくは組織、裁判所又はその他の公的機関による、新たな法令の発布又は既存の法令の解釈変更(本商品指数に関する税金及び課金に関連するものを含むが、それらに限らない。)により不利な影響を受ける場合がある。例えば、直接又は間接的な政府の介入により、本外国指標連動証券のように先物に関する指数の水準に連動している先物の発行又は取引が制限される場合がある。また政府は、本外国指標連動証券の連動先である本商品指数のみならず、本商品指数に基づくデリバティブ商品も規制しようとする可能性があり、これは、かかる本商品指数の水準に影響を及ぼしうる。これらの事象のいずれも、関係本商品指数の水準に不利な影響を及ぼす可能性があり、同様に、本外国指標連動証券の時価並びに本外国指標連動証券に関して支払われるべき元本その他の金額に不利な影響を及ぼす可能性がある。

8.8 将来において、S&P GSCI®商品指数及びブルームバーグ商品指数SMに、規制された先物取引所で取引されていない契約が含まれる可能性がある

S&P GSCI® 商品指数及びブルームバーグ商品指数SMは当初、規制された先物取引所(米国では「指定契約市場」と呼ばれている。)において取引されている先物契約のみに基づくものであった。現在のところ、S&P GSCI® 商品指数及びブルームバーグ商品指数SMは引き続き、規制された先物契約のみで構成されている。しかしながら、以下に記載のとおり、将来においてS&P GSCI® 商品指数及び/又はブルームバーグ商品指数SMに、規制の度合いが低い、あるいは場合によっては実質的な規制がない取引施設で取引される店頭取引契約(スワップ及び先渡契約等)が含まれる可能性がある。その結果、例えば、規制された米国の先物取引所での取引に適用される1936年米国商品取引法(又はその他の適用ある法律及び関連規制)、又は規制された英国の先物取引所での取引に適用される同様の法律及び規制の規定及びそれらにより認められる保護が、かかる契約の取引、及び関連する取引施設により価格及び取引高が報告される方法に対して、適用されない可能性がある。さらに、電子的な取引施設の多くは、ごく最近取引を開始したものであり、取引に関して実質的な歴史を持たない。その結果、かかる施設での契約の取引及びかかる契約のS&P GSCI® 商品指数及び/又はブルームバーグ商品指数SMへの算入によって、例えば米国又は英国の上場先物契約の場合には生じることがない特定のリスク(当該契約の流動性及び過去の価格推移に関するリスク等)にさらされる可能性がある。

8.9 海外の先物取引所における関係本商品指数及びその構成銘柄の取引に関するリスク

一部の海外の先物取引所は、規制された先物市場よりも店頭取引の実物商品市場と類似する方法で営業しており、米国の先物市場で見られる一部の特徴が存在しない。例えば、各契約の価格について1日当たりの変動幅を制限することとなる「1日の値幅制限」が存在しない場合がある。したがって、下落傾向の市場では、ある取引実施日中に、又は数日の取引実施日で構成される期間中に、価格が際限なく下落し続ける可能性がある。これは、関係本商品指数又はその構成銘柄のパフォーマンス、ひいては本外国指標連動証券の時価又は本外国指標連動証券に関して支払われる元本その他の金額に不利な影響を及ぼす可能性がある。

8.10 本商品指数に連動する本外国指標連動証券への投資は、投資家が、規制された先物取引所が提供する規制上の保護を受けられるようにするものではない

発行会社が関係本商品指数に関する本外国指標連動証券の販売により受領する正味手取金は、投資家の利益に資するよう商品先物契約又は先物契約に関するオプションを売買するために使用されるものではない。したがって、本外国指標連動証券への投資は、先物契約、先物契約に関するオプションへの投資、又はこれらの先物契約の取引を行う集団投資ビークルへの投資のいずれも構成せず(すなわち、本外国指標連動証券は、先物契約に対する直接又は間接的な投資を構成するものではない。)、投資家は、規制された先物取引所が提供する規制上の保護の恩恵を受けられるものではない。発行会社は、先物取次業者として登録されていないため、投資家は、登録されている先物取次業者を通じて、規制された先物取引所において、先物契約の取引を行う者に対して提供される、規制当局が定める規制上の保護の恩恵を受けられるものではない。本外国指標連動証券への投資とは異なり、参加者に代わって先物契約に投資する集団投資ビークルへの投資には、集団投資としての規制が適用される可能性があり、そのオペレーターは、FCAへの登録、集団投資としてFCAによる規制を受けること、又は登録義務免除の適格要件を満たすことを要求される場合がある。本外国指標連動証券は集団投資に対する持分ではないため、本外国指標連動証券は集団投資として規制されるものではなく、発行会社は集団投資スキームとしてFCAに登録されず、また投資家は、規制された集団投資に投資する者に提供される、FCA又はその他の規制当局が定める規制上の保護の恩恵を受けられるものではない。

8.11 関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄は、24時間取引可能なものであるが、本外国指標連動証券の取引を行うことができるのは欧州における通常の取引時間内に限られる

関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄の市場が、国際的な、24時間営業している市場であった場合、本外国指標連動証券に関する取引時間は、関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄が取引されている時間とは一致しない可能性がある。海外の市場は営業しているものの米国の市場は休業している場合、関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄の水準、数値又は価格に重大な変動があっても、本外国指標連動証券の価格に直ちには反映されない可能性がある。関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄に関して、直近売りその他同様の情報の系統的な報告システ

ムが存在しない可能性がある。直近売りその他同様の情報が存在しないこと、及び相場価格の入手可能性が限定されていることにより、投資家が、関係本商品指数又はかかる指数が対象とする構成銘柄の市況に関して、正確なデータを適時に受領することが難しくなるおそれがある。

8.12 発行会社は、本商品指数のスポンサーの行動(本商品指数の水準の計算における誤謬、本商品指数の算出中止、又は本商品指数の算出方法、構成銘柄及びその他の条件に関する方針に係るものを含む。)について責任を負わず、それらを制御できない

発行会社は、本商品指数のスポンサーの行動を制御又は予測する能力を有さない。

例えば、発行会社は、本商品指数における誤謬、又は本商品指数の計算に係る算出方法若しくは方針に関する開示の中止について、これらを制御することはできない。一般に、本商品指数のスポンサーは本商品指数の計算を継続する義務を負っておらず、後継の指数を計算することも要しない。スポンサーが本商品指数の計算を中止又は一時停止した場合、当該本商品指数に連動する本外国指標連動証券の時価、又は償還若しくは行使時において支払われる金額を決定することが難しくなるおそれがある。その場合、計算代理人は後継の指数を指定することができる。計算代理人が、中止又は一時停止の対象となった本商品指数に相当する後継の指数が存在しないと決定した場合、当該本商品指数に連動する本外国指標連動証券の償還又は行使時において投資家が受領する金額は計算代理人によって決定され、その結果、投資家が受領する金額がかかる事態が発生しなければ投資家が受領していたと思われる金額を下回ることとなる場合がある。

本商品指数の水準の計算、指数の構成銘柄の追加、削除又は入れ替えに関する本商品指数のスポンサーの方針、及び指数の構成銘柄に影響を及ぼす変更が本商品指数に反映される方法は、本商品指数の数値、ひいては償還又は行使時に本外国指標連動証券に関して支払われる金額、及び償還又は満期前の本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼしうる。

追加の商品先物契約が本商品指数の構成銘柄としての適格基準を満たす可能性がある一方で、現在本商品指数に算入されている商品先物契約がかかる基準を満たさなくなる可能性がある。本商品指数に算入されている各先物契約に適用される加重係数は、商品の生産量及び取引量に関する統計の推移に基づき変更される可能性がある。加えて、本商品指数のスポンサーは、本商品指数の構成及び加重の決定方法、その数値の算出方法(関係本商品指数が市場パフォーマンスの適切な尺度を反映するようにするため、又はその他の理由による。)又は関係本商品指数の数値の算出方法を変更する場合がある。また、本商品指数のスポンサーは、本商品指数の算出又は公表を中止又は一時停止する可能性があり、その場合には当該本商品指数の時価を決定することが難しくなるおそれがある。かかる変更はいずれも、本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼしうる。

インデックス・スポンサーは、本商品指数に関して自らの行動が本外国指標連動証券に及ぼす影響を考慮する義務を負わないが、かかる行動は本外国指標連動証券の価値及び償還価額に悪影響を及ぼすおそれがある。

8.13 関係本商品指数の終値又は価格の算出又は公表の中止又は一時停止は、本外国指標連動証券の時価並びに投資家が本外国指標連動証券の償還時に受領する金額に不利な影響を及ぼしうる

関係本商品指数の終値又は価格の算出又は公表が中止又は一時停止された場合で、かかる中止又は一時停止が値付日において継続しているときは、本外国指標連動証券の時価を決定すること並びに計算代理人が各日に関する水準又は価格、及び当該日において決定される金額を正確に決定することが難しくなる可能性がある。中止又は一時停止が最終値付日において継続している場合には、計算代理人が本外国指標連動証券の満期時に支払われるべき金額を正確に決定することが難しくなる可能性がある。これらの状況においては、計算代理人は、最適な支払額又は決済額を決定するための代替手順に従うが、それにより投資家は当該手順がなければ受領すると予想していた金額よりも少ない金額を受領することとなる可能性がある。

8.14 本外国指標連動証券の償還価額は大きく変動する可能性のある関係本商品指数のパフォーマンスに連動している

商品及び関係する商品契約(関係本商品指数を対象とした契約を含む。)のパフォーマンスは、需給状態、流動性、天候及び自然災害、直接投資費用、所在地及び税率の変更、政府の措置並びに財政上、政治上、軍事上又は経済上の事由をはじめとした多くの要因に左右される。

こうした事由は関係本商品指数の水準に悪影響を及ぼすおそれがあり、ひいては本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼすおそれがある。

商品の価格は他のアセットクラスよりも変動する傾向があり、商品への投資は他の投資よりもリスクが大きく複雑になる。

需給状態：商品供給の計画及び管理には時間を要する。これは供給サイドの行動範囲が制限され、需要の増減を勘案するための速やかな生産調整が常にできるわけではないことを意味する。需要は地域ごとに異なる可能性もある。実物商品をその所在地から必要とされる地域及び/又は消費される地

域に輸送する際の費用も、価格に影響を及ぼす可能性がある。一年のうちのある時期にしか生産されない農産物等の一部の商品の周期的性質も、大きな価格変動をもたらす可能性がある。

流動性：すべての商品市場が流動的であり、需給状態の変化に迅速かつ十分に対処できるわけではない。商品市場の市場参加者が数社であるという事実は、投機的な投資がマイナスの結果をもたらすおそれがあり、価格を歪める可能性があることを意味する。

天候及び自然災害：好ましくない天候は、一年を通じて一定の商品の供給に影響を及ぼすおそれがある。こうした供給危機は、深刻かつ予測不能な価格変動につながるおそれがある。病気や流行病も農産物の価格に影響を及ぼすおそれがある。

直接投資費用：商品への直接投資は、保管費用、保険料及び税金費用を伴う。また、商品に対して利息や配当金は支払われない。したがって、商品への投資のトータル・リターンはこうした要因の影響を受ける。

政府のプログラム及び方針、自然、国際政治、軍事及び経済に関する事由並びに商品及び関係する商品契約に関する取引活動：商品は新興市場国で生産されることが多く、需要は主に工業国から生ずる。多くの新興市場国の政治・経済情勢は先進国と比べてはるかに不安定であり、一般に、急激な政変、政府の介入、未発達な法制度、景気後退や経済の不安定性というリスクからより多くの影響を受ける。政治の危機は投資家の信頼に影響を及ぼすおそれがあり、ひいては商品価格に影響を及ぼすおそれがある。武力紛争も一定の商品の需給状態に影響を及ぼすおそれがある。工業国が商品やサービスの輸入禁止措置を課す可能性もあり、これが商品価格に影響を及ぼすおそれがある。また、供給を規制し、価格に影響を及ぼすことを目的とした組織の設立に向けて多くの商品生産者が協力している。

本外国指標連動証券は、これらすべてのリスク並びにとりわけ以下をはじめとした新興市場地域の経済、社会、政治、財政及び軍事の状況から生ずるより一般的なリスクにさらされる。

政治の不安定性及び金融不安

輸出又は通貨の換算に対する規制強化の可能性

インフレ環境が強まる可能性

国有化又は資産の収用の可能性

中央政府、州政府及び地方政府による規制強化の可能性(為替法及び税金の賦課を含む。)

先進国市場における流動性と比べた新興市場の通貨市場における流動性の欠如

好ましくない成長見通し、追加投資、資源及び自給率

税率の変更：税率及び関税の変更は、商品生産者の収益性マージンに好影響又は悪影響を及ぼす可能性がある。これらの費用が購入者に転嫁される場合には、かかる変更は商品価格に影響を及ぼす可能性があり、ひいては本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼす可能性がある。

上記のリスク要因の一部又は全部の組み合わせは、本商品指数の水準、本外国指標連動証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、これにより投資家に対するリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。

8.15 アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、錫又は亜鉛等の工業用金属に関連する追加的リスク

関係本商品指数の構成銘柄(かかる指数の対象となる実物商品を含む。)が工業用金属の価格に連動する場合には、本商品指数は、商品全般に影響する要因に加え、多数の追加的要因(これらは価格のボラティリティを生じさせる。)にさらされる可能性があり、これらは本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。これらの要因には、以下が含まれる可能性がある：(i)工業用金属を使用した産業活動の水準の変化(人工又は合成の代替品等の代替品の利用可能性を含む。)、(ii)採掘から貯蔵、製錬又は精錬までのサプライチェーンにおける障害、(iii)在庫調整、(iv)生産費用(貯蔵費用、人件費及びエネルギー費用を含む。)の変化、(v)規制遵守(環境に関する規制を含む。)に関連する費用並びに(vi)業界、政府及び消費者の需要の変化(各消費国における変化及び国際的な変化の双方を含む。)

8.16 ココア、コーヒー、とうもろこし、綿、大豆、大豆油、砂糖又は小麦等の農産物及びソフト・コモディティ又は穀類に関連する追加的リスク

関係本商品指数の構成銘柄(かかる指数の対象となる実物商品を含む。)が農産物及びソフト・コモディティ又は穀類の価格に連動する場合には、本商品指数は、商品全般に影響する要因に加え、多数の追加的要因(これらは価格のボラティリティを生じさせる。)にさらされる可能性があり、これらは本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。これらの要因には、とりわけ以下が含まれる可能性がある：(i)天候(洪水、干ばつ及び極寒状態を含む。)、(ii)政府政策の変更、(iii)世界における食料及び衣料需要の変化、(iv)作付けに関する決定、(v)バイオディーゼルの需要の変化並びに(vi)農産物、ソフト・コモディティ又は穀物に対する需要(エンドユーザーにおける需要及び各種産業への供給の需要の双方を含む。)の変化。

8.17 原油、灯油、天然ガス又は無鉛ガソリン等のエネルギー関連商品に関連する追加的リスク

関連本商品指数の構成銘柄(かかる指数の対象となる実物商品を含む。)がエネルギー関連商品の価格に連動する場合には、本商品指数は、商品全般に影響する要因に加え、多数の追加的要因(これらは価格のボラティリティを生じさせる。)にさらされる可能性があり、これらは本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。これらの要因には、とりわけ以下を含む場合がある：(i)エネルギーに対する需要レベルが高い産業活動及び商業活動の水準の変化、(ii)サプライチェーン又はその他のエネルギー資源の生産若しくは供給における障害、(iii)エネルギーの代替資源の価格の変動、(iv)在庫調整、(v)生産費用及び輸送費用の変化、(vi)規制遵守(環境に関する規制を含む。)に関連する費用並びに(vii)業界、政府及び消費者の需要の変化(各消費国における変化及び国際的な変化の双方を含む。)

8.18 金、銀、プラチナ又はパラジウム等の貴金属に関連する追加的リスク

関連本商品指数の構成銘柄(かかる指数の対象となる実物商品を含む。)が貴金属の価格に連動する場合には、本商品指数は、商品全般に影響する要因に加え、多数の追加的要因(これらは価格のボラティリティを生じさせる。)にさらされる可能性があり、これらは本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。これらの要因には、とりわけ以下を含む場合がある：(i)採掘から貯蔵、製錬又は精錬までのサプライチェーンにおける障害、(ii)在庫調整、(iii)生産費用(貯蔵費用、人件費及びエネルギー費用を含む。)の変化、(iv)規制遵守(環境に関する規制を含む。)に関連する費用、(v)業界、政府及び消費者の需要の変化(各消費国における変化及び国際的な変化の双方を含む。)、(vi)貴金属のリースレート、(vii)為替レート、(viii)経済成長及びインフレの水準並びに(ix)消費者、政府、法人及び金融機関が安全な資産として実物の貴金属を保有する(退蔵する)程度(かかる状態は、金融危機/景気回復、他の(金融及び実物)資産の価値の急激な変動又は地政学的な緊張のレベルの変化により引き起こされうるものである。)

8.19 豚赤身肉又は家畜牛等の家畜に関連する追加的リスク

関連本商品指数の構成銘柄(かかる指数の対象となる実物商品を含む。)が家畜の価格に連動する場合には、本商品指数は、商品全般に影響する要因に加え、多数の追加的要因(これらは価格のボラティリティを生じさせる。)にさらされる可能性があり、これらは本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。これらの要因には、とりわけ以下が含まれる可能性がある：(i)天候(洪水、干ばつ及び極寒状態を含む。)、(ii)病気及び飢饉、(iii)政府政策の変更並びに(iv)エンドユーザーの家畜に対する需要の変化。追加的リスクは本外国指標連動証券の価値に不利な影響を及ぼす可能性がある。

8.20 商品に関する法の変更(法律の変更であるか規制の変更であるかを問わない。)は、本外国指標連動証券の調整又は早期償還につながるおそれがある

商品に関する法制度及び規制制度は、本外国指標連動証券に関する原取引又はヘッジ取引についての発行会社の債務に影響を及ぼしうる方法で変更される可能性がある。かかる商品に関する法制度及び規制制度の変更は、本外国指標連動証券の調整又は早期償還、及びかかる早期償還に伴う再投資リスクを発生させるおそれがある。

商品は、特に米国及び欧州をはじめとした、多数の法域における法制度及び規制制度の適用対象となる。これらの法制度及び規制制度に対する変更は、本外国指標連動証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

米国では、ドッド=フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法(以下「ドッド=フランク法」という。)において、米国で営業している外国銀行に適用される規制制度の改革の可能性を含め、広範囲に及ぶ規制改革が規定されており、これによって、特に外国銀行の米国内の子会社は、米国における包括的な健全性要件及び監督上の要件の適用を受ける米国の中間持株会社により保有されることを義務付けられる可能性がある。発行会社の事業及び市場に対する影響の全容は、政府当局が法律及び規制の変更を全面的に実施するまでは把握することができないが、かかる実施のための手続は現在進められているところであり、今後数年にわたって段階的に実施されることとなる。

欧州では、欧州市場インフラ規制(以下「EMIR」という。)及びそれに付随する専門的基準、並びに金融商品市場指令(以下「MIFID」という。)を含めた法制度及び規制制度によって、米国で実施されている法制及び規制の変更と同様の方法で、店頭デリバティブ市場参加者のカウンターパーティ・クレジット・リスクのモニタリング、金融市場の透明性及び流動性に関する懸念に対処しようとしている。市場参加者がEMIRに基づき直面することになる主な拘束として、特定の区分の店頭デリバティブの中央決済機関を通じた決済、中央決済機関を通じた決済の対象外である店頭デリバティブに対するリスク低減技術の適用、取引情報蓄積機関に対する報告、中央決済機関に対する組織的要件、ビジネス行為に関する要件

及び健全性要件の適用、並びに取引情報蓄積機関に適用される一定の追加的要件(一般投資家及び関連当局に対して一定のデータを提供する義務を含む。)の影響のようなものがある。かかる変更は、発行会社の事業及び市場に影響を及ぼす可能性が高いが、かかる影響の全容は、政府当局が法律及び規制の変更を全面的に実施するまでは把握できない(かかる実施のための手続は現在進められているところであり、今後数年にわたって段階的に実施されることとなる。)

ドッド=フランク法、EMIR及びMIFID(以下、EMIR及びMIFIDを併せて「欧州規制」という。)は、先物契約の取引に適用される規制制度に対する大幅な変更を定めている。米国及び欧州の様々な規制機関が、ドッド=フランク法及び欧州規制の多数の要件の実施に向けて規制を採択している最中である。これらの影響の全容は、政府当局が法律及び規制の変更を全面的に実施するまでは把握することができないが、かかる変更は市場の流動性の減少及び市場のボラティリティの増加につながるおそれがあり、それにより先物契約及び/又はその対象となっている商品のパフォーマンスに不利な影響が及ぶ可能性がある。実施されている変更には、以下の事項が含まれる。

市場参加者の商品市場、先物市場及びスワップ市場、並びにその他の実物商品に関する店頭デリバティブ市場に参加する能力を、市場参加者が過去にかかる能力を有していた限度において制限すること。

市場及び市場参加者に対する規制(自己勘定取引及びファンド関連の活動に対する制限(いわゆる「ボルカー・ルール」)を含む。)の水準を厳しくすること。

市場参加者(発行会社を含む。)に対してポジションに関する制限を課すこと。

より多くの店頭デリバティブ取引が規制された取引所又は取引施設において実行され、規制された取引機関を通じて決済されるよう義務付けること。

(発行会社のような)スワップ・ディーラーに、登録を義務付け、自己資本及びマージンに関する要件を含め、各種の追加的な規制要件の適用対象とすること。

先物契約の取引に関連する費用を増加させ、市場参加者及び/又はトレーダーが保有することのできるポジションの規模を制限すること。

かかる商品に関する法制度及び規制制度の変更は、本外国指標連動証券に関する原取引又はヘッジ取引についての発行会社の債務に不利な影響を及ぼすおそれがあり、又は発行会社がコモディティ市場リスクを管理する目的でコモディティ市場にアクセスすることを何らかの理由で全面的又は部分的に違法又は実行不能とする可能性がある。これは結果的に、本外国指標連動証券の調整又は早期償還につながる可能性がある。

本外国指標連動証券について早期償還が行われた場合、早期償還金額は、投資家の当初の投資額を下回る可能性があり、ゼロになる可能性さえ存在する。さらに、投資家は、当該償還手取金を、本外国指標連動証券の利回りと同水準の実効利回りで再投資できない可能性がある。

9. 発行会社及び計算代理人の裁量権(発行会社のヘッジ取引に関するものを含む。)に関連するリスク

現在、発行会社は計算代理人を務めている。計算代理人はとりわけ、償還時に本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。計算代理人の役割の詳細については、本要項第5項「関連商品価格の決定、商品市場障害事由及び諸調整」を参照のこと。

関係本商品指数のスポンサーが関係本商品指数の算出又は公表を中止又は一時停止した場合、本外国指標連動証券の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、又は関係本商品指数の数値が市場障害事由その他の理由により入手若しくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により関係本商品指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人はその職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、値付日(最終値付日を含む。)において関係本商品指数に影響する市場障害事由が発生又は継続しているか否かを決定しなければならない場合があるが、この決定は、その事由によって発行会社又はその関連会社のヘッジ・ポジションを解約する発行会社の能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断に左右される可能性がある。

本商品指数との関連では、本外国指標連動証券の主な投資目的は、本外国指標連動証券の所持人が本商品指数に対する経済的なエクスポージャーを取得できるようにすることである。本商品指数のスポンサーが本商品指数の重大な変更(例えば、算式又は算出方法に定める方法によらない、本商品指数を算出するための算式の変更)を行った場合には、本外国指標連動証券の当初の条件に基づき本外国指標連動証券の投資目的を達成することができなくなる可能性がある。その場合、計算代理人は、本外国指標連動証券の条項に基づき(i)当初の経済的条件及び経済的根拠を維持するために本外国指標連動証券の条項を調整するか、(ii)関連水準自体を算出するか、(iii)支払いを延期するか、(iv)本外国指標連動証券を早期償還するか、又は(v)上記を組み合わせて適用するための裁量権を有することがある。

発行会社のヘッジ取引に関して、投資家は、(i)本外国指標連動証券の条項に基づく裁量権の行使にあたり、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、その都度自らが適当であると判断する要因(とりわけ、本外国指標連動証券に関する発行会社のヘッジ取引に重大な影響を及ぼしているか又は及ぼす可能性のある状況又は事由を含む可能性がある。)を考慮することができること、また、(ii)一定のヘッジ障害事由には適用がない旨を投資家が有する本外国指標連動証券の条項が規定している場合を除き、発行会社のヘッジ取引に影響を及ぼす一定の事由により発行会社及び計算代理人の側に裁量権が生ずる可能性があることを認識するべきである。例えば、リスク要因7.1「本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる」を参照のこと。

ヘッジ取引とは、期限到来時に本外国指標連動証券に基づき支払われる現金又は引き渡される資産に対する発行会社のエクスポージャーをカバーするために、発行会社又はその一つ若しくは複数の関連会社が行う取引(もしあれば)である。これには、本商品指数への直接投資又は本商品指数若しくはその他の手法を参照するデリバティブ契約の締結を伴うことがある。発行会社が行う一定のヘッジ取引(もしあれば)及びそのコストは、本外国指標連動証券の発行価格及び/又は経済的条件の重大な決定要因となる可能性がある。そのため、発行会社のヘッジ取引に悪影響を及ぼす事由が生じた場合には、発行会社又は発行会社に代わる計算代理人は、当該事由が発行会社のヘッジ取引に及ぼす影響に対処するために自らの裁量により選択することができ、かつ本外国指標連動証券の条項に基づき自らが実施可能な選択肢を有することがある。この選択肢には、本外国指標連動証券の条項の調整又は本外国指標連動証券の早期償還を含む場合がある。早期償還の場合に投資家が受け取る早期償還金額は、償還前の投資家が有する本外国指標連動証券の償還価格から発行会社のヘッジ取引に関連する費用を控除したものに相当する。この金額は投資家の当初投資額を下回ることがあるため、投資家は、投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。リスク要因7.1「本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる」を参照のこと。

10. LIBOR、EURIBOR等の金利指標や株価指数、商品指数、外国為替指数といった「ベンチマーク」の改革に関連するリスク

ロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)、ユーロ銀行間取引金利(以下「EURIBOR」という。)並びにその他の金利、株式、商品、外国為替及び「ベンチマーク」とみなされるその他の種類の指標は、近年の国内外その他の改革のための規制ガイダンス及び提案のテーマとなっている。こうした改革の中には、既に効力が生じているものがある一方で、まだ実施されていないものもある。こうした改革により、上記の「ベンチマーク」が過去とは異なる形で機能したり、すべて消滅したり、予測不能なその他の結果を招く可能性がある。そうした結果は、かかる「ベンチマーク」に連動する本外国指標連動証券に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

「ベンチマーク」の改革に関する主な国際提案には、IOSCOの金融指標に関する原則(2013年7月)(以下「IOSCO指標原則」という。)並びに金融商品及び金融契約又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するベンチマークとして使用される指標に関するEUの規制案(以下「指標規制」という。)がある。

IOSCO指標原則は、金融市場において使用される指標に関する原則についての包括的な枠組みを構築することを目指しており、特にガバナンス及び説明責任並びに指標の設計及び算出方法の質及び透明性を取り扱っている。IOSCO指標原則の市場における自主的採用の状況について2015年2月にIOSCOにより公表されたレビューは、ベンチマーク業界は変化しており、今後IOSCOによる追加措置が必要となる可能性があること、しかしそうした措置をどのようなものにすべきかを定めるには時期尚早であることを記している。レビューは、IOSCO指標原則の公表に対

する市場の反応が大きく、調査対象となった管理者の大多数がIOSCO指標原則を実施するために幅広い努力をしていることを述べている。

2016年5月17日に、欧州連合理事会は指標規制を採択した。指標規制はEU官報(Office Journal of the EU)における公表の翌日から発効する予定で、かかる公表は2016年6月に行われる見込みである。同規制は、発効から18カ月後から適用される予定である(但し、経過措置が適用される)。

指標規制は、EU内の「ベンチマーク」の「開発者」、「管理者」及び「利用者」に対して適用され、とりわけ、(i)ベンチマークの管理者に対して認可を受けること(EUに本社がない場合には、その所在する法域において一定の「同等」の条件を充たすこと、加盟国の当局により同等であるとの判断を待つ間に「承認」されること、又はEUの管轄当局によりかかる目的において「推奨」を受けること)、及び「ベンチマーク」の管理に関する要件を遵守することを要求し、(ii)認可を受けていない管理者による「ベンチマーク」の利用を禁止する。指標規制の範囲は広く、LIBORやEURIBOR等のいわゆる「重要なベンチマーク」指標のほか、一定の金融商品(EU内の規制市場、EUの多角的取引システム(MTF)、EUの組織化された取引システム(OTF)若しくは「内部執行業者」に上場されている証券若しくは店頭デリバティブ)、一定の金融契約及び投資ファンドにおいて参照されるその他多くの金利指標並びに株価指数、商品指数、外国為替指数やその他の指数(「独自の」指数や戦略を含む。)に対しても適用されることとなる。異なる種類の「ベンチマーク」には、より厳しいか又はより緩やかな要件が課される。特に、「ベンチマーク」が金利又は商品を基礎としたものでなく、ベンチマークを参照する金融商品、金融契約又は投資ファンドの最近6カ月間の平均価額の合計が500億ユーロ未満の場合は、より緩やかな制度が適用されるが、この場合さらなる条件の対象となる。

指標規制は、以下の場合を含め、「ベンチマーク」レート又は指標に連動する本外国指標連動証券に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。

「ベンチマーク」であるレート又は指標の管理者が認可を受けていないか又は(適用のある経過規定に従うことを条件として)EU外の法域に本社を置く場合には「同等」の条件を充たしていないか、同等であるとの判断を待つ間に「承認」を受けていないか、又はかかる目的において「推奨」されていない場合、当該レート又は指標を「ベンチマーク」として利用できない可能性がある。その場合、当該「ベンチマーク」及び本外国指標連動証券の適用のある条件によっては、本外国指標連動証券が上場廃止とされるか、調整されるか、満期前に償還されるか、又はその他の形で影響を受ける可能性がある。

指標規制の条件に従うために、「ベンチマーク」の算出方法又はその他の条件が変更される可能性がある。また、そうした変更は、比率や水準を増減させる効果又は公表された比率や水準のボラティリティに影響を及ぼす効果を有する可能性があり、本外国指標連動証券の条件の調整(計算代理人がその裁量により比率や水準を決定することを含む。)に繋がる可能性がある。

国内外その他の改革に関する提案や規制当局による「ベンチマーク」の包括的監視の強化はいずれも、「ベンチマーク」の管理に係るコスト及びリスクあるいは「ベンチマーク」の設定への参加及び上記の規制又は要件の遵守に係るコスト及びリスクを増加させる可能性がある。かかる要因は、市場参加者が一定の「ベンチマーク」の管理若しくはそれへの貢献を継続することを妨げる効果を有し、一定の「ベンチマーク」において用いられる規則若しくは算出方法の変更を招き、又は一定の「ベンチマーク」の消滅をもたらす可能性がある。「ベンチマーク」の消滅又は「ベンチマーク」の管理方法の変更は、条件の調整、早期償還、計算代理人による裁量的な評価、当該「ベンチマーク」に連動する本外国指標連動証券の上場廃止又はかかる本外国指標連動証券に関するその他の結果をもたらす可能性がある。かかる結果はいずれも、本外国指標連動証券の価値及びそのリターンに対し、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

11. 税務に関連するリスク

11.1 総則

投資家は、関税その他の税金及び/又は費用(適用ある保管手数料、取引手数料、印紙税及びその他の手数料を含む。)が本外国指標連動証券の譲渡が行われる国における法律及び慣行に準拠して課される可能性があること、また、これらのすべての税金及び/又は費用を支払うことは投資家の義務であることを認識すべきである。

本外国指標連動証券に基づき行われる支払いは、いずれも発行会社の設立国(又は当該国の当局若しくは政治的下部組織)により課される現在又は将来の税金を負担することなく、また、当該税金に関する源泉徴収及び控除なしに行われるものとする(但し、当該源泉徴収又は控除が法律により義務づけられる場合については、この限りでない。)。かかる源泉徴収又は控除が法律により義務づけられる場合には、発行会社は、一定の場合を除き、当該源泉徴収又は控除が行われた金額を補填するために追加額を支払わなければならない。また、かかる事由は追加的障害事由である発行会社課税事由に該当するため、発行会社は、これにより本外国指標連動証券を早期償還できるようになる。いかなる場合であっても、FATCA(以下に定義する。)又は米国源泉徴収税(配当、配当同等支払金並びに米国にある不動産の直接持分及び間接持分に関するものを含むが、これに限られない。)に関して追加額は支払われない。

11.2 税法の変更

税規制及び関連課税当局によるその適用方法は(場合により遡及的効力をもって)変更され、異なる解釈が適用される可能性があり、本外国指標連動証券の価値に悪影響を与えるおそれがある。かかる変更により本外国指標連動証券の税務上の取り扱いが購入時点の税務見解から変更される可能性があり、また関係する税法及び慣行に関する本書の記載内容が本外国指標連動証券について網羅的に重要な税務上の考察を行う上で不正確又は不十分となるおそれがある。ある時点において適用される税務上の正確な取り扱いを予測することは不可能であり、税法の変更は発行会社に本外国指標連動証券の条項を修正し、又は本外国指標連動証券を償還する権利を与えることもある。

11.3 米国の外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収

FATCA(以下に定義する。)に基づき、発行会社(及び支払手続に關与する仲介機関)は、本外国指標連動証券の各所持人に対し、当該所持人及びその一定の所有者に関する証明書及び識別情報の提供を要求することができる。かかる情報が提供されない場合又は一定の米国外金融機関がFATCAを遵守しない場合には、当該所持人への支払金(償還金及び総受取金を含む。)につき30%の税金を源泉徴収することが発行会社(又は仲介機関)に義務づけられることがあり、発行会社及びその他の者は、この源泉徴収に関して追加額を支払わない。かかる源泉徴収は、現在FATCAの源泉徴収の対象となっている米国源泉の支払いの場合を除き、2019年1月1日より前には開始されない。米国源泉の支払いは概ね配当同等支払金に限られるはずである(但し、IRSが米国の有価証券を参照するその他の支払金を米国源泉所得として取り扱おうとしないという保証は一切ない。)。 「FATCA」とは、内国歳入法第1471条乃至第1474条、上記各条項に関する現在若しくは将来の最終的な規制若しくは公式解釈、内国歳入法第1471条(b)に基づき締結された契約、又は内国歳入法の上記各条項の実施に関連して締結された政府間協定に基づき採用される米国内外の財務若しくは監督に関する法律、規則若しくは慣行を意味する。

グロスアップの不存在

発行会社は、本外国指標連動証券の所持人に対し、FATCAに関連して源泉徴収された税金又は米国の源泉徴収税(配当、配当同等支払金並びに米国にある不動産の直接持分及び間接持分に関するものを含むが、これに限られない。)を補償することを目的とした追加的支払いを行わない。

11.4 提案されている欧州の金融取引税(「FTT」)

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア(以下「参加加盟国」という。)における共通のFTTに関する指令のための提案(以下「委員会提案」という。)を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明している。

委員会提案は範囲が非常に広いものであり、同提案が導入された場合、特定の状況においては、本外国指標連動証券に関する特定の取引(流通市場における取引を含む。)に適用される可能性がある。規制(EC)第1287/2006号第5条(c)に記載の発行市場取引に関しては、適用除外となる見込みである。

委員会提案では、FTTは特定の状況においては、参加加盟国の内外に所在する者に対して適用される可能性がある。一般に、少なくとも1名の当事者が金融機関であり、少なくとも1名の当事者が参加加盟国で設立されている場合に、本外国指標連動証券に関する特定の取引に適用されることとなる。金融機関は、(a)参加加盟国内で設立されている者と取引を行うことによって、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国で発行されている場合など、幅広い状況下において参加加盟国で「設立」されたものであると判断され、又は「設立」されているとみなされる可能性がある。

しかしながら、FTTに関する提案については、今後参加加盟国の間で協議が行われる予定であり、かかる税金の範囲及び実施については不明確である。前記以外のEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本外国指標連動証券の所持人になろうとする者は、FTTに関して各自専門家の助言を受けることを推奨される。

12. 本外国指標連動証券に基づき権利を行使する能力に関連するリスク

支払猶予期間の終了をはじめとする発行会社の債務不履行事由(本外国指標連動証券に基づき支払うべき金額を支払わない場合及び発行会社に対して解散命令が出された場合等)の後、投資家は、(i)本外国指標連動証券を保有し続けることを決定する(この場合、かかる本外国指標連動証券の時価は大幅に下落する可能性がある。)か、又は(ii)発行会社に対して、また(CREST証書でない場合には)発行・支払代理人に対して通知した上で、その有する本外国指標連動証券を早期償還金額にて即時償還するよう要求することができる。この金額は投資家の当初投資額を下回ることがあるため、投資家は、投資額の一部又は全部を喪失する可能性がある。リスク要因7.1「本外国指標連動証券は、調整及び早期償還のリスクにさらされる」も参照のこと。

また、リスク要因7.11「本外国指標連動証券が振替決済型である場合のリスクが存在する」も参照のこと。

13. 利益相反に関連するリスク

13.1 発行会社又は計算代理人としてのパークレイズは、本外国指標連動証券の条項に基づき、本外国指標連動証券所持人の利益に反する形で行使可能な一定の裁量権を有している

リスク要因9「発行会社及び計算代理人の裁量権(発行会社のヘッジ取引に関するものを含む。)に関連するリスク」を参照のこと。

13.2 発行会社又はその関連会社による売買等の取引は、本商品指数及びその構成銘柄の水準、数値又は価格に影響を及ぼす可能性がある

パークレイズの通常の取引慣行又は本外国指標連動証券に基づく債務のヘッジに関連して、パークレイズは、同種の商品又は本商品指数若しくはその構成銘柄に関するデリバティブ商品を随時売買する可能性がある。こうした売買取引は、ブロックトレードを含む、パークレイズの他の顧客のための取引や管理口座における取引を促進するにあたり、本外国指標連動証券に関する投資家の利益とパークレイズが自己の口座に関して有する利益との間で利益相反を生じさせる可能性がある。また、こうした売買取引は、満期前における本外国指標連動証券の時価又は投資家が満期時、支払日若しくは決済日に受け取る金額を減少させることにより、本商品指数の水準、数値又は価格に影響を及ぼす可能性もある。パークレイズが本商品指数若しくはその構成銘柄又は本商品指数若しくはその構成銘柄に係るデリバティブ商品若しくは複合商品に関連するヘッジ・ポジションを有する場合には、パークレイズは、本外国指標連動証券の発行期間前、発行期間中又は発行期間後のいずれの時点においても、かかる持ち高の一部を増加させるか、又は売却することができる。こうした取引は、投資家による本外国指標連動証券への投資にとって不利な形で、満期時に支払われる金額、支払日に支払われる金額又は本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼす可能性がある。今後の市況等によっては、これらのヘッジ・ポジションの総額及び構成は時間の経過とともに変化する可能性がある。また、パークレイズは、本外国指標連動証券のロング・ポジション若しくはショート・ポジションを購入又は取得する可能性がある。パークレイズは、かかる本外国指標連動証券のポジションを維持するか、又は転売する可能性がある。

13.3 調査レポートやその他の取引は、投資家とパークレイズとの間で利益相反を生み出す可能性がある

パークレイズは、本商品指数又はその構成銘柄に関する調査レポートをこれまでに公表している可能性があり、また、将来において公表する可能性がある。こうした調査において表明される見解は、予告なく随時変更される可能性があり、また、本外国指標連動証券の購入又は保有とは相容れない意見表明や推奨を行う可能性がある。こうした行為は、本商品指数又はその構成銘柄の水準、数値又は価格、ひいては本外国指標連動証券の時価に影響を及ぼす可能性がある。また、市場において取引を行う他の専門家は、パークレイズとは大きく異なる見解を随時有する可能性がある。本外国指標連動証券の購入に関連して、投資家は、本商品指数を調査するべきであり、本商品指数及びその構成銘柄の将来の動きに関するパークレイズの見解に依拠するべきではない。

パークレイズは、リターンが本商品指数に連動する他の有価証券又は金融商品を発行若しくは引き受け、あるいは関連のない法人によるこれらの発行若しくは引受けを支援する可能性もある。このようにして市場に競合商品を投入することにより、パークレイズは、本外国指標連動証券の時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

13.4 パークレイズは本商品指数又は構成銘柄に関する秘密情報を有する可能性がある

パークレイズは、現在又は将来において、本商品指数の算出、公表又は維持について責任を負う本商品指数の「スポンサー」と称される個人又は組織と関係する事業を営む可能性がある。また、パークレイズは、本商品指数の構成銘柄と関係する事業(スポンサー又は発行体への貸付、出資及び投資銀行業務、資産運用業務又はその他のアドバイザリー業務の提供を含む。)を営む可能性がある。こうした活動に関連して、パークレイズは、本商品指数又はその構成銘柄に関してパークレイズが投資家に対して公表しない情報を受け取る可能性がある。

13.5 販売会社及び利益相反

任命された幹事会社及び/又は販売会社は、発行会社から付与される権限に基づき行為すると同時に、(法律により許容される範囲内で)提供した業務及び本外国指標連動証券の販売実績に基づき手数料及

び/又は費用を受け取ることができるため、一般向け販売により売り出される本外国指標連動証券について利益相反が生じる潜在的な可能性がある。

13.6 投資家と関係本商品指数のスポンサーとの間に利益相反の可能性が存在する

一部のインデックス・スポンサー及びその関連会社は、商品指数の対象となっている商品について、その先物契約及び先物契約に関するオプションの活発な取引を行っている。一部のインデックス・スポンサー及びその関連会社は、商品又は商品指数のパフォーマンスに連動する市場の有価証券、スワップ、オプション、デリバティブ、及び関連する金融商品の取引にも活発に参入しており、それらの取引を行っている。また一部のインデックス・スポンサー及びその関連会社は、商品指数に連動するその他の有価証券又は金融商品を引き受け、又は発行する可能性があり、商品指数について、公表のため又は関連のない第三者が使用できるように、ライセンスを供与する場合がある。これらの活動により利益相反が生じる可能性があり、関係本商品指数の水準、ひいては本外国指標連動証券の価値に影響を及ぼす可能性がある。

信託報酬

第一管理信託報酬(信託契約に定義する。)については発行会社が負担する。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

()個人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同様。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%(所得税15%及び地方税5%)の税率となる(但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率となる。)。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。平成28年1月1日から、差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。

<償還金の受取時>

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」という。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として20%(所得税15%及び地方税5%)の税率(但し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率となる。)による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

償還金の受取時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。平成28年1月1日から、差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等、並びに上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

()法人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

<償還金の受取時>

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

各本受益権に係る手取金等の金額の総額は、以下のとおりである。

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
8,000億円 (注1)	4億円 (注2)	7,996億円 (注1)

(注1) 当該金額は、上限金額である。

(注2) 当該金額は、各本受益権が上限金額まで発行された場合の発行諸費用の見積概算額である。

(2)【手取金の使途】

各本受益権に係る信託の信託財産として拠出された本外国指標連動証券の発行に係る手取金は、ヘッジ目的又は一般事業目的で使用される。

第2【売出要項】

該当なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社、委託者及びiPath®の名称及びロゴ、本受益権の名称並びに本外国指標連動証券の名称を記載することがある。また、目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「本受益権は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本受益権の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本受益権は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本受益権の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Beneficial Interests have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Beneficial Interests are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.」

「本受益権に係る為替リスク

本受益権の東京証券取引所での市場価格、発行価格、買取価格等は日本円により表示されるが、本受益権の原資産である本外国指標連動証券は、米ドル建てである。本受益権の投資家は、実質的には米ドル建資産に投資を行うことになるので、円換算した投資は為替相場の変動により影響を受ける。これにより、円換算した本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがある。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2015年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
平成28年6月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本商品指数の水準により決定されるため、これらの商品指数についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

トータル・リターン指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	5,775.291	5,387.618	5,129.905	5,185.198	3,335.081	
	最低	4,370.013	4,226.179	4,507.259	3,232.798	2,124.236	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	2,156.647	2,021.723	2,210.784	2,331.045	2,388.668	2,497.275
	最低	1,860.661	1,871.051	2,024.285	2,031.363	2,211.317	2,321.106

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® 貴金属指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	2,559.965	2,378.513	2,207.076	1,738.207	1,616.785	
	最低	1,760.295	1,993.917	1,511.819	1,414.437	1,286.132	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	1,372.515	1,524.220	1,549.326	1,590.386	1,594.835	1,633.531
	最低	1,312.886	1,377.049	1,489.075	1,483.733	1,490.000	1,484.990

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	2,105.769	1,764.288	1,631.715	1,439.836	1,325.121	
	最低	1,464.001	1,422.753	1,298.737	1,257.979	905.989	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	941.770	973.831	1,018.96	1,042.811	1,042.833	1,024.747
	最低	890.719	923.42	969.091	947.262	952.611	964.668

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® エネルギー指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	1,272.483	1,220.776	1,187.730	1,210.942	686.163	
	最低	926.357	895.665	991.508	629.964	356.364	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	367.978	321.002	366.882	399.308	418.409	434.175
	最低	279.532	280.078	321.995	323.382	370.652	395.13

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® 農産物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	910.0845	891.2542	765.136	721.9249	551.0696	
	最低	637.9559	621.1657	606.5812	496.8169	442.9525	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	450.5772	445.9102	456.7724	482.0182	488.6034	524.3548
	最低	438.3358	430.9198	428.3641	438.5709	456.6501	480.9477

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® 穀物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	561.8282	604.4029	519.4051	477.6651	368.5843	
	最低	386.5212	398.7615	398.9791	309.0658	289.1879	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	297.01	296.4696	297.0554	317.6235	319.6017	340.9392
	最低	283.8035	282.2423	279.943	286.1276	296.3756	300.5893

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	153.8975	114.4701	91.1676	93.5640	69.4410	
	最低	104.6939	86.6538	76.8853	67.0172	54.2560	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	60.8868	56.925	63.0361	62.7848	64.4565	72.6415
	最低	55.8768	54.6286	56.6468	57.8007	61.2027	64.1165

出所：ブルームバーグ

S&P GSCI® 畜産物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	2,430.882	2,334.769	2,167.589	2,548.514	2,388.509	
	最低	2,049.491	2,047.826	1,934.191	2,083.916	1,742.997	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 1月	2016年 2月	2016年 3月	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月
	最高	1944.408	1,965.934	2,021.598	1,922.359	1,921.432	1,939.086
	最低	1841.357	1,871.416	1,915.958	1,808.468	1,822.646	1,837.332

出所：ブルームバーグ

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当なし。